

枚方市議会定例会議案書

(令和5年3月定例会)

目 次

報告第21号	専決事項の報告について	…	1
	専決第15号 損害賠償の額を定めることについて	…	2
	専決第16号 損害賠償の額を定めることについて	…	4
	専決第17号 損害賠償の額を定めることについて	…	6
	専決第18号 損害賠償の額を定めることについて	…	8
	専決第19号 損害賠償の額を定めることについて	…	10
議案第103号	令和4年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第10号）	…	13
議案第104号	令和4年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	…	89
議案第105号	令和4年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第4号）	…	97
議案第106号	令和4年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	…	109
議案第107号	令和4年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第5号）	…	117
議案第108号	令和4年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第5号）	…	139
議案第109号	令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第3号）	…	144
議案第110号	枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の制定について	…	156
議案第111号	枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	…	159
議案第112号	枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について	…	163
議案第113号	枚方市国民健康保険条例の一部改正について	…	167
議案第114号	枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	…	177
議案第115号	枚方市附属機関条例の一部改正について	…	184
議案第116号	枚方市立障害者社会就労センター条例等の一部改正について	…	189
議案第117号	枚方市保健所事務手数料条例の一部改正について	…	194
議案第118号	枚方市旅館業法施行条例の一部改正について	…	197
議案第119号	枚方市児童福祉施設等条例の一部改正について	…	200
議案第120号	枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	…	203
議案第121号	枚方市基金条例の一部改正について	…	248
議案第122号	枚方市建築行政事務手数料条例及び枚方市建築基準法関係事務条例の一部改正について	…	251
議案第123号	枚方市職員給与条例等の一部改正について	…	288
議案第124号	枚方市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	…	303
議案第125号	市立ひらかた病院の使用料及び手数料条例の一部改正について	…	306
議案第126号	令和5年度包括外部監査契約の締結について	…	310
議案第127号	樟葉西小学校給食調理場改修工事請負契約締結について	…	314
議案第128号	教育委員会委員の任命の同意について	…	320

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年（2023年）3月3日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 専決事項 損害賠償の額を定めることについて（5件）

損害賠償の額を定めることについて

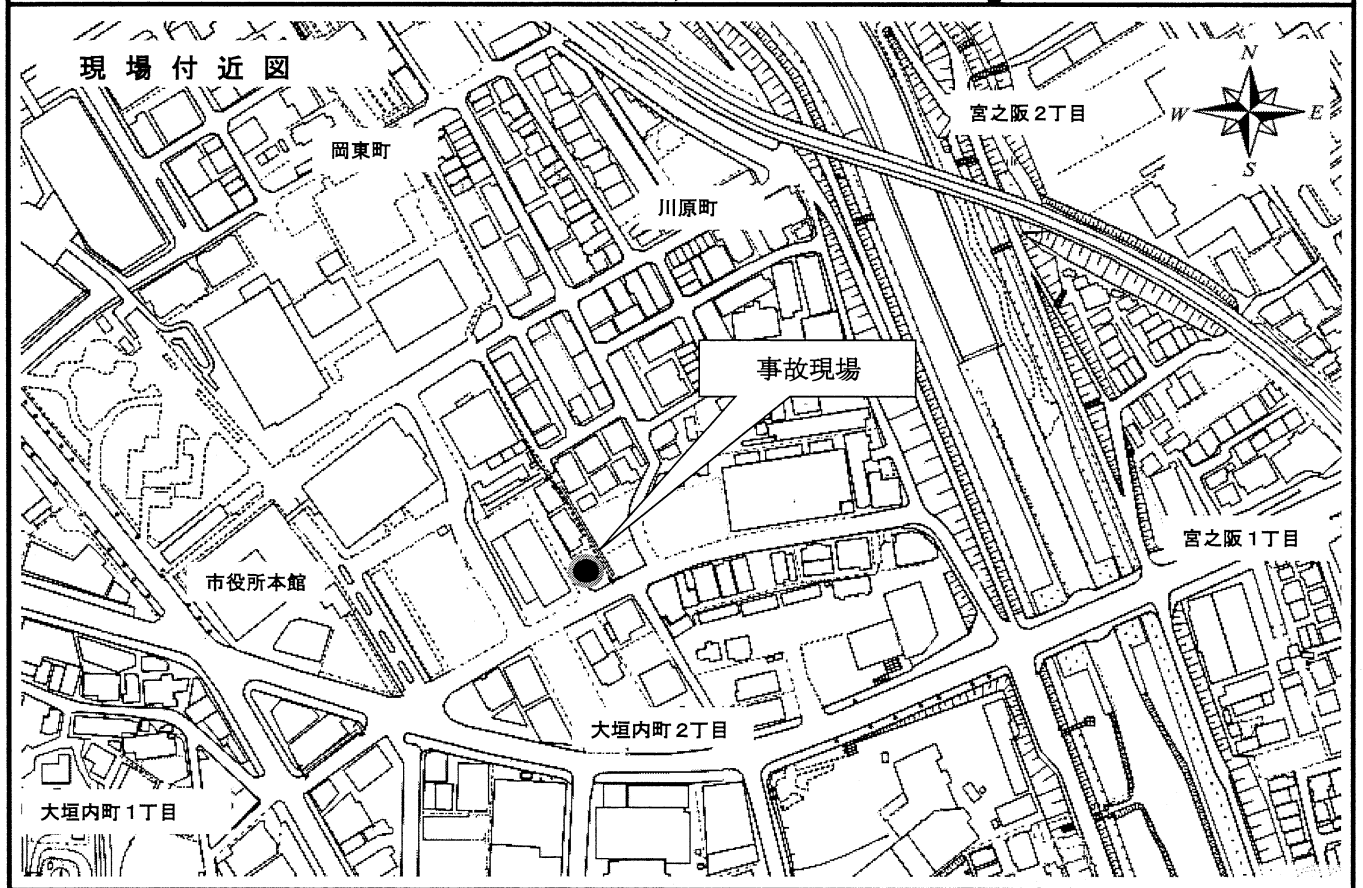
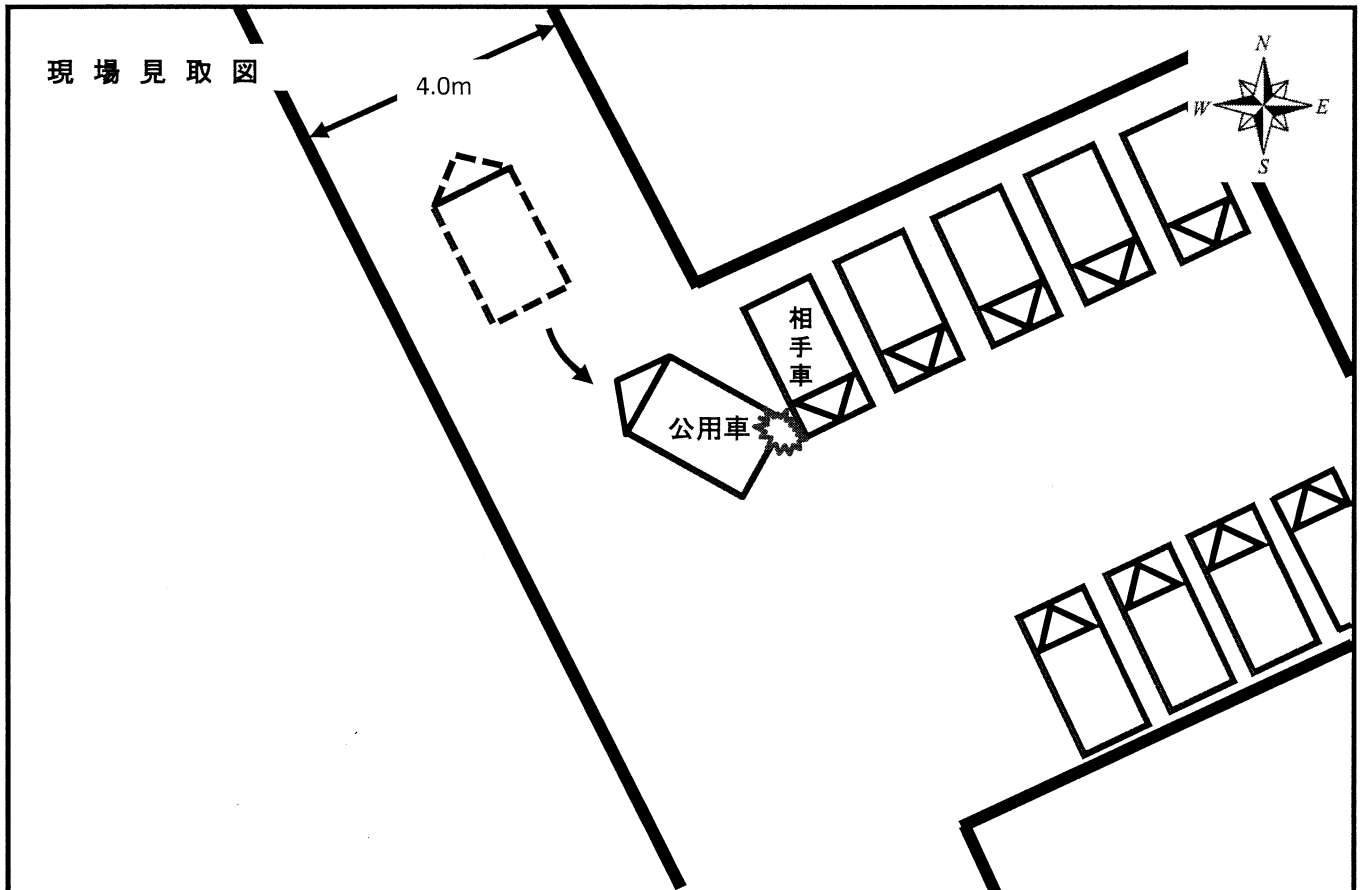
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年（2023年）1月26日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 165,110円
2. 賠償の相手方 枚方市在住者
3. 賠償事件の内容 令和4年10月7日午前11時55分ごろ、本市福祉事務所生活福祉課職員上山尚子が公用車（小型乗用車・大阪502ゆ5489）を運転し、帰庁するために公用車駐車場に向かっていたところ、来庁者駐車場から車が途切れなく出てくるため、別のルートから帰庁しようと直進したが、曲がる角を間違えたことから、引き返そうと方向転換を試み、ハンドルを切りながら後退した際、大垣内町2丁目の駐車場に駐車していた枚方市在住者所有の軽乗用車に接触し、同車が損傷した事故である。
4. 和解の内容
 - (1) 本市は相手方に自己責任額金165,110円を支払う。
 - (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



損害賠償の額を定めることについて

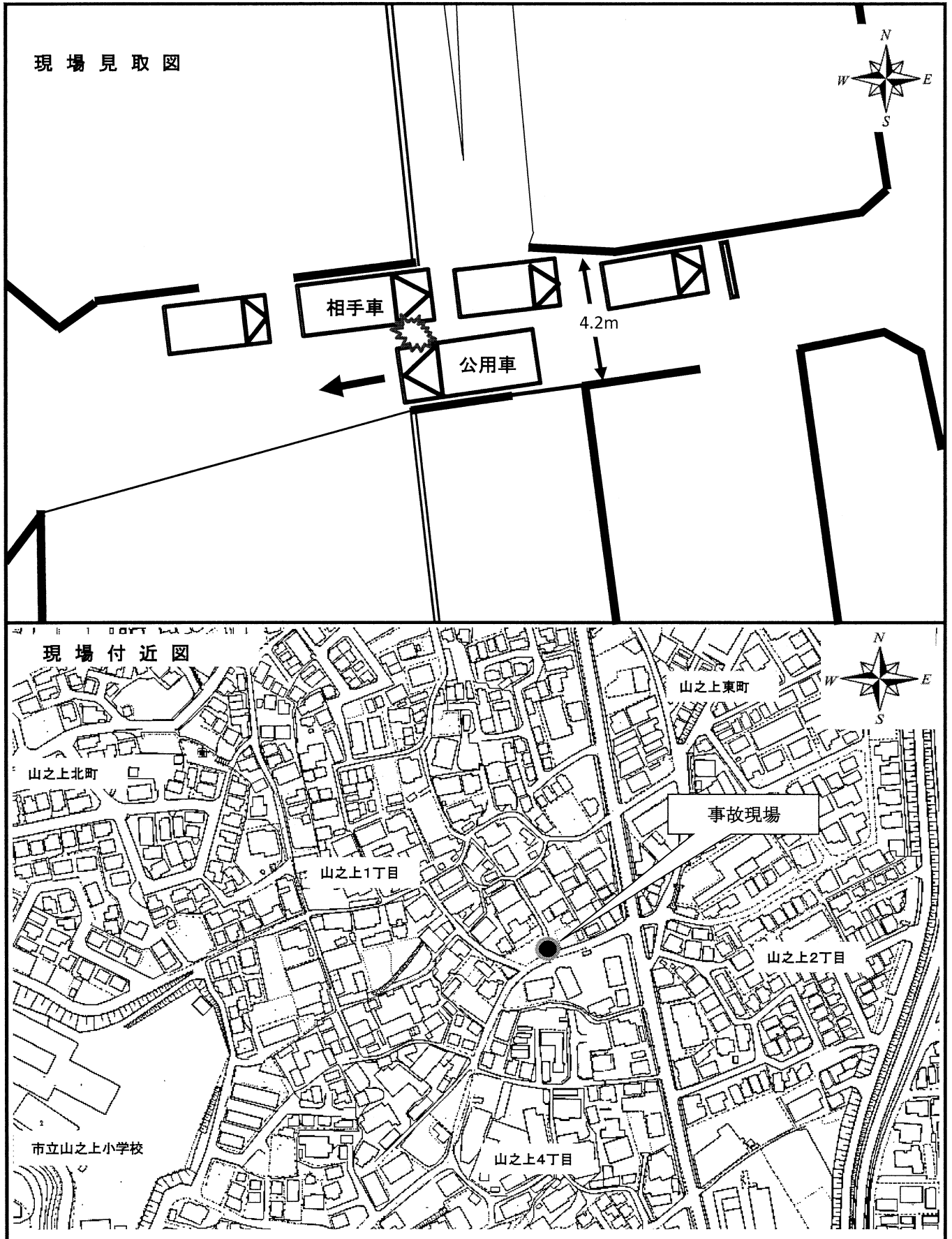
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年（2023年）1月26日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 152,900円
2. 賠償の相手方 枚方市在住者
3. 賠償事件の内容 令和4年10月11日午前10時45分ごろ、本市環境部家庭ごみ業務第1課職員西村聡が公用車（2トン塵芥収集車・大阪800そ4204）を運転し、山之上交差点を北から西へ右折して道路を走行中、対向で信号待ちのため停車していた枚方市在住者が所有する小型貨物車と離合する際に接触し、同車が損傷した事故である。
4. 和解の内容
 - (1) 本市は相手方に自己責任額金152,900円を支払う。
 - (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



損害賠償の額を定めることについて

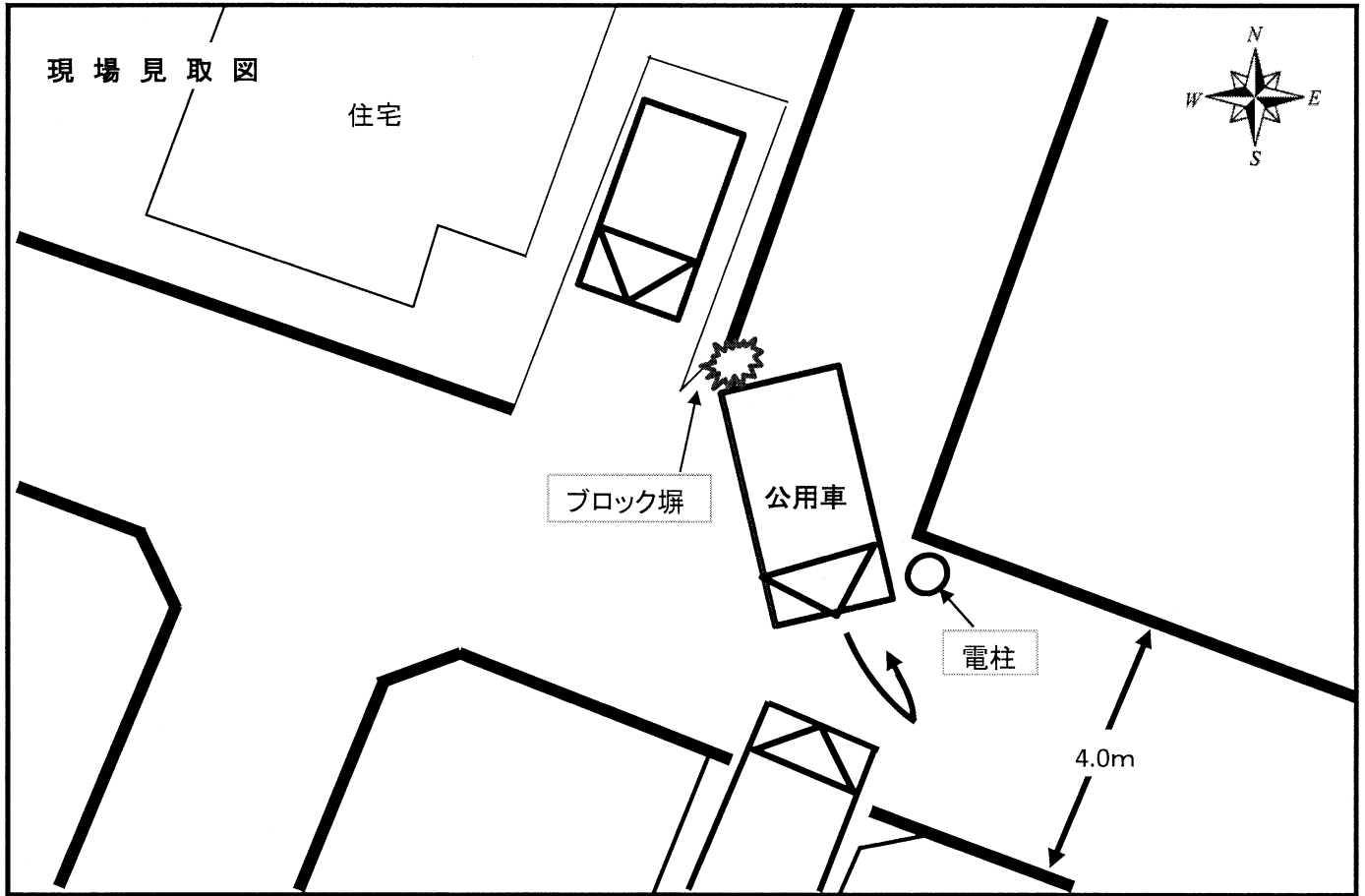
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年（2023年）1月26日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 112,200円
2. 賠償の相手方 枚方市在住者
3. 賠償事件の内容 令和4年12月5日午後3時15分ごろ、本市環境部家庭ごみ業務第1課職員長田泰行が公用車（2トン塵芥収集車・大阪800そ2579）を運転し、招提南町2丁目の丁字路を北から東へ左折したところ、進行方向右手の家の駐車場から車両が道路にはみ出して止まっていたため、切り返しが必要となり後退した際、枚方市在住者所有のブロック塀に接触し、同塀が破損した事故である。
4. 和解の内容
 - (1) 本市は相手方に自己責任額金112,200円を支払う。
 - (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



損害賠償の額を定めることについて

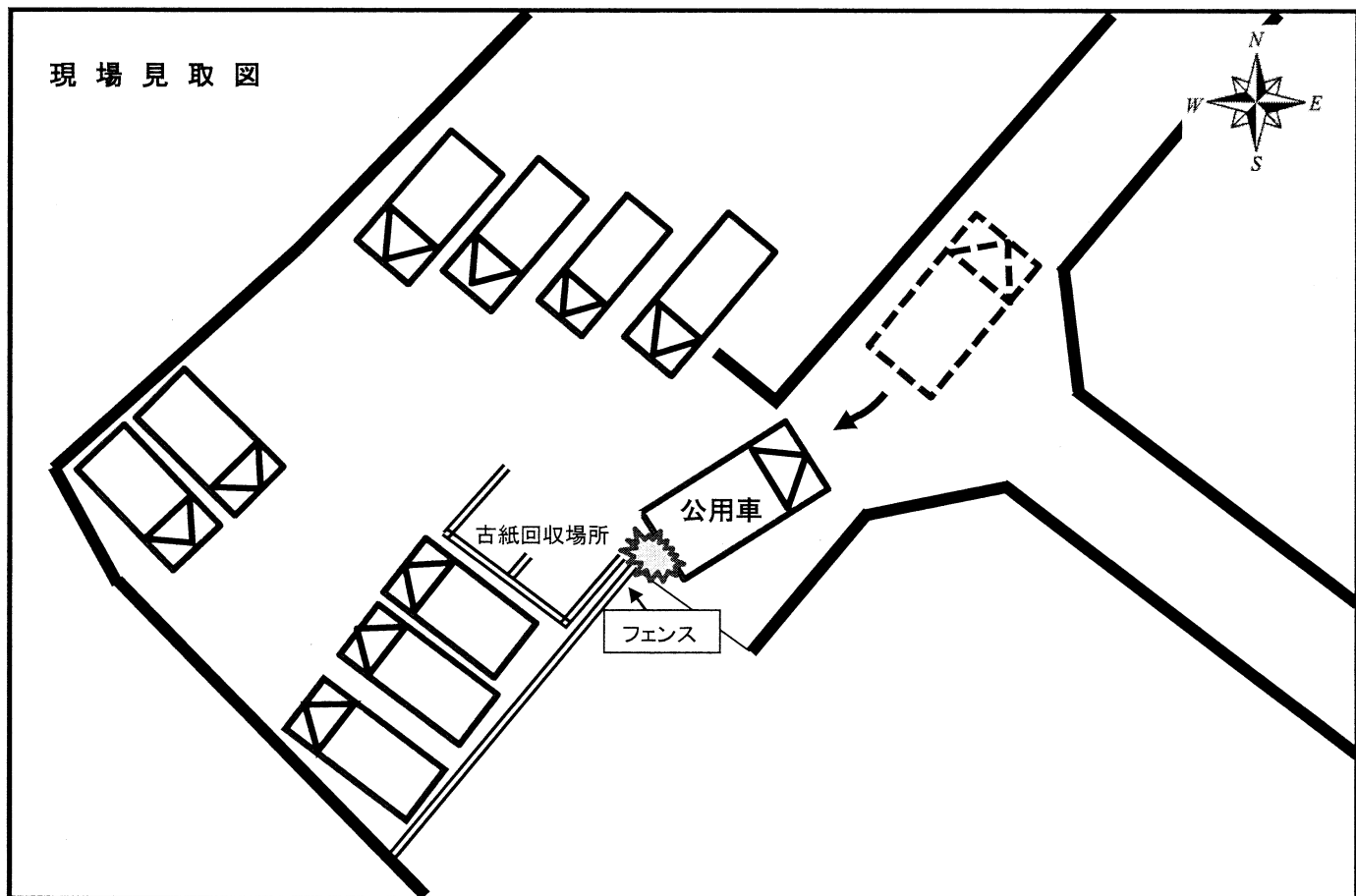
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年（2023年）2月2日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 157,300円
2. 賠償の相手方 枚方市在住者
3. 賠償事件の内容 令和4年8月4日午前10時10分ごろ、本市環境部家庭ごみ業務第2課職員吉川達也が公用車（小型ダンプ車・大阪400ひ2498）を運転し、長尾西町2丁目において古紙回収場所に向かうため後退した際、枚方市在住者所有のフェンスに接触し、同フェンスが破損した事故である。
4. 和解の内容
 - (1) 本市は相手方に自己責任額金157,300円を支払う。
 - (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年（2023年）2月2日専決

枚方市長 伏見 隆

記

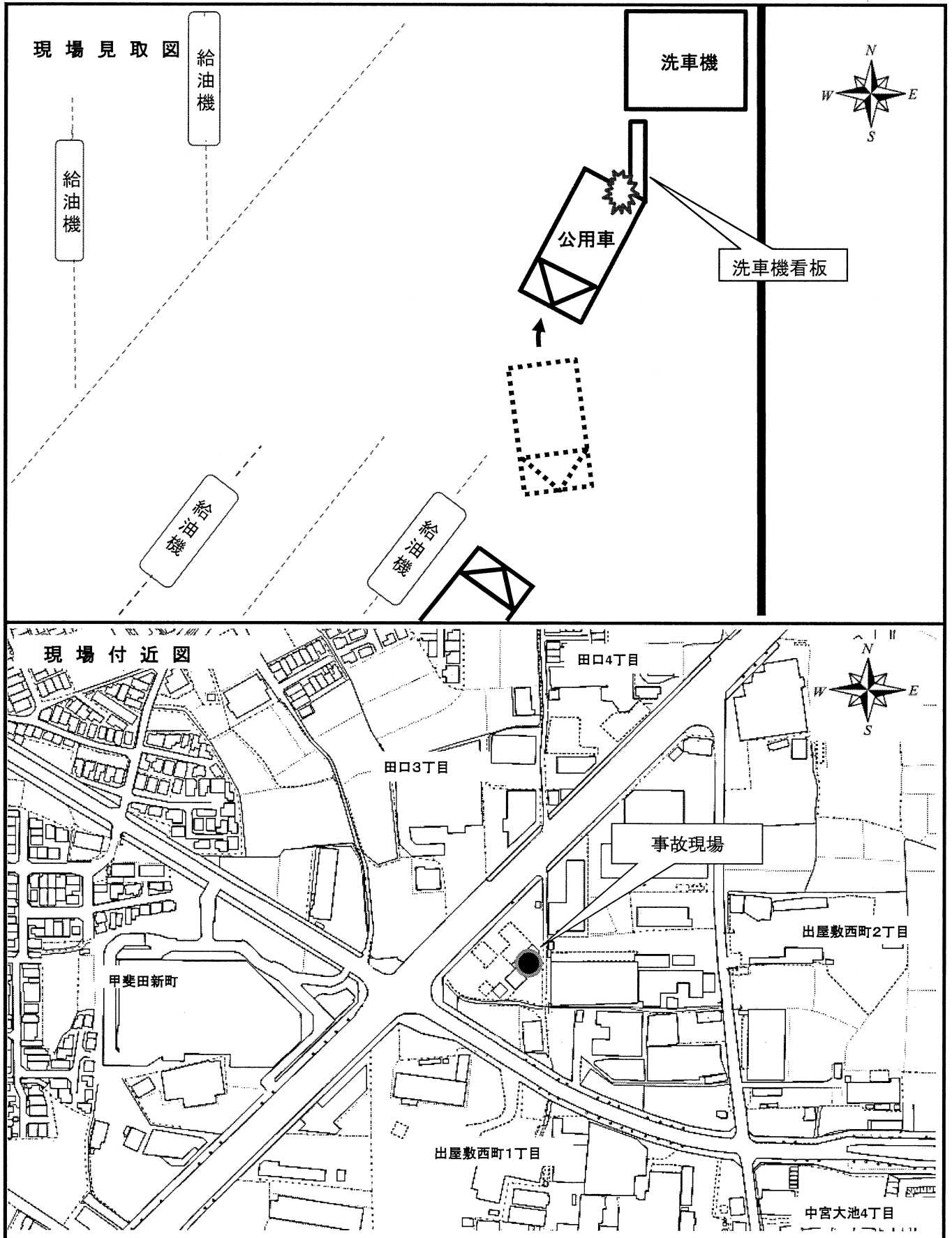
1. 賠償の額 金 48,125円

2. 賠償の相手方 三島郡島本町所在の法人

3. 賠償事件の内容 令和4年12月6日午後3時40分ごろ、本市環境部家庭ごみ業務第2課職員天谷公彦が公用車（2トン塵芥収集車・大阪800そ387）を運転し、給油のため出屋敷西町1丁目の給油所に立ち寄り、給油機へ移動しようとしたが、前方から大型車が進入し進路を塞がれたため、給油場所を変えようと公用車を後退させた際、給油所内に設置されている洗車機看板に接触し、同看板が破損した事故である。

4. 和解の内容

- (1) 本市は相手方に自己責任額金48,125円を支払う。
- (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



令和4年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,540,145千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,660,114千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第4条 繰越明許費の変更は、「第4表 繰越明許費補正」による。

令和5年（2023年）3月3日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		56,097,241	982,171	57,079,412
	(1) 市 民 税	25,273,580	830,803	26,104,383
	(2) 固定資産税	21,999,758	135,790	22,135,548
	(3) 軽自動車税	613,537	16,545	630,082
	(4) 市たばこ税	2,038,476	6,888	2,045,364
	(5) 都市計画税	4,733,692	▲644	4,733,048
	(6) 事業所税	1,438,198	▲7,211	1,430,987
2. 地方譲与税		687,140	▲47,292	639,848
	(1) 自動車重量譲与税	486,738	▲54,590	432,148
	(2) 地方揮発油譲与税	158,102	7,298	165,400
3. 利子割交付金		52,324	5,701	58,025
	(1) 利子割交付金	52,324	5,701	58,025
4. 配当割交付金		349,767	216,682	566,449
	(1) 配当割交付金	349,767	216,682	566,449
5. 株式等譲渡所得割交付金		389,732	242,064	631,796
	(1) 株式等譲渡所得割交付金	389,732	242,064	631,796
6. 法人事業税交付金		518,958	266,744	785,702
	(1) 法人事業税交付金	518,958	266,744	785,702
7. 地方消費税交付金		8,165,881	557,374	8,723,255
	(1) 地方消費税交付金	8,165,881	557,374	8,723,255
8. ゴルフ場利用税交付金		75,873	5,854	81,727
	(1) ゴルフ場利用税交付金	75,873	5,854	81,727
9. 自動車税環境性能割交付金		152,010	▲18,505	133,505
	(1) 自動車税環境性能割交付金	152,010	▲18,505	133,505
10. 地方特例交付金		362,648	82,157	444,805
	(1) 地方特例交付金	361,600	75,531	437,131
	(2) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,048	6,626	7,674
11. 地方交付税		15,241,562	768,569	16,010,131
	(1) 地方交付税	15,241,562	768,569	16,010,131
13. 分担金及び負担金		547,176	▲46,000	501,176
	(2) 負 担 金	545,801	▲46,000	499,801
14. 使用料及び手数料		2,169,649	▲3,580	2,166,069
	(1) 使 用 料	1,676,898	▲5,623	1,671,275

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	(2) 手数料	492,751	2,043	494,794
15. 国庫支出金		45,415,743	▲70,249	45,345,494
	(1) 国庫負担金	29,203,690	▲271,214	28,932,476
	(2) 国庫補助金	16,125,392	201,649	16,327,041
	(3) 国庫委託金	86,661	▲684	85,977
16. 府支出金		17,317,171	▲2,052,352	15,264,819
	(1) 府負担金	8,968,092	▲77,508	8,890,584
	(2) 府補助金	4,723,924	▲607,286	4,116,638
	(3) 府委託金	3,625,155	▲1,367,558	2,257,597
17. 財産収入		278,210	246,572	524,782
	(2) 財産売払収入	208,789	246,572	455,361
18. 寄附金		125,074	137,991	263,065
	(1) 寄附金	125,074	137,991	263,065
19. 繰入金		5,924,959	▲2,839,244	3,085,715
	(1) 基金繰入金	5,805,904	▲2,841,412	2,964,492
	(2) 財産区繰入金	4,304	2,168	6,472
20. 諸収入		1,854,192	212,288	2,066,480
	(4) 収益事業収入	333,834	147,876	481,710
	(5) 雑入	1,504,058	64,412	1,568,470
21. 市債		11,904,382	3,893,200	15,797,582
	(1) 市債	11,904,382	3,893,200	15,797,582
歳入合計		170,119,969	2,540,145	172,660,114

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		11,158,789	365,671	11,524,460
	(1) 総務管理費	7,856,271	422,914	8,279,185
	(2) 徴税費	1,533,736	▲1,243	1,532,493
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1,310,575	▲56,000	1,254,575
	(4) 選挙費	336,649	-	336,649
3. 民生費		84,033,869	▲2,970,652	81,063,217
	(1) 社会福祉費	38,862,808	▲2,638,498	36,224,310
	(2) 児童福祉費	30,817,876	▲333,954	30,483,922
	(4) 災害救助費	13,473	1,800	15,273
4. 衛生費		20,988,892	▲241,193	20,747,699
	(1) 保健衛生費	13,576,761	▲259,030	13,317,731
	(2) 清掃費	7,412,131	17,837	7,429,968
6. 商工費		444,282	▲18,148	426,134
	(1) 商工費	444,282	▲18,148	426,134
7. 土木費		18,405,039	1,229,412	19,634,451
	(1) 土木管理費	401,156	▲5,096	396,060
	(2) 道路橋梁費	2,720,614	▲651,012	2,069,602
	(4) 都市計画費	15,223,341	1,885,520	17,108,861
8. 消防費		4,638,541	358,598	4,997,139
	(1) 消防費	4,638,541	358,598	4,997,139
9. 教育費		14,473,862	3,694,832	18,168,694
	(1) 教育総務費	4,049,928	▲88,834	3,961,094
	(2) 小学校費	3,991,070	2,245,991	6,237,061
	(3) 中学校費	1,577,341	1,294,183	2,871,524
	(4) 幼稚園費	679,793	▲2,439	677,354
	(5) 社会教育費	1,532,553	▲15,092	1,517,461
	(6) 保健体育費	2,643,177	261,023	2,904,200
10. 公債費		11,983,032	▲408,375	11,574,657
	(1) 公債費	11,983,032	▲408,375	11,574,657
11. 諸支出金		2,190,733	530,000	2,720,733
	(1) 諸費	2,190,733	530,000	2,720,733
歳 出 合 計		170,119,969	2,540,145	172,660,114

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種関連経費	-	-	令和4年度から 令和5年度まで	490,000
合 計		(8,400,000) 30,136,288		(8,400,000) 30,626,288

()書は、金融機関等に対する債務保証

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前						
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法
枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	669,300	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
京阪本線連続立体交差事業	580,900						
光善寺駅周辺市街地再開発補助事業	938,400						
牧野長尾線整備事業	410,400						
長尾杉線整備事業	452,900						
御殿山小倉線整備事業	268,700						
公園施設長寿命化改築等事業	12,000						
雨水ポンプ場耐震化事業	174,100						
雨水ポンプ場改築事業	-						
主要道路リフレッシュ整備事業	66,900						
橋梁修繕・補強事業	8,900						
歩道拡幅事業	12,400						
施設改善維持補修事業	554,700						
トイレ改善事業	88,900						
禁野小学校整備事業	146,700						
特別史跡百済寺跡再整備事業	55,400						
合計	11,904,382						

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直

(単位：千円)

法	補 正 後							
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
その他	686,300	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる
	360,000							
	946,500							
	471,700							
	1,088,000							
	767,800							
	42,000							
	142,500							
	103,700							
	-							
	22,100							
	12,100							
	1,711,300							
	1,852,300							
	60,500							
67,000								
	15,797,582							

しを行った後においては、当該見直し後の利率。

第4表 繰越明許費補正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
3. 民生費	(1) 社会福祉費	総合福祉会館管理運営経費	-	1,650
		シルバー作業所管理運営経費	-	2,941
		ひとり親休業手当金	-	390
	(2) 児童福祉費	障害児通所支援事業に係るこどもの安心・安全対策支援事業	-	39,800
		保育所等に係るこどもの安心・安全対策事業補助金	-	13,015
4. 衛生費	(1) 保健衛生費	乳幼児健康診査事業	-	99
7. 土木費	(2) 道路橋梁費	事業推進費	-	3,000
		牧野高槻線及び京都守口線整備事業	-	5,413
		橋梁修繕・補強事業	-	32,000
		交通バリアフリー道路整備事業	-	11,000
		歩道拡幅事業	-	15,800
	(4) 都市計画費	空き家・空き地対策推進事業	-	33,000
		公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業	-	45,000
		京阪本線連続立体交差事業	-	128,911
		連続立体交差事業関連まちづくり事業	-	23,339
		下水道事業会計への負担金	-	601,700
		牧野長尾線整備事業	-	122,908
		中振交野線整備事業	-	37,470
		御殿山小倉線整備事業	-	808,650

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
		長尾杉線整備事業	-	1,057,174
		枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	-	389,473
		枚方市駅周辺再整備調査設計等事業	-	31,032
9. 教育費	(2) 小学校費	学校空調設備整備事業	-	848,730
		施設改善維持補修経費	-	1,075,086
		トイレ改善事業	-	1,377,000
		児童・生徒等の健康管理事業	-	61,650
	(3) 中学校費	学校空調設備整備事業	-	19,141
		施設改善維持補修経費	-	495,606
		トイレ改善事業	-	838,000
		児童・生徒等の健康管理事業	-	29,250
	(5) 社会教育費	特別史跡百済寺跡再整備事業	-	54,340
	(6) 保健体育費	野外活動センター管理運営経費	-	84,938
		施設設備整備工事費	-	104,000
		中学校給食における全員給食実施事業	-	11,000
	合 計			73,070

凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印 刷 製 本 費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通 信 運 搬 費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使 用 料 及 び 賃 借 料 ……使	工 事 請 負 費 ……工	原 材 料 費 ……原
備 品 購 入 費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還 付 加 算 金 ……還加	還 付 金 ……還
投 資 及 び 出 資 金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 市 税	56,097,241	982,171	57,079,412		
(項)					
(1) 市 民 税	25,273,580	830,803	26,104,383		
1. 個 人	22,370,265	603,346	22,973,611	1. 現年課税分	608,924
				2. 滞納繰越分	▲5,578
2. 法 人	2,903,315	227,457	3,130,772	1. 現年課税分	227,462
				2. 滞納繰越分	▲5
(項)					
(2) 固定資産税	21,999,758	135,790	22,135,548		
1. 固定資産税	21,663,451	135,790	21,799,241	1. 現年課税分	144,991
				2. 滞納繰越分	▲9,201
(項)					
(3) 軽自動車税	613,537	16,545	630,082		
1. 軽自動車税	613,537	16,545	630,082	1. 現年課税分	14,910

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 均 等 割	6,772	1. 現年課税分	608,924
2. 所 得 割	602,152	(1) 均 等 割	6,772
		(2) 所 得 割	602,152
1. 滞納繰越分	▲5,578	2. 滞納繰越分	▲5,578
1. 均 等 割	3,853	1. 現年課税分	227,462
2. 法人税割	223,609	(1) 均 等 割	3,853
		(2) 法人税割	223,609
1. 滞納繰越分	▲5	2. 滞納繰越分	▲5
1. 土 地	25,020	1. 現年課税分	144,991
2. 家 屋	5,737	(1) 土 地	25,020
3. 償却資産	114,234	(2) 家 屋	5,737
		(3) 償却資産	114,234
1. 滞納繰越分	▲9,201	2. 滞納繰越分	▲9,201
1. 環境性能割	7,425	1. 現年課税分	14,910
2. 種別割	7,485	(1) 環境性能割	7,425
		(2) 種別割	7,485
		2. 滞納繰越分	1,635

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
				2. 滞納繰越分	1,635
(項)					
(4)市たばこ税	2,038,476	6,888	2,045,364		
1. 市たばこ税	2,038,476	6,888	2,045,364	1. 現年課税分	6,888
(項)					
(5)都市計画税	4,733,692	▲644	4,733,048		
1. 都市計画税	4,733,692	▲644	4,733,048	1. 現年課税分	1,358
				2. 滞納繰越分	▲2,002
(項)					
(6)事業所税	1,438,198	▲7,211	1,430,987		
1. 事業所税	1,438,198	▲7,211	1,430,987	1. 現年課税分	▲7,050
				2. 滞納繰越分	▲161
(款)					
2. 地方譲与税	687,140	▲47,292	639,848		
(項)					
(1)自動車重量譲与税	486,738	▲54,590	432,148		
1. 自動車重量譲与税	486,738	▲54,590	432,148	1. 自動車重量譲与税	▲54,590
(項)					
(2)地方揮発油譲与税	158,102	7,298	165,400		
1. 地方揮発油譲与税	158,102	7,298	165,400	1. 地方揮発油譲与税	7,298

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 滞納繰越分	1,635		
1. 現年課税分	6,888	1. 現年課税分	6,888
1. 土 地	12,439	1. 現年課税分	1,358
2. 家 屋	▲11,081	(1) 土 地	12,439
		(2) 家 屋	▲11,081
		2. 滞納繰越分	▲2,002
1. 滞納繰越分	▲2,002		
1. 資 産 割	▲6,486	1. 現年課税分	▲7,050
2. 従業者割	▲564	(1) 資 産 割	▲6,486
		(2) 従業者割	▲564
		2. 滞納繰越分	▲161
1. 滞納繰越分	▲161		
1. 自動車重量譲与税	▲54,590	1. 自動車重量譲与税	▲54,590
1. 地方揮発油譲与税	7,298	1. 地方揮発油譲与税	7,298

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
3. 利子割交付金	52,324	5,701	58,025		
(項)					
(1) 利子割交付金	52,324	5,701	58,025		
1. 利子割交付金	52,324	5,701	58,025	1. 利子割交付金	5,701
(款)					
4. 配当割交付金	349,767	216,682	566,449		
(項)					
(1) 配当割交付金	349,767	216,682	566,449		
1. 配当割交付金	349,767	216,682	566,449	1. 配当割交付金	216,682
(款)					
5. 株式等譲渡所得割交付金	389,732	242,064	631,796		
(項)					
(1) 株式等譲渡所得割交付金	389,732	242,064	631,796		
1. 株式等譲渡所得割交付金	389,732	242,064	631,796	1. 株式等譲渡所得割交付金	242,064
(款)					
6. 法人事業税交付金	518,958	266,744	785,702		
(項)					
(1) 法人事業税交付金	518,958	266,744	785,702		
1. 法人事業税交付金	518,958	266,744	785,702	1. 法人事業税交付金	266,744
(款)					
7. 地方消費税交付金	8,165,881	557,374	8,723,255		
(項)					
(1) 地方消費税交付金	8,165,881	557,374	8,723,255		
1. 地方消費税交付金	8,165,881	557,374	8,723,255	1. 地方消費税交付金	557,374
(款)					
8. ゴルフ場利用税交付金	75,873	5,854	81,727		
(項)					
(1) ゴルフ場利用税交付金	75,873	5,854	81,727		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 利子割交付金	5,701	1. 利子割交付金	5,701
1. 配当割交付金	216,682	1. 配当割交付金	216,682
1. 株式等譲渡所得割交付金	242,064	1. 株式等譲渡所得割交付金	242,064
1. 法人事業税交付金	266,744	1. 法人事業税交付金	266,744
1. 地方消費税交付金	557,374	1. 地方消費税交付金	557,374

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1. ゴルフ場利用税交付金	75,873	5,854	81,727	1. ゴルフ場利用税交付金	5,854
(款)					
9. 自動車税環境性能割交付金	152,010	▲18,505	133,505		
(項)					
(1) 自動車税環境性能割交付金	152,010	▲18,505	133,505		
1. 自動車税環境性能割交付金	152,010	▲18,505	133,505	1. 自動車税環境性能割交付金	▲18,505
(款)					
10. 地方特例交付金	362,648	82,157	444,805		
(項)					
(1) 地方特例交付金	361,600	75,531	437,131		
1. 地方特例交付金	361,600	75,531	437,131	1. 地方特例交付金	75,531
(項)					
(2) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,048	6,626	7,674		
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,048	6,626	7,674	1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	6,626
(款)					
11. 地方交付税	15,241,562	768,569	16,010,131		
(項)					
(1) 地方交付税	15,241,562	768,569	16,010,131		
1. 地方交付税	15,241,562	768,569	16,010,131	1. 地方交付税	768,569
(款)					
13. 分担金及び負担金	547,176	▲46,000	501,176		
(項)					
(2) 負 担 金	545,801	▲46,000	499,801		
2. 民生費負担金	510,183	▲46,000	464,183	2. 保育所運営費負担金	▲46,000

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. ゴルフ場利用税交付金	5,854	1. ゴルフ場利用税交付金	5,854
1. 自動車税環境性能割交付金	▲18,505	1. 自動車税環境性能割交付金	▲18,505
1. 地方特例交付金	75,531	1. 地方特例交付金	75,531
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	6,626	1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	6,626
1. 普通交付税	668,569	1. 普通交付税	668,569
2. 特別交付税	100,000	2. 特別交付税	100,000
1. 現年度分	▲46,000	1. 現年度分	▲46,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
14. 使用料及び手数料	2,169,649	▲3,580	2,166,069		
(項)					
(1) 使用料	1,676,898	▲5,623	1,671,275		
2. 民生使用料	398,699	▲3,323	395,376	1. 民生使用料	▲3,323
5. 商工使用料	26,440	▲2,300	24,140	1. 商工使用料	▲2,300
(項)					
(2) 手数料	492,751	2,043	494,794		
3. 衛生手数料	332,321	2,043	334,364	1. 塵芥処理手数料	2,886
				2. し尿処理手数料	▲843
(款)					
15. 国庫支出金	45,415,743	▲70,249	45,345,494		
(項)					
(1) 国庫負担金	29,203,690	▲271,214	28,932,476		
2. 民生費国庫負担金	26,122,527	10,754	26,133,281	4. 児童扶養手当負担金	▲51,325
				9. 教育・保育施設型給付負担金	36,488
				11. 国民健康保険基盤安定負担金	6,203
				12. 低所得者介護保険料軽減負担金	19,388
3. 衛生費国庫負担金	2,595,658	▲281,968	2,313,690	1. 衛生費負担金	▲281,968
(項)					
(2) 国庫補助金	16,125,392	201,649	16,327,041		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
8. 臨時保育室使用料	▲3,323	1. 臨時保育室使用料	▲3,323
1. 公設市場使用料	▲2,300	1. 公設市場使用料	▲2,300
1. 塵芥処理手数料	2,886	1. 塵芥処理手数料	2,886
1. 現年度分	▲843	2. 現年度分	▲843
1. 児童扶養手当負担金	▲51,325	1. 児童扶養手当負担金	▲51,325
1. 教育・保育施設型給付負担金	36,488	2. 教育・保育施設型給付負担金	36,488
1. 国民健康保険基盤安定負担金	6,203	(1) 私立保育所運営費負担金	36,488
1. 低所得者介護保険料軽減負担金	19,388	3. 国民健康保険基盤安定負担金	6,203
7. 感染症患者入院医療費負担金	66,000	4. 低所得者介護保険料軽減負担金	19,388
8. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	▲347,968	(1) 現年度分	9,541
		(2) 過年度分	9,847
		1. 感染症患者入院医療費負担金	66,000
		2. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	▲347,968

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1. 総務費国庫補助金	2,632,926	1,446,509	4,079,435	1. 総務費補助金	1,446,509
2. 民生費国庫補助金	8,684,947	▲2,729,867	5,955,080	1. 児童福祉費補助金	▲117,019
				9. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援支給事業費補助金	▲295,450
				33. 子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金	17,544
				34. 障害者総合支援事業費補助金	43,607
				35. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	▲22,749
				38. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金	▲2,355,800
3. 衛生費国庫補助金	2,085,448	▲221,961	1,863,487	1. 衛生費補助金	▲221,961

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
5. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,501,629	1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,501,629
8. デジタル基盤改革支援補助金	▲61,810	2. デジタル基盤改革支援補助金	▲61,810
46. デジタル田園都市国家構想推進交付金	6,690	3. デジタル田園都市国家構想推進交付金	6,690
1. 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金	▲3,651	1. 児童福祉費補助金	▲117,019
6. 子ども・子育て支援交付金	▲22,843	(1) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金	▲3,651
8. 保育対策総合支援事業費補助金	▲60,123	(2) 子ども・子育て支援交付金	▲22,843
10. 保育所等整備交付金	▲32,407	(3) 保育対策総合支援事業費補助金	▲60,123
15. 母子総合支援補助金	1,584	(4) 保育所等整備交付金	▲32,407
42. 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	421	(5) 母子総合支援補助金	1,584
1. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援支給事業費補助金	▲295,450	(6) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	421
1. 子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金	17,544	2. 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援支給事業費補助金	▲295,450
1. 障害者総合支援事業費補助金	43,607	3. 子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金	17,544
1. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	▲22,749	4. 障害者総合支援事業費補助金	43,607
1. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金	▲2,355,800	5. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	▲22,749
18. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	▲222,185	6. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金	▲2,355,800
		1. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	▲222,185
		2. 母子保健対策強化事業補助金	224

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
5. 土木費国庫補助金	2,280,467	925,890	3,206,357	1. 都市計画費補助金	925,890
7. 教育費国庫補助金	439,781	781,078	1,220,859	1. 教育費補助金	781,078
(項)					
(3) 国庫委託金	86,661	▲684	85,977		
2. 民生費委託金	73,279	▲684	72,595	1. 社会福祉費委託金	▲684

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
94. 母子保健対策強化事業補助金	224		
1. 社会資本整備総合交付金	928,144	1. 社会資本整備総合交付金	928,144
3. マンション管理適正化・再生推進事業補助金	▲2,254	(1) 住宅・建築物アスベスト改修事業	▲6,206
		(2) 既存民間建築物耐震診断補助金（特定既存耐震不適格建築物・共同住宅等）	▲1,012
		(3) 既存民間建築物耐震診断補助金（木造住宅）	▲500
		(4) 木造住宅等耐震改修補助金	▲15,150
		(5) 主要道路リフレッシュ整備事業	▲45,520
		(6) 橋梁修繕・補強事業	5,701
		(7) 交通バリアフリー道路整備事業	▲3,740
		(8) 牧野長尾線整備事業	23,271
		(9) 御殿山小倉線整備事業	102,281
		(10) 長尾杉線整備事業	81,692
		(11) 公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業	15,000
		(12) 土砂災害特別警戒区域内既存家屋移転・補強事業	▲2,081
		(13) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業補助金	740,390
		(14) 都市再生整備計画事業	10,500
		(15) 連続立体交差事業関連まちづくり事業	25,443
		(16) 歩道拡幅整備事業	▲1,925
		2. マンション管理適正化・再生推進事業補助金	▲2,254
5. 文化財保存事業補助金	▲49,018	1. 文化財保存事業補助金	▲49,018
10. 学校施設環境改善交付金	772,005	2. 学校施設環境改善交付金	772,005
21. 公立学校情報機器整備費補助金	▲509	3. 公立学校情報機器整備費補助金	▲509
45. 学校保健特別対策事業費補助金	48,600	4. 学校保健特別対策事業費補助金	48,600
49. 民間資金等活用事業調査費補助金	10,000	5. 民間資金等活用事業調査費補助金	10,000
1. 国民年金保険委託金	▲684	1. 国民年金保険委託金	▲684

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款) 16. 府支出金	17,317,171	▲2,052,352	15,264,819		
(項) (1) 府負担金	8,968,092	▲77,508	8,890,584		
1. 民生費府負担金	8,717,218	▲77,508	8,639,710	1. 国民健康保険基盤安定負担金	▲6,203
				2. 児童福祉費負担金	▲7,061
				3. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	▲88,782
				7. 教育・保育施設型給付負担金	14,844
				9. 低所得者介護保険料軽減負担金	9,694
(項) (2) 府補助金	4,723,924	▲607,286	4,116,638		
1. 総務費府補助金	11,761	240	12,001	1. 総務費補助金	240
2. 民生費府補助金	3,319,775	▲588,394	2,731,381	2. 老人福祉費補助金	▲560,591
				4. 児童福祉費補助金	▲27,803
6. 土木費府補助金	58,457	▲20,715	37,742	1. 都市計画費補助金	▲5,715

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 国民健康保険基盤安定負担金	▲6,203	1. 国民健康保険基盤安定負担金	▲6,203
2. 児童発達支援センター施設給付費負担金	▲9,590	2. 児童福祉費負担金	▲7,061
3. 児童発達支援センター相談支援給付費負担金	2,529	(1) 児童発達支援センター施設給付費負担金	▲9,590
		(2) 児童発達支援センター相談支援給付費負担金	2,529
1. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	▲88,782	3. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	▲88,782
1. 教育・保育施設型給付負担金	14,844	4. 教育・保育施設型給付負担金	14,844
1. 低所得者介護保険料軽減負担金	9,694	(1) 私立保育所運営費負担金	14,844
		5. 低所得者介護保険料軽減負担金	9,694
		(1) 現年度分	4,776
		(2) 過年度分	4,918
36. 大阪府条例制定請求署名簿審査事務経費交付金	240	1. 大阪府条例制定請求署名簿審査事務経費交付金	240
3. 大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金	▲560,591	(1) 大阪府条例制定請求署名簿審査交付金	240
3. 子ども・子育て支援交付金	▲20,953	1. 大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金	▲560,591
8. 保育対策総合支援事業費補助金	▲4,235	2. 児童福祉費補助金	▲27,803
11. 大阪府認定こども園施設整備費補助金	▲1,915	(1) 子ども・子育て支援交付金	▲20,953
12. 教育支援体制整備事業費交付金	▲700	(2) 保育対策総合支援事業費補助金	▲4,235
1. 都市計画費補助金	▲5,715	(3) 大阪府認定こども園施設整備費補助金	▲1,915
		(4) 教育支援体制整備事業費交付金	▲700
		1. 都市計画費補助金	▲5,715
		(1) 土砂災害特別警戒区域内既存家屋移転・補強事業補助金	▲1,040
		(2) 震災対策推進事業補助金(木造住宅診断)	▲250

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
				2. 土木費補助金	▲15,000
8. 教育費府補助金	17,849	1,583	19,432	1. 教育費補助金	1,583
(項)					
(3) 府委託金	3,625,155	▲1,367,558	2,257,597		
1. 総務費委託金	785,183	48,606	833,789	1. 総務費委託金	48,606
4. 土木費委託金	2,838,158	▲1,416,164	1,421,994	1. 都市計画費委託金	▲937,286
				2. 土木費委託金	▲478,878
(款)					
17. 財産収入	278,210	246,572	524,782		
(項)					
(2) 財産売払収入	208,789	246,572	455,361		
1. 不動産売払収入	169,688	244,563	414,251	1. 土地売払収入	244,563
3. 出資金返還金収入	39,000	2,009	41,009	1. 出資金返還金収入	2,009
(款)					
18. 寄 附 金	125,074	137,991	263,065		
(項)					
(1) 寄 附 金	125,074	137,991	263,065		
1. 総務関係寄附金	84,506	100,440	184,946	1. 指定寄附金	100,440

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 土木費補助金	▲15,000	(3) 震災対策推進事業補助金（木造住宅改修）	▲4,425
		2. 土木費補助金	▲15,000
		(1) 都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金	▲15,000
1. 教育・保育施設型給付補助金	▲819	1. 教育・保育施設型給付補助金	▲819
64. 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金	2,402	(1) 私立幼稚園給付費補助金	▲819
		2. 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金	2,402
1. 府税徴収交付金	48,606	1. 府税徴収交付金	48,606
2. 連続立体交差事業関連委託金	▲937,286	1. 連続立体交差事業関連委託金	▲937,286
1. 牧野高槻線及び京都守口線整備事業関連委託金	▲478,878	2. 牧野高槻線及び京都守口線整備事業関連委託金	▲478,878
1. 土地売払収入	244,563	1. 土地売払収入	244,563
1. 出資金返還金収入	2,009	1. 出資金返還金収入	2,009
1. 指定寄附金	100,440	1. 指定寄附金	100,440
		枚方市財政のために	
		こどもの夢を育むために	
		NPO活動応援のために	
		まち・ひと・しごと創生のために	
		ひらかた万博推進のために	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2. 民生関係寄附金	4,491	7,113	11,604	1. 指定寄附金	7,113
3. 衛生関係寄附金	4,635	13,233	17,868	1. 指定寄附金	13,233
4. 商工関係寄附金	825	763	1,588	1. 指定寄附金	763
5. 土木関係寄附金	8,206	3,456	11,662	1. 指定寄附金	3,456
6. 消防関係寄附金	19,251	3,423	22,674	1. 指定寄附金	3,423
7. 教育関係寄附金	2,160	9,563	11,723	1. 指定寄附金	9,563
(款)					
19. 繰入金	5,924,959	▲2,839,244	3,085,715		
(項)					
(1) 基金繰入金	5,805,904	▲2,841,412	2,964,492		
1. 基金繰入金	5,805,904	▲2,841,412	2,964,492	1. 基金繰入金	▲2,841,412

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 指定寄附金	7,113	1. 指定寄附金 福祉のために	7,113
1. 指定寄附金	13,233	1. 指定寄附金 動物愛護のために	13,233
1. 指定寄附金	763	1. 指定寄附金 地域経済活性化のために	763
1. 指定寄附金	3,456	1. 指定寄附金 里山のために	3,456
1. 指定寄附金	3,423	1. 指定寄附金 安心安全のために	3,423
1. 指定寄附金	9,563	1. 指定寄附金 子どもに本を届けるために 文化財保存活用のために	9,563
1. 大気質等測定局管理基金繰入金	▲4,057	1. 大気質等測定局管理基金繰入金	▲4,057
4. こども夢基金繰入金	▲3,000	2. こども夢基金繰入金	▲3,000
8. 安心安全基金繰入金	▲13,028	3. 安心安全基金繰入金	▲13,028
10. 職員退職手当基金繰入金	▲300,000	4. 職員退職手当基金繰入金	▲300,000
16. 森林環境基金繰入金	▲2,184	5. 森林環境基金繰入金	▲2,184
19. 財政調整基金繰入金	▲2,558,401	6. 財政調整基金繰入金	▲2,558,401
21. 新型コロナウイルス感染症対策応援基金繰入金	34,958	7. 新型コロナウイルス感染症対策応援基金繰入金	34,958
64. まち・ひと・しごと創生基金繰入金	4,300	8. まち・ひと・しごと創生基金繰入金	4,300

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(項)					
(2)財産区繰入金	4,304	2,168	6,472		
1.財産区繰入金	2	2,168	2,170	1.財産区繰入金	2,168
(款)					
20.諸 収 入	1,854,192	212,288	2,066,480		
(項)					
(4)収益事業収入	333,834	147,876	481,710		
1.競艇収入	333,834	147,876	481,710	1.競艇収入	147,876
(項)					
(5)雑 入	1,504,058	64,412	1,568,470		
1.雑 入	1,504,058	64,412	1,568,470	1.雑 入	64,412

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 財産区繰入金	2,168	1. 財産区繰入金	2,168
1. 競艇収入	147,876	1. 競艇収入	147,876
39. 北河内こども夜間救急センター診療収入	17,732	1. 北河内こども夜間救急センター診療収入	17,732
43. 収入印紙販売収入	▲56,000	2. 収入印紙販売収入	▲56,000
56. ネーミングライツ料	2,071	3. ネーミングライツ料	2,071
58. 保育所給食費負担金	▲3,774	4. 保育所給食費負担金	▲3,774
63. 幼稚園給食費負担金	▲1,805	5. 幼稚園給食費負担金	▲1,805
69. スポーツ振興くじ助成金	3,927	6. スポーツ振興くじ助成金	3,927
70. その他雑入	35,549	7. その他雑入	35,549
73. 地域保健活動助成金	200	8. 地域保健活動助成金	200
84. 療養給付費負担金精算金	66,096	9. 療養給付費負担金精算金	66,096
88. 高齢者居場所づくり補助金返還金	63	10. 高齢者居場所づくり補助金返還金	63
89. サービス継続支援事業返還金	348	11. サービス継続支援事業返還金	348
95. 公的介護施設等整備事業返還金	5	12. 公的介護施設等整備事業返還金	5

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款) 21. 市 債	11,904,382	3,893,200	15,797,582		
(項) (1)市 債	11,904,382	3,893,200	15,797,582		
5. 土 木 債	5,196,700	1,047,800	6,244,500	1. 都市計画事業債	1,101,800
				2. 土 木 債	▲54,000
6. 教 育 債	2,055,800	2,845,400	4,901,200	1. 教 育 債	2,845,400
歳 入 合 計	170,119,969	2,540,145	172,660,114		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明
区 分	金 額	
1. 都市計画事業債	1,101,800	1. 都市計画事業債 1,101,800
1. 土 木 債	▲54,000	(1) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業 17,000 (2) 京阪本線連続立体交差事業 ▲220,900 (3) 光善寺駅周辺市街地再開発補助事業 8,100 (4) 牧野長尾線整備事業 61,300 (5) 長尾杉線整備事業 635,100 (6) 御殿山小倉線整備事業 499,100 (7) 公園施設長寿命化改築等事業 30,000 (8) 雨水ポンプ場耐震化事業 ▲31,600 (9) 雨水ポンプ場改築事業 103,700
1. 教 育 債	2,845,400	2. 土 木 債 ▲54,000 (1) 主要道路リフレッシュ整備事業 ▲66,900 (2) 橋梁修繕・補強事業 13,200 (3) 歩道拡幅事業 ▲300
		1. 教 育 債 2,845,400 (1) 施設改善維持補修事業 1,156,600 (2) トイレ改善事業 1,763,400 (3) 禁野小学校整備事業 ▲86,200 (4) 特別史跡百済寺跡再整備事業 11,600

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
2. 総 務 費	11,158,789	365,671	11,524,460	62,961	-	▲276,343	579,053
(項)							
(1) 総務管理費	7,856,271	422,914	8,279,185	14,115	-	▲220,343	629,142
1. 一般管理費	3,999,822	13,786	4,013,608	558	-	▲288,198	301,426
3. 広 報 費	126,483	▲24,724	101,759	-	-	-	▲24,724
4. 自治推進費	142,983	▲2,910	140,073	-	-	3,090	▲6,000
7. 財政管理費	9,209	500,117	509,326	-	-	115	500,002
10. 財産管理費	157,461	▲52,300	105,161	-	-	-	▲52,300
12. 企 画 費	202,661	64,350	267,011	-	-	64,350	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
10. 需用費 120	1. 消耗品費 120	1. 退職手当負担金 13,228 2. 新型コロナウイルス感染症対策経費 558 (1) 感染拡大防止対策事業費 558 消 120 備 438
17. 備品購入費 438	1. 庁用器具費 438	
18. 負担金補助及び 交付金 13,228	1. 負 担 金 13,228	
10. 需用費 ▲6,564	4. 印刷製本費 ▲6,564	1. 広報活動経費 ▲24,724 (1) 広報ひらかた発行経費 ▲24,724 印 ▲6,564 委 ▲18,160
12. 委託料 ▲18,160	1. 委 託 料 ▲18,160	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲6,000	2. 補 助 金 ▲6,000	1. 自治会館建設補助等経費 ▲6,000 (1) 自治会館建設補助金 ▲6,000 2. NPO活動応援基金積立金 3,090 (1) 指定寄附金分 3,090
24. 積立金 3,090	1. 基金積立金 3,090	
22. 償還金利子及び 割引料 117	1. 償 還 金 117	1. 国庫負担金等償還金 117 2. 施設保全整備基金積立金 500,000
24. 積立金 500,000	1. 基金積立金 500,000	
11. 役 務 費 ▲9,300	4. 手 数 料 ▲9,300	1. 不動産鑑定手数料 ▲9,300 2. 物件調査・補償金算定委託料 ▲43,000
12. 委託料 ▲43,000	1. 委 託 料 ▲43,000	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲3,000	1. 負 担 金 ▲3,000	1. まちづくり提案事業経費(こども夢基金繰入金分) ▲3,000 負 ▲3,000 2. こども夢基金積立金 14,530 (1) 指定寄附金分 14,530
24. 積立金 67,350	1. 基金積立金 67,350	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
15. 情報管理費	762,828	▲72,161	690,667	▲49,502	-	-	▲22,659
22. 文化振興費	787,406	▲15,775	771,631	-	-	300	▲16,075

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		3. まち・ひと・しごと創生基金積立金 49,300 (1) 指定寄附金分 49,300
		4. ひらかた万博推進基金積立金 3,520 (1) 指定寄附金分 3,520
12. 委託料 ▲65,249	1. 委託料 ▲65,249	1. 情報システム等管理・運用経費 ▲16,722 (1) 電子計算機器賃借料 ▲2,985 ア. 共通基盤システム ▲2,985 (2) 各種委託料 ▲12,085 ア. 文字情報基盤対応作業委託料 ▲3,751 イ. 申請管理システム導入・構築委託料 ▲2,512 ウ. 申請管理システム保守委託料 ▲600 エ. 統合DB文字情報基盤対応改修委託料 ▲3,025 オ. キャッシュレス決済機器導入・指定代理納付業務委託料 ▲2,197 (3) 諸 経 費 ▲1,652 委 ▲1,652
13. 使用料及び賃借料 ▲5,182	1. 使用料及び賃借料 ▲5,182	2. 端末・ネットワーク管理経費 ▲3,927 (1) 電子計算機器賃借料 ▲2,197 ア. OAパソコン・プリンタ等 ▲2,197 (2) 諸 経 費 ▲1,730 備 ▲1,730
17. 備品購入費 ▲1,730	1. 庁用器具費 ▲1,730	3. システム標準化・共通化対応経費 ▲51,512 委 ▲51,512
12. 委託料 2,390	1. 委託料 2,390	1. 枚方市駅市民サービスセンター管理運営経費 ▲15,440 (1) 施設運営負担金 ▲15,440
13. 使用料及び賃借料 ▲2,025	1. 使用料及び賃借料 ▲2,025	2. 国際交流推進事業経費 ▲1,700 委 ▲1,700
18. 負担金補助及び交付金 ▲16,140	1. 負 担 金 ▲15,440 2. 補 助 金 ▲700	3. 菊文化発信事業経費（市制施行75周年記念事業） ▲700 (1) ひらかた市民菊人形の会運営補助金 ▲700 4. 施設使用料 ▲2,025 使 ▲2,025 5. 総合文化芸術センター管理運営経費 4,090 (1) 指定管理料 4,090 委 4,090

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
23. 環境保全費	134,951	-	134,951	61,530	-	-	▲61,530
26. 生涯学習費	589,538	12,531	602,069	1,529	-	-	11,002
(項)							
(2) 徴 税 費	1,533,736	▲1,243	1,532,493	48,606	-	-	▲49,849
1. 賦 課 費	688,061	▲1,243	686,818	-	-	-	▲1,243
2. 徴 収 費	556,522	-	556,522	48,606	-	-	▲48,606
(項)							
(3) 戸籍住民基本台帳費	1,310,575	▲56,000	1,254,575	-	-	▲56,000	-
1. 戸籍住民基本台帳費	1,305,315	▲56,000	1,249,315	-	-	▲56,000	-
(項)							
(4) 選 挙 費	336,649	-	336,649	240	-	-	▲240
1. 選挙管理委員会費	77,272	-	77,272	240	-	-	▲240
(款)							
3. 民 生 費	84,033,869	▲2,970,652	81,063,217	▲2,518,437	-	▲41,683	▲410,532
(項)							
(1) 社会福祉費	38,862,808	▲2,638,498	36,224,310	▲2,987,063	-	7,414	341,151

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		(財 源 補 正)
10. 需 用 費 4,813	5. 光熱水費 4,813	1. 生涯学習市民センター管理運営経費 11,002 (1) 生涯学習センター・図書館6複合施設指定管理料 6,189 委 6,189 (2) 諸 経 費 4,813 光 4,813
12. 委 託 料 6,189	1. 委 託 料 6,189	2. 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,529 (1) 感染拡大防止対策事業費 1,529 備 1,529
17. 備品購入費 1,529	1. 庁用器具費 1,529	
12. 委 託 料 ▲1,243	1. 委 託 料 ▲1,243	1. 固定資産税・都市計画税の賦課経費 ▲1,243 (1) 各種委託料 ▲1,243 ア. 標準宅地鑑定評価委託料 ▲1,243
		(財 源 補 正)
10. 需 用 費 ▲56,000	1. 消耗品費 ▲56,000	1. 旅券発給事務経費 ▲56,000 (1) 諸 経 費 ▲56,000 消 ▲56,000
		(財 源 補 正)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 社会福祉総務費	1,775,796	▲132,004	1,643,792	▲145,960	-	7,113	6,843
2. 老人福祉費	2,544,491	▲559,655	1,984,836	▲560,591	-	301	635
3. 老人医療助成費	1,382	100	1,482	-	-	-	100
4. 障害者福祉総務費	764,908	13,811	778,719	14,399	-	-	▲588
8. 国民健康保険費	3,599,832	555,627	4,155,459	-	-	-	555,627

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
11. 役 務 費 98	1. 通信運搬費 98	1. 福祉基金積立金 7,113 (1) 指定寄附金分 7,113
12. 委 託 料 6,935	1. 委 託 料 6,935	2. 総合福祉会館管理運営経費 6,935 (1) 指定管理料 6,935 委 6,935
18. 負担金補助及び 交付金 149,300	2. 補 助 金 149,300	3. 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金事業経 費 ▲295,450 扶 ▲295,450
19. 扶 助 費 ▲295,450	20. コロナ生活困窮 者自立支援金 ▲295,450	4. コロナ禍における原油価格・物価高騰等対応経費 149,398 (1) 福祉施設等に対する光熱費等支援事業費 149,398
24. 積 立 金 7,113	1. 基金積立金 7,113	通 98 補 149,300
12. 委 託 料 635	1. 委 託 料 635	1. 総合福祉センター管理運営経費 635 (1) 指定管理料 635 委 635
18. 負担金補助及び 交付金 ▲560,591	2. 補 助 金 ▲560,591	2. 国庫負担金等償還金 238 3. お達者基金積立金 63 (1) 本年度積立分 63
22. 償還金利子及び 割引料 238	1. 償 還 金 238	4. 公的介護施設等整備事業経費 ▲560,591 (1) 補 助 金 ▲560,591
24. 積 立 金 63	1. 基金積立金 63	
22. 償還金利子及び 割引料 100	1. 償 還 金 100	1. 府補助金償還金 100
18. 負担金補助及び 交付金 13,811	2. 補 助 金 13,811	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 13,811 (1) 障害福祉サービス事業者等に対するサービス継続支援事 業費 13,811 補 13,811
27. 繰 出 金 555,627	1. 繰 出 金 555,627	1. 国民健康保険特別会計への繰出金 555,627 (1) 保険基盤安定制度分（保険料軽減分） ▲12,407 (2) 保険基盤安定制度分（保険者支援分） 12,407 (3) 国保財政安定化支援事業 505,565 (4) 地方単独事業減額調整分 50,062

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 国民年金費	69,391	-	69,391	▲684	-	-	684
10. 介護保険費	5,404,926	▲9,185	5,395,741	29,082	-	-	▲38,267
11. 後期高齢者医療費	5,783,576	▲151,392	5,632,184	▲88,782	-	-	▲62,610
22. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費	6,803,070	▲2,355,800	4,447,270	▲2,234,527	-	-	▲121,273
(項)							
(2) 児童福祉費	30,817,876	▲333,954	30,483,922	468,626	-	▲49,097	▲753,483
1. 児童福祉総務費	11,386,894	▲120,670	11,266,224	526,401	-	-	▲647,071

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		(財 源 補 正)
27. 繰 出 金 ▲9,185	1. 繰 出 金 ▲9,185	1. 介護保険特別会計への繰出金 ▲9,185 (1) 介護給付費分 ▲25,009 (2) 事務費等分 ▲22,953 (3) 低所得者介護保険料軽減分 38,777
18. 負担金補助及び 交付金 ▲13,419	1. 負 担 金 ▲13,419	1. 後期高齢者医療特別会計への繰出金 ▲137,973 (1) 事務費等分 ▲19,597 (2) 保険基盤安定制度分 ▲118,376
27. 繰 出 金 ▲137,973	1. 繰 出 金 ▲137,973	2. 後期高齢者医療事業経費 ▲13,419 (1) 大阪府後期高齢者医療広域連合負担金 (特別会計分) ▲12,152 (2) 大阪府後期高齢者医療広域連合負担金 (一般会計分) ▲1,267
18. 負担金補助及び 交付金 ▲2,355,800	2. 補 助 金 ▲2,355,800	1. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業経費 ▲2,355,800
12. 委 託 料 ▲5,797	1. 委 託 料 ▲5,797	1. 児童扶養手当等事業経費 ▲157,251 (1) 児童扶養手当〔扶〕 ▲153,973 (2) 各種委託料 ▲3,278 ア. 児童扶養手当システム改修委託料 ▲1,639 イ. 特別児童扶養手当システム改修委託料 ▲1,639
18. 負担金補助及び 交付金 39,100	2. 補 助 金 39,100	2. 保育システム管理経費 ▲880 (1) システム改修委託料 ▲880 委 ▲880
19. 扶 助 費 ▲153,973	56. 児童扶養手当 ▲153,973	3. 児童手当等事業経費 ▲1,639 (1) 各種委託料 ▲1,639 ア. 児童手当システム改修委託料 ▲1,639
		4. 障害児通所支援事業経費 39,100 (1) 障害児通所支援事業に係るこどもの安心・安全対策事業 費 39,100 ア. 送迎用車両改修支援事業補助金 17,500 イ. 登園管理システム導入支援事業補助金 16,800 ウ. 子ども見守りサービスに係るICT導入支援事 業補助金 4,800

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 保育所費	14,977,245	▲167,986	14,809,259	▲26,327	-	▲49,097	▲92,562

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
10. 需用費 ▲3,774	7. 賄材料費 ▲3,774	1. 公立保育所管理経費 ▲842 (1) 各種委託料 ▲842 ア. 市有建築物定期点検委託料 ▲842
12. 委託料 75,627	1. 委託料 75,627	2. 私立保育所等経費 ▲142,906 (1) 保育所各種委託料 78,806 ア. 保育委託料 78,806 (2) 各種補助金 ▲234,727 ア. 子ども・子育て支援事業補助金 ▲155,927 イ. 一時預かり保育事業補助金 ▲35,209 ウ. 施設整備補助金 ▲41,505 エ. 産休等代替職員費補助金 ▲686 オ. 幼稚園教諭免許状取得支援補助金 ▲1,400
14. 工事請負費 ▲10,224	1. 工事請負費 ▲10,224	(3) 保育所等に係るこどもの安心・安全対策事業費 13,015 ア. 送迎用車両改修支援事業補助金 4,375 イ. 登園管理システム導入支援事業補助金 5,600 ウ. 子どもの見守りタグ等導入支援事業補助金 3,040
18. 負担金補助及び 交付金 ▲226,115	1. 負担金 ▲4,578 2. 補助金 ▲221,537	3. 小規模保育事業経費 ▲8,375 (1) 各種補助金 ▲8,375 ア. 私立小規模保育事業補助金 ▲8,375
19. 扶助費 ▲3,500	73. 子育て支援施設 等利用給付費 ▲3,500	4. 子育て支援施設等経費 ▲3,500 (1) 子育て支援施設等利用給付費〔扶〕 ▲3,500
		5. 公立保育所民営化事業経費 ▲15,995 (1) 工事請負費 ▲9,723 (2) 産業廃棄物処理委託料 ▲1,694 (3) 諸 経 費 ▲4,578 負 ▲4,578
		6. 保育所等研修経費 ▲643 委 ▲643
		7. 臨時保育室事業経費 ▲4,275 (1) 工事請負費 ▲501 (2) 諸 経 費 ▲3,774 賄 ▲3,774
		8. コロナ禍における原油価格・物価高騰等対応経費 8,550 (1) 福祉施設等に対する光熱費等支援事業費 8,550 補 8,550

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 母子・父子福祉費	61,404	▲4,867	56,537	▲3,651	-	-	▲1,216
4. 家庭児童相談費	34,465	-	34,465	▲510	-	-	510
7. 青少年対策費	210,757	-	210,757	258	-	-	▲258
8. 留守家庭児童対策費	1,102,635	15,140	1,117,775	▲7,559	-	-	22,699
9. 児童発達支援センター費	617,718	▲1,818	615,900	▲5,873	-	-	4,055
17. 子育て世帯への臨時特別給付事業費	133,220	-	133,220	8,636	-	-	▲8,636
19. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	570,476	▲53,753	516,723	▲22,749	-	-	▲31,004
(項)							
(4) 災害救助費	13,473	1,800	15,273	-	-	-	1,800
1. 災害救助費	13,473	1,800	15,273	-	-	-	1,800

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲4,867	2. 補 助 金 ▲4,867	1. ひとり親自立支援事業経費 ▲4,867 (1) 自立支援補助金 ▲4,867 ア. 高等職業訓練促進給付金 ▲4,867
		(財 源 補 正)
		(財 源 補 正)
7. 報 償 費 ▲5,725	1. 報 償 金 ▲5,725	1. 運営経費 ▲5,725 (1) 総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）費 ▲5,725 報 ▲5,725
17. 備品購入費 20,865	1. 庁用器具費 20,865	2. 新型コロナウイルス感染症対策経費 20,865 (1) 感染拡大防止対策事業費 20,865 備 20,865
12. 委 託 料 ▲2,518	1. 委 託 料 ▲2,518	1. 施設運営経費 ▲2,518 (1) 各種委託料 ▲2,518 ア. 預かり業務委託料 ▲2,518
17. 備品購入費 700	1. 庁用器具費 700	2. 送迎事業経費 700 (1) 障害児通所支援事業に係るこどもの安心・安全対策事業費 700 備 700
		(財 源 補 正)
11. 役 務 費 ▲953	1. 通信運搬費 ▲953	1. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業経費 ▲52,800 補 ▲52,800
18. 負担金補助及び 交付金 ▲52,800	2. 補 助 金 ▲52,800	2. 事務経費 ▲953 通 ▲953
19. 扶 助 費 1,800	43. 弔 慰 金 1,800	1. 見舞金及び死亡弔慰金 1,800 扶 1,800

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 4. 衛 生 費	20,988,892	▲241,193	20,747,699	▲216,302	-	79,796	▲104,687
(項)							
(1)保健衛生費	13,576,761	▲259,030	13,317,731	▲216,302	-	47,529	▲90,257
2. 保健所費	4,036,230	99,183	4,135,413	75,520	-	33,654	▲9,991
3. 予 防 費	6,564,776	▲346,861	6,217,915	▲296,847	-	17,932	▲67,946
5. 葬 儀 費	231,830	▲4,844	226,986	-	-	-	▲4,844
6. 公害対策費	172,492	▲11,533	160,959	-	-	▲4,057	▲7,476
7. 病 院 費	1,498,994	5,025	1,504,019	5,025	-	-	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
19. 扶 助 費 88,000	98. 感染症入院患者 医療費公費負担 金 88,000	1. 感染症予防対策経費 88,000 (1) 感染症入院患者医療費公費負担金〔扶〕 88,000
24. 積 立 金 11,183	1. 基金積立金 11,183	2. 動物愛護基金積立金 11,183 (1) 指定寄附金分 11,183
11. 役 務 費 60	1. 通信運搬費 60	1. コロナ禍における原油価格・物価高騰等対応経費 204,960 (1) 医療機関及び薬局への支援金給付事業費 204,960 通 60 補 204,900
12. 委 託 料 ▲570,153	1. 委 託 料 ▲570,153	2. 救急医療経費 17,732 (1) 北河内子ども夜間救急センター運営費負担金 17,732
18. 負担金補助及び 交付金 223,232	1. 負 担 金 17,732 2. 補 助 金 205,500	3. 新型コロナウイルス感染症対策経費 ▲570,153 (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 ▲222,185 委 ▲222,185 (2) 新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費 ▲347,968 委 ▲347,968
12. 委 託 料 4,196	1. 委 託 料 4,196	4. コロナ禍における原油価格・物価高騰等対応経費 600 (1) 産後ケア事業委託施設に対する光熱費等支援事業費 600 補 600
14. 工事請負費 ▲9,040	1. 工事請負費 ▲9,040	1. 枚方市立やすらぎの杜経費 ▲4,844 (1) 指定管理料 4,196 委 4,196 (2) 維持補修工事費 ▲9,040
17. 備品購入費 ▲11,533	2. 機械器具費 ▲11,533	1. 大気汚染測定局管理経費 ▲11,533 (1) 常時監視等関係機器購入費 ▲7,476 備 ▲7,476 (2) 第二京阪道路環境監視局管理費 ▲4,057 備 ▲4,057
18. 負担金補助及び 交付金 5,025	2. 補 助 金 5,025	1. コロナ禍における原油価格・物価高騰等対応経費 5,025 (1) 病院事業会計への補助金 5,025

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(2)清 掃 費	7,412,131	17,837	7,429,968	-	-	32,267	▲14,430
1.塵芥処理費	6,870,107	17,837	6,887,944	-	-	33,110	▲15,273
2.し尿処理費	542,024	-	542,024	-	-	▲843	843
(款)							
6.商 工 費	444,282	▲18,148	426,134	4,496	-	▲1,537	▲21,107
(項)							
(1)商 工 費	444,282	▲18,148	426,134	4,496	-	▲1,537	▲21,107
2.商工業振興費	280,490	▲18,148	262,342	4,496	-	▲1,537	▲21,107
(款)							
7.土 木 費	18,405,039	1,229,412	19,634,451	▲510,989	1,047,800	▲9,572	702,173

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲7,960	1. 負 担 金 ▲6,311 2. 補 助 金 ▲1,649	1. スマートライフ推進基金積立金 25,797 (1) 本年度積立分 23,747 (2) 指定寄附金分 2,050 2. 枚方京田辺環境施設組合負担金 ▲6,311 3. 新型コロナウイルス感染症対策経費 ▲1,649 (1) 家庭ごみ収集業務継続支援事業費 補 ▲1,649
24. 積 立 金 25,797	1. 基金積立金 25,797	
		(財 源 補 正)
12. 委 託 料 ▲4,812	1. 委 託 料 ▲4,812	1. 地域産業振興経費 ▲4,812 (1) 各種委託料 ▲871 ア. 商工業振興事業委託料 ▲871 (2) 創業支援事業費 ▲1,144 委 ▲1,144 (3) 新産業創出事業費 ▲2,797 委 ▲2,797
18. 負担金補助及び 交付金 ▲14,099	1. 負 担 金 ▲980 2. 補 助 金 ▲13,119	2. 地域経済活性化基金積立金 763 (1) 指定寄附金分 763 3. 商業振興対策事業経費 ▲11,498 (1) 商業振興事業補助金 ▲518 (2) 商業振興事業負担金 ▲980 (3) 商店街等活性化促進事業補助金 ▲10,000 4. 工業振興対策事業経費 ▲2,601 (1) 地域産業基盤強化奨励金 補 ▲2,601
24. 積 立 金 763	1. 基金積立金 763	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(1) 土木管理費	401,156	▲5,096	396,060	▲3,121	-	▲1,040	▲935
1. 土木総務費	401,156	▲5,096	396,060	▲3,121	-	▲1,040	▲935
(項)							
(2) 道路橋梁費	2,720,614	▲651,012	2,069,602	▲539,362	▲54,000	-	▲57,650
1. 道路橋梁総務費	1,240,175	▲503,649	736,526	▲478,878	-	-	▲24,771
2. 道路橋梁維持費	704,814	▲101,000	603,814	▲39,819	▲53,700	-	▲7,481

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
10. 需用費 900	5. 光熱水費 900	1. 土木部中部別館維持管理経費 ▲935 (1) 諸 経 費 ▲935 光 900 備 ▲1,835
17. 備品購入費 ▲1,835	1. 庁用器具費 ▲1,835	2. 土砂災害特別警戒区域内既存家屋移転・補強事業経費 ▲4,161 補 ▲4,161
18. 負担金補助及び 交付金 ▲4,161	2. 補 助 金 ▲4,161	
12. 委 託 料 ▲75,000	1. 委 託 料 ▲75,000	1. 道路橋梁事務管理経費 ▲1,531 (1) 土地購入費（直買） ▲1,531
14. 工事請負費 ▲3,000	1. 工事請負費 ▲3,000	2. 道路管理経費 ▲6,000 (1) 各種委託料 ▲6,000 ア. 道路施設調査点検委託料 ▲6,000
16. 公有財産購入費 ▲180,331	2. 土地購入費 ▲180,331	3. 枚方市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助事業経費 ▲2,818 補 ▲2,818
18. 負担金補助及び 交付金 ▲3,318	2. 補 助 金 ▲3,318	4. 地域支援・自主運行型コミュニティ交通システムモデル事業経費 ▲500 補 ▲500
21. 補償補填及び賠償 金 ▲242,000	1. 補 償 金 ▲242,000	5. 牧野高槻線及び京都守口線整備事業関連経費 ▲491,800 (1) 牧野高槻線及び京都守口線整備事業費 ▲491,800 ア. 地形測量業務委託料 ▲20,000 イ. 用地交渉委託料 ▲21,000 ウ. 物件調査委託料 ▲17,000 エ. 土壌汚染調査委託料 ▲10,000 オ. 用地管理費 ▲3,000 カ. 土地購入経費 ▲178,800 キ. 物件補償費 ▲242,000
14. 工事請負費 ▲101,000	1. 工事請負費 ▲101,000	6. 事務経費 ▲1,000 委 ▲1,000
		1. 主要道路リフレッシュ整備事業経費 ▲120,000 (1) 工事請負費 ▲120,000
		2. 橋梁修繕・補強事業経費 19,000 (1) 橋梁修繕耐震工事費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 道路築造費	174,214	▲1,608	172,606	▲5,665	▲300	-	4,357
4. 交通対策費	601,411	▲44,755	556,656	▲15,000	-	-	▲29,755
(項)							
(4) 都市計画費	15,223,341	1,885,520	17,108,861	31,494	1,101,800	▲8,532	760,758
1. 都市計画総務費	645,293	▲2,254	643,039	▲2,254	-	-	-
2. 開 発 費	347,845	▲36,531	311,314	▲27,543	-	▲11,988	3,000
3. 公 園 費	843,464	342,660	1,186,124	15,000	30,000	-	297,660

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲1,608	1. 負 担 金 ▲1,608	1. 道路拡幅・改良事業費 ▲1,608 (1) 歩道拡幅事業 ▲1,608 ア. 工事負担金 ▲1,608
12. 委 託 料 ▲16,990	1. 委 託 料 ▲16,990	1. 自転車対策事業経費 ▲1,870 (1) 放置禁止区域標識整備事業費 ▲1,870 備 ▲1,870
14. 工事請負費 ▲21,290	1. 工事請負費 ▲21,290	2. 有料自転車駐車場管理運営経費 ▲12,387 (1) 指定管理料 ▲4,939 委 ▲4,939
17. 備品購入費 ▲6,475	1. 庁用器具費 ▲6,475	(2) 施設整備事業費 ▲2,843 ア. 施設保全計画調査業務委託料 ▲2,151 イ. 工事請負費 ▲692 (3) 諸 経 費 ▲4,605 備 ▲4,605
		3. 光善寺東自転車駐車場撤去工事費 ▲5,598
		4. 地域公共交通利用環境整備事業経費 ▲24,900 (1) バス待ち環境整備事業費 ▲24,900 ア. 実施設計委託料 ▲9,900 イ. 工事請負費 ▲15,000
12. 委 託 料 ▲2,254	1. 委 託 料 ▲2,254	1. まちづくり支援事業経費 ▲2,254 (1) マンション管理支援事業費 ▲2,254 ア. 市内分譲マンション実態調査業務委託料 ▲2,254
12. 委 託 料 ▲3,206	1. 委 託 料 ▲3,206	1. 建築指導行政経費 ▲3,206 (1) 各種委託料 ▲3,206 ア. アスベスト台帳整備等委託料 ▲3,206
18. 負担金補助及び 交付金 ▲33,325	2. 補 助 金 ▲33,325	2. 住宅・建築物耐震化促進事業経費 ▲33,325 (1) 既存民間建築物耐震診断補助金 ▲3,025 ア. 特定既存耐震不適格建築物・共同住宅等 ▲2,025 イ. 木造住宅 ▲1,000 (2) 木造住宅等耐震改修補助金 ▲30,300
12. 委 託 料 ▲3,754	1. 委 託 料 ▲3,754	1. 各公園維持管理等経費 ▲3,754 (1) 各種委託料 ▲3,754

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 立体交差事業費	5,227,112	▲1,178,701	4,048,411	▲911,843	▲212,800	-	▲54,058
5. 東部地域総合整備事業費	2,518	3,456	5,974	-	-	3,456	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
14. 工事請負費 45,000	1. 工事請負費 45,000	ア. 都市公園台帳整備委託料 ▲3,754
16. 公有財産購入費 301,414	2. 土地購入費 301,414	2. 公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業経費 45,000 (1) 工事請負費 3. 土地開発公社健全化対策事業経費 301,414 (1) 中振中央公園用地 301,414 ア. 土地購入費（土地開発公社） （北中振・東中振2丁目地区） 面 積 1,236.75m ² 元 金 181,505千円 利 子 118,094千円 事務費 1,815千円
7. 報 償 費 ▲300	1. 報 償 金 ▲300	1. 京阪本線連続立体交差事業経費 ▲1,211,102 (1) 京阪本線連続立体交差事業費 ▲1,210,952 ア. 立会報償金 ▲300
10. 需 用 費 ▲150	1. 消耗品費 ▲150	イ. 高架化関連検討業務委託料 ▲5,000 ウ. 用地交渉業務委託料 ▲44,000 エ. 用地測量委託料 ▲3,000 オ. 用地補償業務委託料 ▲9,000 カ. 物件調査委託料 ▲16,000 キ. 草刈委託料 ▲3,000 ク. 登記委託料 ▲2,000 ケ. 文化財調査委託料 ▲2,000 コ. 高架化付帯工事費 ▲10,000 サ. 土地購入経費 ▲412,300 シ. 連続立体交差事業負担金 ▲245,452 ス. 物件補償費 ▲458,900 (2) 諸 経 費 ▲150 消 ▲150
12. 委 託 料 ▲85,159	1. 委 託 料 ▲85,159	
14. 工事請負費 ▲10,000	1. 工事請負費 ▲10,000	
16. 公有財産購入費 ▲412,300	2. 土地購入費 ▲412,300	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲211,892	1. 負 担 金 ▲245,452 2. 補 助 金 33,560	
21. 補償補填及び賠償 金 ▲458,900	1. 補 償 金 ▲458,900	2. 連続立体交差事業促進事務所管理経費 ▲1,159 (1) 各種委託料 ▲1,159 ア. 事務所移転作業委託料 ▲1,159
24. 積 立 金 3,456	1. 基金積立金 3,456	3. 連続立体交差事業関連まちづくり事業経費 33,560 (1) 光善寺駅周辺市街地再開発事業補助金 33,560 1. 東部地域里山保全基金積立金 3,456 (1) 指定寄附金分 3,456

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
6. 公共下水道費	4,769,639	72,194	4,841,833	-	72,100	-	94
9. 都市計画道路整備事業費	1,549,660	1,424,910	2,974,570	207,244	1,195,500	-	22,166
10. 枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業費	1,799,757	1,259,786	3,059,543	750,890	17,000	-	491,896
(款)							
8. 消 防 費	4,638,541	358,598	4,997,139	-	-	3,423	355,175
(項)							
(1)消 防 費	4,638,541	358,598	4,997,139	-	-	3,423	355,175

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
18. 負担金補助及び 交付金 72,194	1. 負 担 金 72,194	1. 下水道事業会計への負担金 72,194
7. 報 償 費 ▲180	1. 報 償 金 ▲180	1. 牧野長尾線整備事業費 82,000 (1) 工事請負費 (2) 工事負担金
11. 役 務 費 ▲1,500	4. 手 数 料 ▲1,500	2. 中振交野線整備事業費 ▲1,000 (1) 工事負担金 ▲1,000
13. 使用料及び賃借 料 ▲5,540	1. 使用料及び賃借 料 ▲5,540	3. 御殿山小倉線整備事業費 592,500 (1) 工事請負費
14. 工事請負費 1,112,500	1. 工事請負費 1,112,500	4. 長尾杉線整備事業費 751,590 (1) 収用手数料 (2) 用地賃借料 (3) 工事請負費 (4) 土地購入費 (土地開発公社) (長尾東町3丁目地区) 面 積 132.63㎡ 元 金 360,199千円 利 子 1,199千円 事務費 3,602千円 (5) 工事負担金 (6) 収用負担金
16. 公有財産購入費 365,000	2. 土地購入費 365,000	5. 事務経費 ▲180 報 ▲180
18. 負担金補助及び 交付金 ▲45,370	1. 負 担 金 ▲45,370	
18. 負担金補助及び 交付金 759,786	1. 負 担 金 ▲200 2. 補 助 金 759,986	1. 枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業経費 759,786 (1) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業費 759,986 補 759,986 (2) 枚方市駅前行政サービス再編事業費 ▲200 ア. 各種手続負担金 ▲200
24. 積 立 金 500,000	1. 基金積立金 500,000	2. 枚方市駅周辺再整備推進基金積立金 500,000 (1) 本年度積立分 500,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 常備消防費	4,317,823	35,773	4,353,596	-	-	-	35,773
5. 災害対策費	188,479	322,825	511,304	-	-	3,423	319,402
(款)							
9. 教 育 費	14,473,862	3,694,832	18,168,694	1,046,762	2,845,400	17,561	▲214,891
(項)							
(1) 教育総務費	4,049,928	▲88,834	3,961,094	▲4,934	-	-	▲83,900
2. 事務局費	2,909,771	▲68,436	2,841,335	▲4,934	-	-	▲63,502
3. 教育研究費	1,071,297	▲11,898	1,059,399	-	-	-	▲11,898

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
18. 負担金補助及び 交付金 35,773	1. 負 担 金 35,773	1. 枚方寝屋川消防組合に対する負担金 35,773
12. 委 託 料 ▲2,325	1. 委 託 料 ▲2,325	1. 防災備蓄倉庫管理経費 ▲1,660 (1) 備蓄品購入費 ▲1,660 備 ▲1,660
17. 備品購入費 ▲1,660	1. 庁用器具費 ▲1,660	2. 地域防災計画修正等経費 ▲2,325 委 ▲2,325
24. 積 立 金 326,810	1. 基金積立金 326,810	3. 安心安全基金積立金 305,432 (1) 指定寄附金分 3,423 (2) 本年度積立分 302,009
		4. 新型コロナウイルス感染症対応応援基金積立金 21,378 (1) 本年度積立分 21,378
12. 委 託 料 ▲4,564	1. 委 託 料 ▲4,564	1. 私立幼稚園等経費 ▲54,221 (1) 私立幼稚園施設型給付費〔扶〕 ▲2,221 (2) 子育て支援施設等利用給付費〔扶〕 ▲52,000
13. 使用料及び賃借 料 ▲529	1. 使用料及び賃借 料 ▲529	2. 学校ブログ情報発信事業経費 ▲529 使 ▲529
17. 備品購入費 ▲10,472	1. 庁用器具費 ▲10,472	3. 校務用 I C T 機器等管理運営経費 ▲10,472 (1) 機器賃借料 ▲10,472 備 ▲10,472
18. 負担金補助及び 交付金 1,350	2. 補 助 金 1,350	4. 学校 I C T 機器等整備事業経費 ▲1,018 (1) 諸 経 費 ▲1,018 委 ▲1,018
19. 扶 助 費 ▲54,221	71. 施設型給付費 ▲2,221 73. 子育て支援施設 等利用給付費 ▲52,000	5. コロナ禍における原油価格・物価高騰等対応経費 1,350 (1) 福祉施設等に対する光熱費等支援事業費 1,350 補 1,350
12. 委 託 料 ▲5,898	1. 委 託 料 ▲5,898	6. 事務経費 ▲3,546 委 ▲3,546
		1. 学校園活性化事業経費 ▲2,280 委 ▲2,280

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 教育文化センター費	60,073	▲8,500	51,573	-	-	-	▲8,500
(項)							
(2) 小学校費	3,991,070	2,245,991	6,237,061	518,477	1,820,500	7,317	▲100,303
1. 小学校管理費	3,511,308	2,247,358	5,758,666	517,635	1,820,500	7,317	▲98,094

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲6,000	1. 負 担 金 ▲6,000	2. 英語教育推進事業経費 ▲3,618 委 ▲3,618 3. 新型コロナウイルス感染症対策経費 ▲6,000 (1) 修学旅行等負担金 ▲6,000
17. 備品購入費 ▲8,500	1. 庁用器具費 ▲8,500	1. 施設管理経費 ▲8,500 (1) 諸 経 費 ▲8,500 備 ▲8,500
10. 需 用 費 32,583	1. 消耗品費 28,790 5. 光熱水費 7,631 6. 修 繕 料 ▲3,838	1. 施設管理経費 ▲690 (1) 各種委託料 ▲690 ア. 建築物定期点検業務委託料 ▲690 2. 運営経費 7,631 (1) 諸 経 費 7,631 光 7,631 3. 禁野小学校整備事業経費 ▲114,992 (1) 設計委託料 ▲9,980 (2) 工事請負費 ▲105,012 4. 学校園施設改善事業経費 2,323,017 (1) 施設改善維持補修経費 953,061 ア. 実施設計委託料 イ. 工事請負費 (2) トイレ改善事業経費 1,369,956 ア. 実施設計委託料 イ. 工事請負費 5. 新型コロナウイルス感染症対策経費 50,294 (1) 児童・生徒等の健康管理事業費 65,780 消 28,790 備 36,990 (2) 衛生管理臨時事業費 ▲15,486 委 ▲15,486 6. 学校水泳授業民間活用事業経費 ▲8,744 委 ▲2,877 使 ▲5,867 7. 学校空調設備整備事業経費 ▲9,158 (1) 修 繕 料 ▲3,838 (2) 空調設備維持管理業務委託料 ▲5,320
12. 委 託 料 ▲58,565	1. 委 託 料 ▲58,565	
13. 使用料及び賃借 料 ▲5,867	1. 使用料及び賃借 料 ▲5,867	
14. 工事請負費 2,242,217	1. 工事請負費 2,242,217	
17. 備品購入費 36,990	1. 庁用器具費 36,990	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 小学校教育振興費	353,591	▲1,367	352,224	842	-	-	▲2,209
(項)							
(3) 中学校費	1,577,341	1,294,183	2,871,524	303,645	1,013,300	-	▲22,762
1. 中学校管理費	1,276,642	1,294,183	2,570,825	303,100	1,013,300	-	▲22,217
2. 中学校教育振興費	243,208	-	243,208	545	-	-	▲545
(項)							
(4) 幼稚園費	679,793	▲2,439	677,354	19,298	-	▲1,805	▲19,932
1. 幼稚園費	679,793	▲2,439	677,354	19,298	-	▲1,805	▲19,932

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
13. 使用料及び賃借料 ▲1,367	1. 使用料及び賃借料 ▲1,367	1. 事務経費 ▲1,367 使 ▲1,367
10. 需用費 24,593	1. 消耗品費 13,870 5. 光熱水費 10,723	1. 施設管理経費 ▲960 (1) 各種委託料 ▲960 ア. 建築物定期点検業務委託料 ▲960 2. 運営経費 10,723 (1) 諸 経 費 10,723 光 10,723
12. 委託料 ▲26,729	1. 委託料 ▲26,729	3. 学校園施設改善事業経費 1,266,485 (1) 施設改善維持補修経費 434,969 ア. 実施設計委託料 イ. 工事請負費 (2) トイレ改善事業経費 831,516 ア. 実施設計委託料 イ. 工事請負費
14. 工事請負費 1,278,769	1. 工事請負費 1,278,769	4. 新型コロナウイルス感染症対策経費 24,861 (1) 児童・生徒等の健康管理事業費 31,420 消 13,870 備 17,550 (2) 衛生管理臨時事業費 ▲6,559 委 ▲6,559
17. 備品購入費 17,550	1. 庁用器具費 17,550	5. 学校空調設備整備事業経費 ▲6,926 (1) 空調設備維持管理業務委託料 ▲6,926
		(財 源 補 正)
10. 需用費 ▲1,805	7. 賄材料費 ▲1,805	1. 学校園施設改善事業経費 ▲634 (1) 施設改善維持補修経費 ▲634 ア. 工事請負費 ▲634
14. 工事請負費 ▲634	1. 工事請負費 ▲634	2. 幼稚園給食実施事業経費 ▲1,805 賄 ▲1,805

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(5) 社会教育費	1,532,553	▲15,092	1,517,461	▲30,413	11,600	7,379	▲3,658
1. 社会教育総務費	26,890	▲990	25,900	2,220	-	-	▲3,210
2. 文化財保護費	373,902	▲44,071	329,831	▲48,133	11,600	▲452	▲7,086
3. 図書館費	1,131,761	29,969	1,161,730	15,500	-	7,831	6,638
(項)							
(6) 保健体育費	2,643,177	261,023	2,904,200	240,689	-	4,670	15,664
3. スポーツ施設費	505,925	7,600	513,525	-	-	4,670	2,930

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委 託 料 ▲990	1. 委 託 料 ▲990	1. 成人祭（はたちのつどい）実施経費 ▲990 委 ▲990
12. 委 託 料 ▲11,607	1. 委 託 料 ▲11,607	1. 文化財保護管理経費 ▲6,991 (1) 文化財管理委託料 ▲2,183 委 ▲2,183 (2) 楠葉台場跡管理事業費 ▲4,808 委 ▲3,693 負 ▲1,115
14. 工事請負費 ▲33,081	1. 工事請負費 ▲33,081	2. 旧田中家鋳物民俗資料館管理運営経費 ▲4,577 (1) 施設改修事業費 ▲4,577 工 ▲4,577
18. 負担金補助及び 交付金 ▲1,115	1. 負 担 金 ▲1,115	3. 特別史跡百済寺跡再整備事業経費 ▲34,235 (1) 再整備工事経費 ▲34,235 委 ▲5,731 工 ▲28,504
24. 積 立 金 1,732	1. 基金積立金 1,732	4. 文化財保存活用基金積立金 1,732 (1) 指定寄附金分 1,732
10. 需 用 費 1,920	5. 光熱水費 1,920	1. 分館（7カ所）管理運営経費 6,638 (1) 生涯学習市民センター・図書館6複合施設指定管理料 4,718 委 4,718 (2) 諸 経 費 1,920 光 1,920
12. 委 託 料 4,718	1. 委 託 料 4,718	2. 子どもに本を届ける基金積立金 7,831 (1) 指定寄附金分 7,831
17. 備品購入費 15,500	3. 図 書 費 15,500	3. 新型コロナウイルス感染症対策経費 15,500 (1) 感染症拡大防止対策事業費 15,500 備 15,500
24. 積 立 金 7,831	1. 基金積立金 7,831	
12. 委 託 料 7,600	1. 委 託 料 7,600	1. 総合スポーツセンター管理運営経費 3,933 (1) 指定管理料 3,933 委 3,933 2. 渚市民体育館管理運営経費 3,439 (1) 指定管理料 3,439

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 学校給食費	1,956,278	253,423	2,209,701	240,689	-	-	12,734
(款)							
10. 公 債 費	11,983,032	▲408,375	11,574,657	-	-	-	▲408,375
(項)							
(1) 公 債 費	11,983,032	▲408,375	11,574,657	-	-	-	▲408,375
1. 元 金	11,419,138	▲265,129	11,154,009	-	-	-	▲265,129
2. 利 子	556,630	▲143,246	413,384	-	-	-	▲143,246
(款)							
11. 諸支出金	2,190,733	530,000	2,720,733	-	-	30,000	500,000
(項)							
(1) 諸 費	2,190,733	530,000	2,720,733	-	-	30,000	500,000
1. 減債基金費	3,287	500,000	503,287	-	-	-	500,000
2. 財政調整基金費	2,187,446	30,000	2,217,446	-	-	30,000	-
歳 出 合 計	170,119,969	2,540,145	172,660,114	▲2,131,509	3,893,200	▲198,355	976,809

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		委 3,439
		3. 伊加賀スポーツセンター管理運営経費 228
		(1) 指定管理料 228
		委 228
10. 需用費 17,079	5. 光熱水費 17,079	1. 運営経費 7,011
		(1) 諸経費 7,011
		光 7,011
12. 委託料 11,000	1. 委託料 11,000	2. 第一学校給食共同調理場運営経費 10,068
		(1) 諸経費 10,068
		光 10,068
18. 負担金補助及び 交付金 225,344	2. 補助金 225,344	3. コロナ禍における原油価格・物価高騰等対応経費 225,344
		(1) 学校給食費補助金 225,344
		4. 中学校給食における全員給食実施事業経費 11,000
		(1) 学校給食施設整備等可能性調査委託料
22. 償還金利子及び 割引料 ▲265,129	1. 償還金 ▲265,129	1. 長期債償還金 ▲265,129
22. 償還金利子及び 割引料 ▲143,246	3. 利子及び割引料 ▲143,246	1. 長期債利子 ▲143,246
24. 積立金 500,000	1. 基金積立金 500,000	1. 減債基金積立金 500,000
		(1) 本年度積立分 500,000
24. 積立金 30,000	1. 基金積立金 30,000	1. 財政調整基金積立金 30,000
		(1) 指定寄附金分 30,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
新型コロナウイルスワクチン接種関連経費	補正前	-	-	-
	補正額	490,000		-
	補正後	490,000	-	-
合 計	補正前	95,758,796		28,331,730
	補正額	490,000		-
	補正後	96,248,796		28,331,730

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
-	-	-	-	-	-	-
	490,000	490,000	-	-	-	-
5	490,000	490,000	-	-	-	-
	67,427,066	6,382,308	2,649,935	14,128,800	3,523,641	40,742,382
	490,000	490,000	-	-	-	-
	67,917,066	6,872,308	2,649,935	14,128,800	3,523,641	40,742,382

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	補正前	42,612,508	45,119,048	8,639,770	5,537,398	48,221,420
	補正額	-	-	3,893,200	▲305,265	4,198,465
	補正後	42,612,508	45,119,048	12,532,970	5,232,133	52,419,885
(1) 総 務	補正前	7,014,780	10,026,903	97,000	670,639	9,453,264
	補正額	-	-	-	▲158,636	158,636
	補正後	7,014,780	10,026,903	97,000	512,003	9,611,900
(2) 民 生	補正前	2,283,811	2,270,092	80,600	198,577	2,152,115
	補正額	-	-	-	▲14,348	14,348
	補正後	2,283,811	2,270,092	80,600	184,229	2,166,463
(3) 衛 生	補正前	6,415,182	5,262,989	1,121,300	1,013,805	5,370,484
	補正額	-	-	-	▲1,033	1,033
	補正後	6,415,182	5,262,989	1,121,300	1,012,772	5,371,517
(4) 農林水産業	補正前	-	-	570	-	570
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	-	-	570	-	570
(5) 商 工	補正前	100,500	97,150	87,800	6,700	178,250
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	100,500	97,150	87,800	6,700	178,250
(6) 土 木	補正前	12,218,872	13,015,567	5,196,700	1,910,051	16,302,216
	補正額	-	-	1,047,800	▲74,914	1,122,714
	補正後	12,218,872	13,015,567	6,244,500	1,835,137	17,424,930
(7) 消 防	補正前	1,154,057	1,020,760	-	134,034	886,726
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	1,154,057	1,020,760	-	134,034	886,726
(8) 教 育	補正前	13,425,306	13,425,587	2,055,800	1,603,592	13,877,795
	補正額	-	-	2,845,400	▲56,334	2,901,734
	補正後	13,425,306	13,425,587	4,901,200	1,547,258	16,779,529
2. そ の 他	補正前	68,424,594	68,565,903	3,264,612	5,881,740	65,948,775
	補正額	-	-	-	40,136	▲40,136
	補正後	68,424,594	68,565,903	3,264,612	5,921,876	65,908,639
(1) 地 方 税 等 減収補填債	補正前	304,717	279,330	-	25,387	253,943
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	304,717	279,330	-	25,387	253,943
(2) 住 民 税 等 減税補填債	補正前	902,501	626,262	-	223,385	402,877
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	902,501	626,262	-	223,385	402,877
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	補正前	67,217,376	67,660,311	3,264,612	5,632,968	65,291,955
	補正額	-	-	-	40,136	▲40,136
	補正後	67,217,376	67,660,311	3,264,612	5,673,104	65,251,819
合 計	補正前	111,037,102	113,684,951	11,904,382	11,419,138	114,170,195
	補正額	-	-	3,893,200	▲265,129	4,158,329
	補正後	111,037,102	113,684,951	15,797,582	11,154,009	118,328,524

性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1)議会費	-	-	-	-	-	-
(2)総務費	-	▲192,974	-	-	558,645	365,671
(3)民生費	-	86,093	-	▲10,224	▲3,046,521	▲2,970,652
(4)衛生費	-	▲577,430	▲9,040	-	345,277	▲241,193
(5)農林水産業費	-	-	-	-	-	-
(6)商工費	-	▲4,812	-	-	▲13,336	▲18,148
(7)土木費	-	▲201,443	-	1,095,993	334,862	1,229,412
(8)消防費	-	▲3,985	-	-	362,583	358,598
(9)教育費	-	32,640	433,926	3,053,345	174,921	3,694,832
(10)公債費	-	-	-	-	▲408,375	▲408,375
(11)諸支出金	-	-	-	-	530,000	530,000
(12)予備費	-	-	-	-	-	-
合計	-	▲861,911	424,886	4,139,114	▲1,161,944	2,540,145
現計予算の内訳	22,080,924	34,474,574	2,474,058	7,057,120	104,033,293	170,119,969
総計	22,080,924	33,612,663	2,898,944	11,196,234	102,871,349	172,660,114
総計の構成比 (%)	12.8	19.5	1.6	6.5	59.6	100.0

令和4年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,162千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,249,354千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年（2023年）3月3日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 府支出金		30,536,688	12,162	30,548,850
	(1) 府補助金	30,536,688	12,162	30,548,850
4. 繰入金		3,599,832	555,627	4,155,459
	(1) 一般会計繰入金	3,599,832	555,627	4,155,459
5. 諸収入		969,941	▲555,627	414,314
	(2) 雑入	936,841	▲555,627	381,214
歳入合計		43,237,192	12,162	43,249,354

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 諸支出金		61,640	12,162	73,802
	(1) 償還金及び還付加算金	61,640	12,162	73,802
歳 出	合 計	43,237,192	12,162	43,249,354

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款) 2. 府支出金	30,536,688	12,162	30,548,850		
(項) (1) 府補助金	30,536,688	12,162	30,548,850		
1. 保険給付費等交付金	30,497,556	12,162	30,509,718	1. 保険給付費等交付金(普通交付金)	12,162
(款) 4. 繰入金	3,599,832	555,627	4,155,459		
(項) (1) 一般会計繰入金	3,599,832	555,627	4,155,459		
1. 一般会計繰入金	3,599,832	555,627	4,155,459	1. 保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	▲12,407
				2. 保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	12,407
				7. 国保財政安定化支援事業繰入金	505,565
				10. 地方単独事業減額調整分	50,062
(款) 5. 諸収入	969,941	▲555,627	414,314		
(項) (2) 雑入	936,841	▲555,627	381,214		
5. 雑入	858,821	▲555,627	303,194	1. 雑入	▲555,627
歳入合計	43,237,192	12,162	43,249,354		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 保険給付費等交付金（普通交付金）	12,162	1. 保険給付費等交付金（普通交付金）	12,162
1. 保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）	▲12,407	1. 保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）	▲12,407
		2. 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	12,407
1. 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	12,407	3. 国保財政安定化支援事業繰入金	505,565
		4. 地方単独事業減額調整分	50,062
1. 国保財政安定化支援事業繰入金	505,565		
1. 地方単独事業減額調整分	50,062		
1. 雑 入	▲555,627	1. 雑 入	▲555,627

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 5. 国民健康保険事業費納付金	11,682,652	-	11,682,652	-	-	▲555,627	555,627
(項) (1) 医療給付費分	8,513,914	-	8,513,914	-	-	▲555,627	555,627
1. 一般被保険者医療給付費分	8,513,420	-	8,513,420	-	-	▲555,627	555,627
(款) 7. 諸支出金	61,640	12,162	73,802	12,162	-	-	-
(項) (1) 償還金及び還付加算金	61,640	12,162	73,802	12,162	-	-	-
4. 償 還 金	21,040	12,162	33,202	12,162	-	-	-
歳 出 合 計	43,237,192	12,162	43,249,354	12,162	-	▲555,627	555,627

(単位：千円)

節	細	節	概 要 説 明	
区 分	区 分	区 分		
金 額	金 額	金 額		
			(財 源 補 正)	
22. 償還金利息及び 割引料 12,162	1. 償 還 金 12,162		1. 府補助金等償還金	12,162

令和4年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ156,011千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,106,705千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年（2023年）3月3日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		7,495,652	▲20,360	7,475,292
	(1) 介護保険料	7,495,652	▲20,360	7,475,292
2. 支払基金交付金		9,297,432	▲54,019	9,243,413
	(1) 支払基金交付金	9,297,432	▲54,019	9,243,413
3. 国庫支出金		7,641,466	▲45,753	7,595,713
	(1) 国庫負担金	6,053,072	▲38,330	6,014,742
	(2) 国庫補助金	1,588,394	▲7,423	1,580,971
4. 府支出金		4,838,208	▲26,694	4,811,514
	(1) 府負担金	4,602,637	▲26,694	4,575,943
6. 繰入金		6,028,980	▲9,185	6,019,795
	(1) 一般会計繰入金	5,404,293	▲9,185	5,395,108
歳 入 合 計		36,262,716	▲156,011	36,106,705

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		590,478	▲22,953	567,525
	(3) 介護認定費	192,882	▲22,953	169,929
2. 保険給付費		32,786,797	▲200,074	32,586,723
	(1) 介護サービス等諸費	29,838,960	▲239,094	29,599,866
	(2) 介護予防サービス等諸費	1,074,635	68,705	1,143,340
	(3) 高額介護サービス等費	1,287,076	-	1,287,076
	(4) 特定入所者介護サービス等費	559,981	▲33,698	526,283
	(5) その他諸費	26,145	4,013	30,158
5. 諸支出金		567,263	328	567,591
	(1) 償還金及び還付加算金	452,512	328	452,840
6. 基金積立金		512,956	66,688	579,644
	(1) 基金積立金	512,956	66,688	579,644
歳 出 合 計		36,262,716	▲156,011	36,106,705

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 保 険 料	7,495,652	▲20,360	7,475,292		
(項)					
(1)介護保険料	7,495,652	▲20,360	7,475,292		
1. 第1号被保険者保険料	7,495,652	▲20,360	7,475,292	1. 現年賦課分	▲20,360
(款)					
2. 支払基金交付金	9,297,432	▲54,019	9,243,413		
(項)					
(1)支払基金交付金	9,297,432	▲54,019	9,243,413		
1. 介護給付費交付金	8,852,435	▲54,019	8,798,416	1. 現年度分	▲54,019
(款)					
3. 国庫支出金	7,641,466	▲45,753	7,595,713		
(項)					
(1)国庫負担金	6,053,072	▲38,330	6,014,742		
1. 介護給付費負担金	6,053,072	▲38,330	6,014,742	1. 現年度分	▲38,330
(項)					
(2)国庫補助金	1,588,394	▲7,423	1,580,971		
1. 調整交付金	1,091,197	▲7,423	1,083,774	1. 現年度分	▲7,413
				2. 過年度分	▲10
(款)					
4. 府支出金	4,838,208	▲26,694	4,811,514		
(項)					
(1)府負担金	4,602,637	▲26,694	4,575,943		
1. 介護給付費負担金	4,602,637	▲26,694	4,575,943	1. 現年度分	▲26,694
(款)					
6. 繰 入 金	6,028,980	▲9,185	6,019,795		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 現年度分	▲20,360	1. 現年度分	▲20,360
		(1) 特別徴収分	▲18,961
		(2) 普通徴収分	▲1,399
1. 現年度分	▲54,019	1. 現年度分	▲54,019
1. 現年度分	▲38,330	1. 現年度分	▲38,330
1. 現年度分	▲7,413	1. 現年度分	▲7,413
1. 過年度分	▲10	(1) 介護給付費分	▲8,701
		(2) 特別調整交付金	1,288
		2. 過年度分	▲10
		(1) 介護給付費分	▲10
1. 現年度分	▲26,694	1. 現年度分	▲26,694

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(項)					
(1) 一般会計繰入金	5,404,293	▲9,185	5,395,108		
1. 一般会計繰入金	5,404,293	▲9,185	5,395,108	1. 介護給付費繰入金	▲25,009
				4. 事務費等分繰入金	▲22,953
				5. 低所得者保険料 軽減繰入金	38,777
歳 入 合 計	36,262,716	▲156,011	36,106,705		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 介護給付費繰入金	▲25,009	1. 介護給付費繰入金	▲25,009
		(1) 現年度分	▲25,009
1. 事務費等分繰入金	▲22,953	2. 事務費等分繰入金	▲22,953
1. 低所得者保険料軽減繰入金	38,777	3. 低所得者保険料軽減繰入金	38,777
		(1) 現年度分	19,072
		(2) 過年度分	19,705

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	590,478	▲22,953	567,525	-	-	-	▲22,953
(項)							
(3) 介護認定費	192,882	▲22,953	169,929	-	-	-	▲22,953
1. 介護認定費	192,882	▲22,953	169,929	-	-	-	▲22,953
(款)							
2. 保険給付費	32,786,797	▲200,074	32,586,723	▲72,447	-	▲121,690	▲5,937
(項)							
(1) 介護サービス等諸費	29,838,960	▲239,094	29,599,866	▲84,330	-	▲142,201	▲12,563
1. 介護サービス等給付費	29,838,960	▲239,094	29,599,866	▲84,330	-	▲142,201	▲12,563
(項)							
(2) 介護予防サービス等諸費	1,074,635	68,705	1,143,340	22,023	-	37,425	9,257
1. 介護予防サービス等給付費	1,074,635	68,705	1,143,340	22,023	-	37,425	9,257
(項)							
(3) 高額介護サービス等費	1,287,076	-	1,287,076	▲344	-	▲409	753
1. 高額介護サービス等給付費	1,287,076	-	1,287,076	▲344	-	▲409	753
(項)							
(4) 特定入所者介護サービス等費	559,981	▲33,698	526,283	▲11,093	-	▲18,701	▲3,904

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委託料 ▲22,953	1. 委託料 ▲22,953	1. 認定事業経費 ▲22,953 (1) 認定調査委託料 ▲15,258 (2) 主治医意見書作成経費 委 ▲7,695
18. 負担金補助及び 交付金 ▲239,094	1. 負担金 ▲239,094	1. 居宅介護サービス給付費負担金 139,045 2. 施設介護サービス給付費負担金 ▲290,161 3. 居宅介護住宅改修費負担金 3,716 4. 居宅介護サービス計画給付費負担金 41,294 5. 地域密着型介護サービス給付費負担金 ▲132,988
18. 負担金補助及び 交付金 68,705	1. 負担金 68,705	1. 介護予防サービス給付費負担金 38,601 2. 介護予防福祉用具購入費負担金 7,041 3. 介護予防住宅改修費負担金 679 4. 介護予防サービス計画給付費負担金 18,150 5. 地域密着型介護予防サービス給付費負担金 4,234
		(財 源 補 正)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 特定入所者介護サービス等給付費	559,981	▲33,698	526,283	▲11,093	-	▲18,701	▲3,904
(項)							
(5) その他諸費	26,145	4,013	30,158	1,297	-	2,196	520
1. 審査支払手数料	26,145	4,013	30,158	1,297	-	2,196	520
(款)							
5. 諸支出金	567,263	328	567,591	-	-	328	-
(項)							
(1) 償還金及び還付加算金	452,512	328	452,840	-	-	328	-
2. 第1号被保険者還付金	9,320	328	9,648	-	-	328	-
(款)							
6. 基金積立金	512,956	66,688	579,644	-	-	46,983	19,705
(項)							
(1) 基金積立金	512,956	66,688	579,644	-	-	46,983	19,705
1. 基金積立金	512,956	66,688	579,644	-	-	46,983	19,705
歳 出 合 計	36,262,716	▲156,011	36,106,705	▲72,447	-	▲74,379	▲9,185

(単位：千円)

節	細	節	概	要	説	明
区	区	分	概	要	説	明
分	分	節	要	要	説	明
金	金	額	要	要	説	明
額	額		要	要	説	明
18. 負担金補助及び 交付金 ▲33,698	1. 負担金 ▲33,698		1. 特定入所者介護サービス費負担金			▲33,698
11. 役務費 4,013	4. 手数料 4,013		1. 大阪府国民健康保険団体連合会審査支払手数料			4,013
22. 償還金利子及び 割引料 328	6. 還付金 328		1. 第1号被保険者還付金			328
24. 積立金 66,688	1. 基金積立金 66,688		1. 介護給付費準備基金積立金			66,688

令和4年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和4年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ107,023千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,538,573千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年（2023年）3月3日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		5,927,219	225,005	6,152,224
	(1) 後期高齢者医療保険料	5,927,219	225,005	6,152,224
2. 繰入金		1,429,862	▲137,973	1,291,889
	(1) 一般会計繰入金	1,429,862	▲137,973	1,291,889
3. 諸収入		2,840	19,991	22,831
	(1) 延滞金	1,000	394	1,394
	(2) 雑入	1,840	19,597	21,437
歳入合計		7,431,550	107,023	7,538,573

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連 合納付金		7,199,305	107,023	7,306,328
	(1) 後期高齢者医療広域連 合納付金	7,199,305	107,023	7,306,328
歳 出	合 計	7,431,550	107,023	7,538,573

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 後期高齢者医療保険料	5,927,219	225,005	6,152,224		
(項)					
(1) 後期高齢者医療保険料	5,927,219	225,005	6,152,224		
1. 特別徴収保険料	2,925,339	▲782	2,924,557	1. 現年賦課分	▲782
2. 普通徴収保険料	3,001,880	225,787	3,227,667	1. 現年賦課分	217,158
				2. 滞納繰越分	8,629
(款)					
2. 繰入金	1,429,862	▲137,973	1,291,889		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	1,429,862	▲137,973	1,291,889		
1. 一般会計繰入金	1,429,862	▲137,973	1,291,889	1. 事務費等分繰入金	▲19,597
				2. 保険基盤安定繰入金	▲118,376
(款)					
3. 諸収入	2,840	19,991	22,831		
(項)					
(1) 延滞金	1,000	394	1,394		
1. 延滞金	1,000	394	1,394	1. 延滞金	394
(項)					
(2) 雑入	1,840	19,597	21,437		
1. 雑入	1,840	19,597	21,437	1. 雑入	19,597
歳入合計	7,431,550	107,023	7,538,573		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 現年度分	▲782	1. 現年度分	▲782
		(1) 現年度分	▲782
1. 現年度分	216,676	1. 現年賦課分	217,158
2. 過年度分	482	(1) 現年度分	216,676
		(2) 過年度分	482
		2. 滞納繰越分	8,629
1. 滞納繰越分	8,629		
1. 事務費等分繰入金	▲19,597	1. 事務費等分繰入金	▲19,597
		2. 保険基盤安定繰入金	▲118,376
1. 保険基盤安定繰入金	▲118,376		
1. 延滞金	394	1. 延滞金	394
1. 雑入	19,597	1. 雑入	19,597

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	206,105	-	206,105	-	-	19,597	▲19,597
(項)							
(1) 総務管理費	193,211	-	193,211	-	-	19,597	▲19,597
1. 一般管理費	193,211	-	193,211	-	-	19,597	▲19,597
(款)							
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,199,305	107,023	7,306,328	-	-	225,399	▲118,376
(項)							
(1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,199,305	107,023	7,306,328	-	-	225,399	▲118,376
1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,199,305	107,023	7,306,328	-	-	225,399	▲118,376
歳 出 合 計	7,431,550	107,023	7,538,573	-	-	244,996	▲137,973

(単位：千円)

節	細	節	概	要	説	明
区	区	分				
分	分	額				
18. 負担金補助及び 交付金 107,023	1. 負 担 金 107,023		1. 大阪府後期高齢者医療広域連合負担金			107,023

令和4年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和4年度大阪府枚方市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度大阪府枚方市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	6,970,866	▲ 74,400	6,896,466
第1項 営業収益	5,290,401	▲ 74,400	5,216,001

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	6,261,486	▲ 62,000	6,199,486
第1項 営業費用	5,673,199	▲ 62,000	5,611,199

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,831,555千円は、当年度消費税資本的収支調整額300,053千円、建設改良積立金200,000千円、過年度損益勘定留保資金754,006千円、当年度損益勘定留保資金1,577,496千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	2,928,929	▲ 202,000	2,726,929
第1項 企 業 債	2,596,000	▲ 202,000	2,394,000

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	5,818,484	▲ 260,000	5,558,484
第1項 建 設 改 良 費	3,913,164	▲ 260,000	3,653,164

(継続費)

第4条 継続費（配水支管更新事業、送配水管更生事業、送配水管更新事業、北中振他配水管整備事業）の総額及び年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

款	項	事 業 名	区 分	総 額	年 度	年 割 額
資本的支出	建設改良費	配水支管更新事業	補正前	3,098,000	令和2年度	603,000
					令和3年度	831,000
					令和4年度	654,000
					令和5年度	564,000
					令和6年度	446,000
			補正後	3,098,000	令和2年度	603,000
					令和3年度	831,000
					令和4年度	534,000
					令和5年度	664,000
					令和6年度	466,000

(単位：千円)

款	項	事業名	区分	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	送配水管 更生事業	補正前	2,696,600	平成27年度	60,000
					平成28年度	330,000
					平成29年度	3,000
					平成30年度	449,800
					令和元年度	305,300
					令和2年度	105,000
					令和3年度	536,500
					令和4年度	440,000
					令和5年度	457,000
					令和6年度	10,000
			補正後	2,758,600	平成27年度	60,000
					平成28年度	330,000
					平成29年度	3,000
					平成30年度	449,800
					令和元年度	305,300
					令和2年度	105,000
					令和3年度	536,500
					令和4年度	390,000
					令和5年度	479,000
令和6年度	100,000					

(単位：千円)

款	項	事業名	区分	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	送配水管更新事業	補正前	997,000	平成29年度	55,000
					平成30年度	80,000
					令和元年度	101,000
					令和2年度	15,000
					令和3年度	144,000
					令和4年度	172,000
					令和5年度	241,000
			令和6年度	189,000		
			補正後	1,127,000	平成29年度	55,000
					平成30年度	80,000
					令和元年度	101,000
					令和2年度	15,000
					令和3年度	144,000
					令和4年度	150,000
		令和5年度			253,000	
		令和6年度	329,000			
		北中振他配水管整備事業	補正前	703,000	令和4年度	2,000
					令和5年度	349,000
					令和6年度	264,000
					令和7年度	72,000
					令和8年度	16,000
			補正後	703,000	令和4年度	2,000
					令和5年度	294,000
					令和6年度	318,000
令和7年度	73,000					
令和8年度	16,000					

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(単位：千円)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
送配水管整備事業	補正前	58,000	普通貸借又は証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
	補正後	36,000			
送配水管更新事業	補正前	237,000			
	補正後	182,000			
配水支管更新事業	補正前	472,000			
	補正後	385,000			
送配水管更生事業	補正前	255,000			
	補正後	217,000			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

令和5年(2023年)3月3日提出

枚方市長 伏見 隆

令和4年度大阪府枚方市水道事業

1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業収益		6,970,866	▲ 74,400	6,896,466
営業収益		5,290,401	▲ 74,400	5,216,001
	受託工事収益	112,330	▲ 74,400	37,930
収入合計		6,970,866	▲ 74,400	6,896,466

会計補正予算説明書（第5号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
移 設 工 事 収 益	▲ 74,400	1. 移設工事収益 ▲ 74,400

2. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業費用		6,261,486	▲ 62,000	6,199,486
営業費用		5,673,199	▲ 62,000	5,611,199
	受託工事費	102,083	▲ 62,000	40,083
支 出 合 計		6,261,486	▲ 62,000	6,199,486

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
工 事 請 負 費	▲ 62,000	1. 工事請負費 (依頼工事費)	▲ 62,000

3. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的収入		2,928,929	▲ 202,000	2,726,929
企業債		2,596,000	▲ 202,000	2,394,000
	上水道事業債	1,162,000	▲ 202,000	960,000
収入合計		2,928,929	▲ 202,000	2,726,929

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明
区 分	金 額	千円
上 水 道 事 業 債	▲ 202,000	1. 上水道事業債 ▲ 202,000 (1) 送配水管整備事業 ▲ 22,000 (2) 送配水管更新事業 ▲ 55,000 (3) 配水支管更新事業 ▲ 87,000 (4) 送配水管更生事業 ▲ 38,000

4. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		5,818,484	▲ 260,000	5,558,484
建設改良費		3,913,164	▲ 260,000	3,653,164
	建設改良事業費	1,208,250	▲ 68,000	1,140,250
	配水支管更新事業費	654,000	▲ 120,000	534,000
	送配水管更生事業費	440,000	▲ 50,000	390,000
	送配水管更新事業費	172,000	▲ 22,000	150,000
支出合計		5,818,484	▲ 260,000	5,558,484

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
委 託 料	▲ 50,000	1. 委託料 ▲ 50,000 (1) 中宮浄水場～春日受水場間送水管整備実施設計委託 (2) 伊加賀南町他口径400mm以下配水管移設実施設計委託
工 事 請 負 費	▲ 18,000	2. 工事請負費 ▲ 18,000 府道杉田口禁野線歩道拡幅工事に伴う口径300mm 配水管改良工事
委 託 料	▲ 4,000	1. 委託料 ▲ 4,000 土地調査業務委託
工 事 請 負 費	▲ 116,000	2. 工事請負費 ▲ 116,000 磯島茶屋町地区配水管改良工事 ほか
工 事 請 負 費	▲ 50,000	1. 工事請負費 ▲ 50,000 中宮浄水場～田口山配水場間送水管更生工事
工 事 請 負 費	▲ 22,000	1. 工事請負費 ▲ 22,000 田口山配水場内口径600mm以下送配水管更新工事

継 続 費 に

継続費について前前事業年度末までの支払義務発生額、前事業年度末までの支払義務発生

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年 度	年 割 額	同 左 財 源			
					企 業 債	国 補	府 助 金	他 会 計 等 出 資 金
資本的支出	建設改良費	配 水 支 管 更 新 事 業	令和 2	補正前の額	603,000	435,000	-	-
				補 正 額	-	-	-	-
				補正後の額	603,000	435,000	-	-
			3	補正前の額	831,000	599,000	-	-
				補 正 額	-	-	-	-
				補正後の額	831,000	599,000	-	-
			4	補正前の額	654,000	472,000	-	-
				補 正 額	▲120,000	▲87,000	-	-
				補正後の額	534,000	385,000	-	-
			5	補正前の額	564,000	406,000	-	-
				補 正 額	100,000	72,000	-	-
				補正後の額	664,000	478,000	-	-
			6	補正前の額	446,000	321,000	-	-
				補 正 額	20,000	15,000	-	-
				補正後の額	466,000	336,000	-	-
			計	補正前の額	3,098,000	2,233,000	-	-
				補 正 額	-	-	-	-
				補正後の額	3,098,000	2,233,000	-	-

関 する 調 査 書

見込額及び当該事業年度以降の支払義務発生予定額並びに事業の進捗状況等に関する調査

(単位：千円)

内 訳		前前年度末 までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支払 義務発生 額 (見込)額	当該年度 支払義務 発生 予定額	当該年度 末までの支 払義務発生 予定額	翌年度以 降の支払 義務発生 予定額	継続費の 総額に対 する進捗 率(%)	備 考
建設改良 積立金	当年度 損益勘定 留保資金							
-	168,000	521,302	521,302	-	521,302	-	16.8	通次繰越 81,698
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	168,000	521,302	521,302	-	521,302	-	16.8	
-	232,000	-	866,843	-	866,843	-	28.0	" 45,855
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	232,000	-	866,843	-	866,843	-	28.0	
-	182,000	-	-	699,855	699,855	-	22.6	
-	▲33,000	-	-	▲120,000	▲120,000	-	-	
-	149,000	-	-	579,855	579,855	-	18.7	
-	158,000	-	-	-	-	564,000	-	
-	28,000	-	-	-	-	100,000	-	
-	186,000	-	-	-	-	664,000	-	
-	125,000	-	-	-	-	446,000	-	
-	5,000	-	-	-	-	20,000	-	
-	130,000	-	-	-	-	466,000	-	
-	865,000	521,302	1,388,145	699,855	2,088,000	1,010,000	67.4	
-	-	-	-	▲120,000	▲120,000	120,000	-	
-	865,000	521,302	1,388,145	579,855	1,968,000	1,130,000	63.5	

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年 度	年 割 額	同 左 財 源			
					企 業 債	国 府 等 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	
資本的支出	建設改良費	送配水事業	平成 27	補正前の額	60,000	31,200	-	3,200
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	60,000	31,200	-	3,200
			28	補正前の額	330,000	300,000	-	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	330,000	300,000	-	-
			29	補正前の額	3,000	-	-	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	3,000	-	-	-
			30	補正前の額	449,800	312,000	-	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	449,800	312,000	-	-
			令和 元	補正前の額	305,300	179,000	-	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	305,300	179,000	-	-
			2	補正前の額	105,000	69,000	-	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	105,000	69,000	-	-
			3	補正前の額	536,500	388,000	-	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	536,500	388,000	-	-
			4	補正前の額	440,000	255,000	-	-
				補正額	▲50,000	▲38,000	-	-
				補正後の額	390,000	217,000	-	-
			5	補正前の額	457,000	311,000	-	-
				補正額	22,000	16,000	-	-
				補正後の額	479,000	327,000	-	-
			6	補正前の額	10,000	-	-	-
				補正額	90,000	67,000	-	-
				補正後の額	100,000	67,000	-	-
計	補正前の額	2,696,600	1,845,200	-	3,200			
	補正額	62,000	45,000	-	-			
	補正後の額	2,758,600	1,890,200	-	3,200			

(単位：千円)

内 訳		前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額(見込)額	当該年度当該年度末までの支払義務発生額	当該年度当該年度末までの支払義務発生額	翌年度以降の支払義務発生額	継続費の総額に対する進捗率(%)	備 考
建設改良積立金	当年度当損益勘定留保資金	支払義務発生額	支払義務発生額(見込)額	支払義務発生額	支払義務発生額	支払義務発生額	進捗率(%)	
-	25,600	50,737	50,737	-	50,737	-	1.9	逡次繰越
-	-	-	-	-	-	-	-	9,263
-	25,600	50,737	50,737	-	50,737	-	1.8	
-	30,000	12,009	12,009	-	12,009	-	0.5	"
-	-	-	-	-	-	-	-	327,254
-	30,000	12,009	12,009	-	12,009	-	0.4	
-	3,000	315,540	315,540	-	315,540	-	11.7	"
-	-	-	-	-	-	-	-	14,714
-	3,000	315,540	315,540	-	315,540	-	11.4	
-	137,800	313,691	313,691	-	313,691	-	11.6	"
-	-	-	-	-	-	-	-	150,823
-	137,800	313,691	313,691	-	313,691	-	11.4	
-	126,300	388,029	388,029	-	388,029	-	14.4	"
-	-	-	-	-	-	-	-	68,094
-	126,300	388,029	388,029	-	388,029	-	14.1	
-	36,000	42,690	42,690	-	42,690	-	1.6	"
-	-	-	-	-	-	-	-	130,404
-	36,000	42,690	42,690	-	42,690	-	1.6	
-	148,500	-	286,001	-	286,001	-	10.6	"
-	-	-	-	-	-	-	-	380,903
-	148,500	-	286,001	-	286,001	-	10.4	
-	185,000	-	-	820,903	820,903	-	30.4	
-	▲12,000	-	-	▲50,000	▲50,000	-	-	
-	173,000	-	-	770,903	770,903	-	27.9	
-	146,000	-	-	-	-	457,000	-	
-	6,000	-	-	-	-	22,000	-	
-	152,000	-	-	-	-	479,000	-	
-	10,000	-	-	-	-	10,000	-	
-	23,000	-	-	-	-	90,000	-	
-	33,000	-	-	-	-	100,000	-	
-	848,200	1,122,696	1,408,697	820,903	2,229,600	467,000	82.7	
-	17,000	-	-	▲50,000	▲50,000	112,000	-	
-	865,200	1,122,696	1,408,697	770,903	2,179,600	579,000	79.0	

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年 度	年 割 額	同 左 財 源			
					企 業 債	国 府 等 金	他 会 計 等 出 資 金	
資本的支出	建設改良費	送配水事業 更新	平成 29	補正前の額	55,000	38,000	-	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	55,000	38,000	-	-
			30	補正前の額	80,000	56,000	-	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	80,000	56,000	-	-
			令和 元	補正前の額	101,000	54,800	22,666	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	101,000	54,800	22,666	-
			2	補正前の額	15,000	10,000	-	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	15,000	10,000	-	-
			3	補正前の額	144,000	88,500	16,479	6,220
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	144,000	88,500	16,479	6,220
			4	補正前の額	172,000	116,000	16,987	-
				補正額	▲22,000	▲17,000	-	-
				補正後の額	150,000	99,000	16,987	-
			5	補正前の額	241,000	127,000	9,773	62,200
				補正額	12,000	35,000	▲3,107	▲62,200
				補正後の額	253,000	162,000	6,666	-
6	補正前の額	189,000	141,000	-	-			
	補正額	140,000	93,000	-	17,000			
	補正後の額	329,000	234,000	-	17,000			
計	補正前の額	997,000	631,300	65,905	68,420			
	補正額	130,000	111,000	▲3,107	▲45,200			
	補正後の額	1,127,000	742,300	62,798	23,220			

(単位：千円)

内 訳		前前年度末 までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務発 生額 (見込)額	当該年度 支払義務 発生額 予定額	当該年度 末までの支 払義務発 生額 予定額	翌年度以 降の支払 義務発生 額 予定額	継続費の 総額に対 する進捗 率(%)	備 考
建設改良 積立金	当年度 損益勘定 留保資金							
-	17,000	48,467	48,467	-	48,467	-	4.9	遞次繰越
-	-	-	-	-	-	-	-	6,533
-	17,000	48,467	48,467	-	48,467	-	4.3	
-	24,000	58,507	58,507	-	58,507	-	5.9	"
-	-	-	-	-	-	-	-	28,026
-	24,000	58,507	58,507	-	58,507	-	5.2	
-	23,534	101,661	101,661	-	101,661	-	10.2	"
-	-	-	-	-	-	-	-	27,365
-	23,534	101,661	101,661	-	101,661	-	9.0	
-	5,000	20,834	20,834	-	20,834	-	2.1	"
-	-	-	-	-	-	-	-	21,531
-	5,000	20,834	20,834	-	20,834	-	1.8	
-	32,801	-	140,887	-	140,887	-	14.1	"
-	-	-	-	-	-	-	-	24,644
-	32,801	-	140,887	-	140,887	-	12.5	
-	39,013	-	-	196,644	196,644	-	19.7	
-	▲5,000	-	-	▲22,000	▲22,000	-	-	
-	34,013	-	-	174,644	174,644	-	15.5	
-	42,027	-	-	-	-	241,000	-	
-	42,307	-	-	-	-	12,000	-	
-	84,334	-	-	-	-	253,000	-	
-	48,000	-	-	-	-	189,000	-	
-	30,000	-	-	-	-	140,000	-	
-	78,000	-	-	-	-	329,000	-	
-	231,375	229,469	370,356	196,644	567,000	430,000	56.9	
-	67,307	-	-	▲22,000	▲22,000	152,000	-	
-	298,682	229,469	370,356	174,644	545,000	582,000	48.3	

款	項	事業名	全 体 計 画						
			年 度	年 割 額	同 左 財 源				
					企 業 債	国 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等		
資本的支出	建設改良費	北中振他配水管整備事業	令和 4	補正前の額	2,000	-	-	-	-
				補正額	-	-	-	-	-
				補正後の額	2,000	-	-	-	-
			5	補正前の額	349,000	314,000	-	-	-
				補正額	▲55,000	▲50,000	-	-	-
				補正後の額	294,000	264,000	-	-	-
			6	補正前の額	264,000	237,000	-	-	-
				補正額	54,000	49,000	-	-	-
				補正後の額	318,000	286,000	-	-	-
			7	補正前の額	72,000	64,000	-	-	-
				補正額	1,000	1,000	-	-	-
				補正後の額	73,000	65,000	-	-	-
			8	補正前の額	16,000	14,000	-	-	-
				補正額	-	-	-	-	-
				補正後の額	16,000	14,000	-	-	-
計	補正前の額	703,000	629,000	-	-	-			
	補正額	-	-	-	-	-			
	補正後の額	703,000	629,000	-	-	-			

(単位：千円)

内 訳		前年度末 までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務発 生額 (見込)額	当該年度 支払義務 発生額 予定額	当該年度 末までの支 払義務発 生額 予定額	翌年度以 降の支払 義務発生 額 予定額	継続費の 総額に対 する進捗 率(%)	備 考
建設改良 積立金	当年度 損益勘定 留保資金							
-	2,000	-	-	2,000	2,000	-	0.3	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	2,000	-	-	2,000	2,000	-	0.3	
-	35,000	-	-	-	-	349,000	-	
-	▲5,000	-	-	-	-	▲55,000	-	
-	30,000	-	-	-	-	294,000	-	
-	27,000	-	-	-	-	264,000	-	
-	5,000	-	-	-	-	54,000	-	
-	32,000	-	-	-	-	318,000	-	
-	8,000	-	-	-	-	72,000	-	
-	-	-	-	-	-	1,000	-	
-	8,000	-	-	-	-	73,000	-	
-	2,000	-	-	-	-	16,000	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	2,000	-	-	-	-	16,000	-	
-	74,000	-	-	2,000	2,000	701,000	0.3	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	74,000	-	-	2,000	2,000	701,000	0.3	

令和4年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 令和4年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入）

第2条 令和4年度大阪府枚方市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業収益	11,610,598 千円	628,589 千円	12,239,187 千円
第2項 医業外収益	2,190,891 千円	628,589 千円	2,819,480 千円

（資本的収入）

第3条 予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額465,498千円は、当年度消費税資本的収支調整額2,073千円及び過年度損益勘定留保資金463,425千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資本的収入	1,323,390 千円	2,434 千円	1,325,824 千円
第4項 補助金	4,145 千円	2,434 千円	6,579 千円

（他会計からの補助金）

第4条 コロナ禍における原油価格・物価高騰等に対応するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,525千円である。

令和5年（2023年）3月3日 提出

枚方市長 伏見 隆

1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病院事業収益		11,610,598	628,589	12,239,187
2. 医業外収益		2,190,891	628,589	2,819,480
	3. 補助金	896,504	623,064	1,519,568
	6. 一般会計補助金	-	5,525	5,525
収入合計		11,610,598	628,589	12,239,187

病院事業会計補正予算説明書（第5号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
国 庫 補 助 金	4,500	1. 国庫補助金 新型コロナウイルス感染症患者等入院 受入医療機関緊急支援事業補助金	4,500
府 補 助 金	618,564	2. 府補助金 (1) 年未年始における発熱患者等診療・ 検査協力金 (2) 新型コロナウイルス感染症高齢者 リハビリ・ケア病床体制確保協力金 (3) 新型コロナウイルス感染症患者等 入院病床確保緊急支援事業費補助金 (4) 新型コロナウイルス感染症に係る 特殊勤務手当支給事業補助金 (5) 新型コロナウイルス感染症帰国者・ 接触者外来等設備整備事業補助金 (6) 新型コロナウイルス感染症類似症状 患者受入れのための救急・周産期・ 小児医療体制確保事業補助金	618,564
一 般 会 計 補 助 金	5,525	1. 一般会計補助金 コロナ禍における原油価格・物価高騰 等に対する補助金	5,525

2. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 資本的収入		1,323,390	2,434	1,325,824
4. 補助金		4,145	2,434	6,579
	1. 補助金	4,145	2,434	6,579
収入合計		1,323,390	2,434	1,325,824

(単位：千円)

節	
区 分	金 額
府 補 助 金	2,434

概 要 説 明	
	千円
1. 府補助金 新型インフルエンザ患者入院医療機関 設備整備事業補助金	2,434

令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度大阪府枚方市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	12,429,643	8,898	12,438,541
第1項 営業収益	9,207,704	8,830	9,216,534
第2項 営業外収益	3,079,280	68	3,079,348

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	11,404,241	1,674	11,405,915
第3項 特別損失	53,776	1,674	55,450

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,870,263千円は、当年度消費税資本的収支調整額102,585千円、減債積立金256,365千円、過年度損益勘定留保資金1,652,522千円、当年度損益勘定留保資金2,858,791千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	4,180,226	292,053	4,472,279
第2項 工 事 負 担 金	182,206	36,806	219,012
第3項 国 府 補 助 金	745,972	182,170	928,142
第4項 他 会 計 負 担 金	1,929,710	72,194	2,001,904
第6項 固 定 資 産 売 却 代 金	-	883	883

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	9,096,542	246,000	9,342,542
第2項 建 設 改 良 事 業 費	1,371,679	246,000	1,617,679

(継続費)

第4条 継続費（污水公共下水道未普及地区整備事業）の総額、期間及び年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

款	項	事業名	区 分	総 額	年 度	年 割 額
資本的支出	整備事業費	汚 水 公 共 下 水 道 未 普 及 地 区 整 備 事 業	補正前	262,040	令和4年度	23,000
					令和5年度	168,020
					令和6年度	71,020
					令和7年度	-
			補正後	688,550	令和4年度	23,000
					令和5年度	339,020
					令和6年度	323,020
					令和7年度	3,510

令和5年（2023年）3月3日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 4 年度大阪府枚方市下水道事業

1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
下水道事業収益		12,429,643	8,898	12,438,541
営業収益		9,207,704	8,830	9,216,534
	国府補助金	13,900	8,830	22,730
営業外収益		3,079,280	68	3,079,348
	雑収益	20,125	68	20,193
収入合計		12,429,643	8,898	12,438,541

会計補正予算説明書（第3号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
国 庫 補 助 金	8,830	1. 国庫補助金 社会資本整備総合交付金	8,830
そ の 他 雑 収 益	68	1. その他雑収益 その他雑入	68

2. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
下水道事業費用		11,404,241	1,674	11,405,915
特別損失		53,776	1,674	55,450
	固定資産売却損	-	1,674	1,674
支出合計		11,404,241	1,674	11,405,915

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
固 定 資 産 売 却 損	1,674	1. 固定資産売却損	1,674

3. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的収入		4,180,226	292,053	4,472,279
工事負担金		182,206	36,806	219,012
	工事負担金	182,206	36,806	219,012
国府補助金		745,972	182,170	928,142
	国府補助金	745,972	182,170	928,142
他会計負担金		1,929,710	72,194	2,001,904
	他会計負担金	1,929,710	72,194	2,001,904
固定資産売却代金		-	883	883
	固定資産売却代金	-	883	883
収入合計		4,180,226	292,053	4,472,279

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
その他工事負担金	36,806	1. その他工事負担金 八幡市負担分 36,806
国庫補助金	182,170	1. 国庫補助金 182,170 (1) 汚水公共下水道補助金 670 (2) 雨水公共下水道補助金 181,500
他会計負担金	72,194	1. 他会計負担金 72,194 雨水建設費分
土地売却代金	883	1. 土地売却代金 883

4. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		9,096,542	246,000	9,342,542
建設改良事業費		1,371,679	246,000	1,617,679
	汚水改良事業費	546,700	▲ 40,000	506,700
	雨水改良事業費	755,342	286,000	1,041,342
支 出 合 計		9,096,542	246,000	9,342,542

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
工 事 請 負 費	▲ 40,000	1. 工事請負費 ▲ 40,000 南楠葉1丁目地区他污水管改良工事
工 事 請 負 費	286,000	1. 工事請負費 286,000 北部ポンプ場受変電設備更新工事

継 続 費 に

継続費について前前事業年度末までの支払義務発生額、前事業年度末までの支払義務発生

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年 度	年 割 額	同 左 財 源			
					企 業 債	国 府 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	
資本的支出	整備事業費	汚 水 公 共 下 水 道 区 未 普 及 地 区 整 備 事 業	令和 4	補正前の額	23,000	20,700	-	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	23,000	20,700	-	-
			5	補正前の額	168,020	118,800	-	-
				補正額	171,000	183,900	15,000	-
				補正後の額	339,020	302,700	15,000	-
			6	補正前の額	71,020	47,700	-	-
				補正額	252,000	231,400	10,000	-
				補正後の額	323,020	279,100	10,000	-
			7	補正前の額	-	-	-	-
				補正額	3,510	3,100	-	-
				補正後の額	3,510	3,100	-	-
			計	補正前の額	262,040	187,200	-	-
				補正額	426,510	418,400	25,000	-
				補正後の額	688,550	605,600	25,000	-

関 する 調 書

見込額及び当該事業年度以降の支払義務発生予定額並びに事業の進捗状況等に関する調書

(単位：千円)

内 訳		前前年度末 までの 支払義務 発生額	前年度末 までの 支払義務 発生額 (見込)	当該年度 支払義務 発生額 予定額	当該年度 支払義務 発生額 予定額	翌年度 以降の 支払義務 発生額 予定額	継続費の 総額に対 する進捗 率(%)	備 考
建設改良 積立金	当年度損 益勘定留 保資金							
-	2,300	-	-	23,000	23,000	-	8.8	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	2,300	-	-	23,000	23,000	-	3.3	
-	49,220	-	-	-	-	168,020	-	
-	▲27,900	-	-	-	-	171,000	-	
-	21,320	-	-	-	-	339,020	-	
-	23,320	-	-	-	-	71,020	-	
-	10,600	-	-	-	-	252,000	-	
-	33,920	-	-	-	-	323,020	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	410	-	-	-	-	3,510	-	
-	410	-	-	-	-	3,510	-	
-	74,840	-	-	23,000	23,000	239,040	8.8	
-	▲16,890	-	-	-	-	426,510	-	
-	57,950	-	-	23,000	23,000	665,550	3.3	

議案第 110 号

枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の制定について

次のとおり枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 3 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置するため。

枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例

(設置)

第1条 教科用図書の採択の適正な実施を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 枚方市立の小学校及び中学校をいう。
- (2) 教科用図書 学校において使用する学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。

(担当事務)

第3条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教科用図書に関する事項について調査審議する。

- 2 委員会は、前項に規定する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 教育委員会の事務局の職員
- (2) 学校の校長及び教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。）
- (3) 学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(委員の委嘱等)

第5条 委員の任期又は委嘱期間は、前条第2項の規定による任命又は委嘱の日からその日が属する年度の末日までとする。

- 2 委員の再度の任命又は委嘱は、妨げない。

(調査員)

第6条 委員会は、必要な調査を行うため、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、委員会の推薦に基づき、第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 前条の規定は、調査員の任命について準用する。

(準用)

第7条 委員会の組織及び運営については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第4条（第2項ただし書を除く。）、第5条（第4項ただし書を除く。）、第6条、第8条及び第9条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 111 号

枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 3 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 任用の対象年齢を拡大するため。
- 2 休団の制度を設けるため。

枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

枚方市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年枚方市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「50歳未満」を「55歳未満」に改める。

第6条第2項第2号に次のただし書を加える。

ただし、一時的な転住に該当するときを除く。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 団員が休団をしたときは、休団をしている期間については、年額報酬を支給しない。

6 年度の途中において休団をし、又は休団から復帰した場合における第3項の規定により支給する額は、年額報酬の額を12で除して得た額に、当該四半期における休団をしていない日が1日以上ある月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、50銭未満はこれを切り捨て、50銭以上はこれを1円に切り上げた額）とする。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条の前の見出しを削り、同条を第10条とし、同条の前に見出しとして「（服務規律）」を付し、第8条の次に次の1条を加える。

（休団）

第9条 団員は、一時的な転住、育児、介護その他の理由によりやむを得ず相当の期間にわたって消防団の職務に従事することができないときは、3年を超えない範囲内で職務に従事しないこと（以下「休団」という。）ができる。

2 団員が休団をしようとするとき又は休団をしている団員が復帰しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（任用）</p> <p>第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は、団長が次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て任用する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 18歳以上<u>55歳未満</u>の者</p> <p>(3) [略]</p> <p>（分限）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該消防団の区域外に転住したとき。<u>ただし、一時的な転住に該当するときを除く。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>（休団）</p> <p>第9条 <u>団員は、一時的な転住、育児、介護その他の理由によりやむを得ず相当の期間にわたって消防団の職務に従事することができないときは、3年を超えない範囲内で職務に従事しないこと（以下「休団」とい</u></p>	<p>（任用）</p> <p>第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は、団長が次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て任用する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 18歳以上<u>50歳未満</u>の者</p> <p>(3) [略]</p> <p>（分限）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該消防団の区域外に転住したとき。</p> <p>(3) [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>う。）ができる。</u></p> <p><u>2 団員が休団をしようとするとき又は休団をしている団員が復帰しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>（服務規律）</u></p> <p>第10条 [略]</p> <p>第11条 [略]</p> <p>第12条 [略]</p> <p>第13条 [略]</p> <p><u>（報酬）</u></p> <p>第14条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 団員が休団をしたときは、休団をしている期間については、年額報酬を支給しない。</u></p> <p><u>6 年度の途中において休団をし、又は休団から復帰した場合における第3項の規定により支給する額は、年額報酬の額を12で除して得た額に、当該四半期における休団をしていない日が1日以上ある月数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、50銭未満はこれを切り捨て、50銭以上はこれを1円に切り上げた額）とする。</u></p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>第15条 [略]</p> <p>第16条 [略]</p> <p>第17条 [略]</p>	<p><u>（服務規律）</u></p> <p>第9条 [略]</p> <p>第10条 [略]</p> <p>第11条 [略]</p> <p>第12条 [略]</p> <p><u>（報酬）</u></p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>第14条 [略]</p> <p>第15条 [略]</p> <p>第16条 [略]</p>

議案第 112 号

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 3 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市指定管理者評価委員会及び枚方市教育委員会指定管理者評価委員会を設置するため。

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 2 市長等は、指定管理者による指定施設の管理が適正に行われているかの評価（第16条において「評価」という。）をするため、その管理の実態を把握するものとする。

第10条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（評価委員会）

第16条 評価を適正に行うため、法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として枚方市指定管理者評価委員会を、教育委員会の附属機関として枚方市教育委員会指定管理者評価委員会を置く。

- 2 枚方市指定管理者評価委員会及び枚方市教育委員会指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、評価に関し、市長等の諮問に応じ、調査審議し、及び答申する。
- 3 前項の場合において、市長等は、市長が所管する指定施設の管理及び教育委員会が所管する指定施設の管理を1の指定管理者が一体的に行うときは、枚方市指定管理者評価委員会又は枚方市教育委員会指定管理者評価委員会のいずれかに一括して諮問することができる。
- 4 前条第3項から第5項までの規定は、評価委員会の委員、組織及び運営について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(業務報告の聴取等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p><u>2 市長等は、指定管理者による指定施設の管理が適正に行われているかの評価(第16条において「評価」という。)をするため、その管理の実態を把握するものとする。</u></p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第10条 市長等は、指定管理者が前条第1項の指示に従わないときその他当該指定管理者による指定施設の管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定施設の管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>(評価委員会)</u></p> <p>第16条 <u>評価を適正に行うため、法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として枚方市指定管理者評価委員会を、教育委員会の附属機関として枚方市教育委員会指定管理者評価委員会を置く。</u></p> <p><u>2 枚方市指定管理者評価委員会及び枚方市教育委員会指定管理者評価委員会(以下「評価委員会」という。)は、評価に関し、市長等の諮問に応じ、調査審議し、及び答申する。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、市長等は、市長が所管する指定施設の管理及び教育委員会が所管する指定施設の管理を1の指定管理者が一体的に行う</u></p>	<p>(業務報告の聴取等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第10条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による指定施設の管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定施設の管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2・3 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>ときは、枚方市指定管理者評価委員会又は枚方市教育委員会指定管理者評価委員会のいずれかに一括して諮問することができる。</u></p> <p><u>4 前条第3項から第5項までの規定は、評価委員会の委員、組織及び運営について準用する。</u></p> <p>第17条 [略]</p>	<p>第16条 [略]</p>

枚方市国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり枚方市国民健康保険条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 3 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 出産育児一時金の額を改定するため。
- 2 保険料賦課割合等を変更するため。
- 3 基礎賦課額の算定の特例を定めるため。

枚方市国民健康保険条例の一部を改正する条例

枚方市国民健康保険条例（昭和54年枚方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第13条第1項第1号中「100分の49.5」を「100分の48.2」に改め、同項第2号中「100分の30.3」を「100分の31.1」に改め、同項第3号イ中「100分の20.2」を「100分の20.7」に改める。

第17条中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第17条の5第1項第1号中「100分の49.5」を「100分の48.4」に改め、同項第2号中「100分の30.3」を「100分の31」に改め、同項第3号イ中「100分の20.2」を「100分の20.6」に改める。

第17条の10中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第17条の14第1項第1号中「100分の45」を「100分の44.9」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の55.1」に改める。

第24条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に、「同号に該当する」を「前号に該当する」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第24条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附則第13条各号列記以外の部分中「第24条」の次に「（第24条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。第1号において同じ。）」を加え、附則に次の1条を加える。

（令和5年度における保険料に係る基礎賦課額の算定の特例）

第14条 令和5年度分の保険料の賦課に限り、次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第24条（第24条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。第1号において同じ。）及び第24条の4第4項の規定による減額後の額から、当該各号に定める額に納付義務者の世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額を減額して得た額とする。

- (1) 第24条第1項第1号に該当する納付義務者 2,000円
- (2) 第24条第1項第2号及び第3号に該当する納付義務者 2,300円

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項第2号の改正規定（「同号に該当する」を「前号に該当する」に改める部分に限る。）、第24条の3第2項の改正規定及び附則第13条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）附則第13条の規定は、令和4年度分の保険料について適用する。
- 3 新条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定は、令和5年度分以後の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料につ

いては、なお従前の例による。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であるときは、<u>488,000円</u>に、同条第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の48.2</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の31.1</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であるときは、<u>408,000円</u>に、同条第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の49.5</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の30.3</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>からハマまでに定めるところにより算定した額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の20.7</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第17条 第11条又は第14条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合算額をいう。第19条第3項、第20条及び第24条第1項において同</p>	<p>からハマまでに定めるところにより算定した額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の20.2</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第17条 第11条又は第14条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合算額をいう。第19条第3項、第20条及び第24条第1項において同</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>じ。)は、<u>650,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第17条の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の48.4</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の31</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の20.6</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>じ。)は、<u>630,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第17条の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の49.5</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の30.3</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定めるところにより算定した額</p> <p>イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の20.2</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第17条の10 第17条の3又は第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条第3項、第20条及び第24条第1項において同じ。）は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p> <p>第17条の14 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の<u>100分の44.9</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の55.1</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第24条 次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基</p>	<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第17条の10 第17条の3又は第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条第3項、第20条及び第24条第1項において同じ。）は、<u>190,000円</u>を超えることができない。</p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p> <p>第17条の14 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の<u>100分の45</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の55</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第24条 次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>基礎課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>535,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合</p>	<p>基礎課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて同号に該当するもの以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>520,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>は、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外のもの イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（特例対象被保険者等に係る届出）</p> <p>第24条の3 [略]</p> <p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>（令和4年度における保険料に係る基礎賦課額の算定の特例）</p> <p>第13条 令和4年度分の保険料の賦課に限り、次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第24条（第24条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。第1号において同じ。）及び第24条の4第4項の規定による減額後の額から、当該各号に定める額に納付</p>	<p>は、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外のもの イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（特例対象被保険者等に係る届出）</p> <p>第24条の3 [略]</p> <p>2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>（令和4年度における保険料に係る基礎賦課額の算定の特例）</p> <p>第13条 令和4年度分の保険料の賦課に限り、次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第24条及び第24条の4第4項の規定による減額後の額から、当該各号に定める額に納付義務者の世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>義務者の世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>（令和5年度における保険料に係る基礎賦課額の算定の特例）</u></p> <p><u>第14条 令和5年度分の保険料の賦課に限り、次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第24条（第24条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。第1号において同じ。）及び第24条の4第4項の規定による減額後の額から、当該各号に定める額に納付義務者の世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>第24条第1項第1号に該当する納付義務者 2,000円</u></p> <p>(2) <u>第24条第1項第2号及び第3号に該当する納付義務者 2,300円</u></p>	<p>(1)・(2) [略]</p>

議案第 114 号

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 3 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 個人番号を利用することができる情報の範囲を見直すため。

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「身体障害者福祉法」を「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、身体障害者福祉法」に改め、「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）の次に「、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）」を加え、同表3の項中「身体障害者手帳関係情報」を「医療保険給付関係情報、身体障害者手帳関係情報」に改め、「中国残留邦人等支援給付関係情報」の次に「、公的給付支給等口座登録簿関係情報」を加え、同表4の項中「生活保護実施関係情報」を「医療保険給付関係情報、生活保護実施関係情報」に改め、「養育医療関係情報」の次に「、公的給付支給等口座登録簿関係情報」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）				旧（現 行）			
別表第 1（第 3 条関係）				別表第 1（第 3 条関係）			
項	執行機関	事 務	特定個人情報	項	執行機関	事 務	特定個人情報
1				1			
削除				削除			
2	[略]	[略]	健康保険法（大正11年法律第70号）、 船員保険法（昭和14年法律第73号）、 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）、精神保健及び精神障害者	2	[略]	[略]	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税（同法第1条第1項第4号に規定

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税(同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。)に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する</p>	<p>する地方税をいう。以下同じ。)に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報(以下「養育医療関係情報」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「後期高齢者医療給付等関係情報」という。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>情報（以下「養育医療関係情報」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付等関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「中国残留邦人等支援給付」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）、<u>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）</u>又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法によ</p>	<p>（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「中国残留邦人等支援給付」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準じた措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>

新（改正後）				旧（現 行）			
			る保護に準じた措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）であって規則で定めるもの				
3	[略]	[略]	<u>医療保険給付関係情報、身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報、生活保護実施関係情報、地方税関係情報、国民健康保険関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、養育医療関係情報、後期高齢者医療給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報又は外国人生活保護実施関係情報</u> であって規則で定めるもの	3	[略]	[略]	身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報、生活保護実施関係情報、地方税関係情報、国民健康保険関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、養育医療関係情報、後期高齢者医療給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの
4	[略]	[略]	<u>医療保険給付関係情報、生活保護実施関係情報、国民健康保険関係情報、養育医療関係情報、公的給付支</u>	4	[略]	[略]	<u>生活保護実施関係情報、国民健康保険関係情報、養育医療関係情報、外国人生活保護実施関係情報</u> 又は枚

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
			給等口座登録簿関係情報、外国人生活保護実施関係情報又は枚方市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関し必要な情報であって規則で定めるもの				方市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関し必要な情報であって規則で定めるもの
21	[略]	[略]	[略]	21	[略]	[略]	[略]

議案第 116 号

枚方市立障害者社会就労センター条例等の一部改正について

次のとおり枚方市立障害者社会就労センター条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 3 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市立障害者社会就労センター条例等の一部を改正する条例

(枚方市立障害者社会就労センター条例の一部改正)

第1条 枚方市立障害者社会就労センター条例（平成5年枚方市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(枚方市立特別養護老人ホーム条例の一部改正)

第2条 枚方市立特別養護老人ホーム条例（平成12年枚方市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第4号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(枚方市デイサービスセンター条例の一部改正)

第3条 枚方市デイサービスセンター条例（平成12年枚方市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(枚方市社会福祉審議会条例の一部改正)

第4条 枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(子どもを守る条例の一部改正)

第5条 子どもを守る条例（令和3年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(枚方市臨時保育室条例の一部改正)

第6条 枚方市臨時保育室条例（令和3年枚方市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市立障害者社会就労センター条例関係] （利用料金） 第6条 [略] 2 利用料金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。 3・4 [略]</p>	<p>[枚方市立障害者社会就労センター条例関係] （利用料金） 第6条 [略] 2 利用料金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。 3・4 [略]</p>
<p>[枚方市立特別養護老人ホーム条例関係] （利用料金） 第6条 [略] 2 利用料金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。 (1)～(3) [略] (4) 第3条第4号に掲げる事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額 3・4 [略]</p>	<p>[枚方市立特別養護老人ホーム条例関係] （利用料金） 第6条 [略] 2 利用料金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。 (1)～(3) [略] (4) 第3条第4号に掲げる事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額 3・4 [略]</p>
<p>[枚方市デイサービスセンター条例関係] （利用料金）</p>	<p>[枚方市デイサービスセンター条例関係] （利用料金）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第6条 [略]</p> <p>2 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 通所支援事業に係るもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第3項第2号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>3・4 [略]</p> <p>[枚方市社会福祉審議会条例関係] (専門分科会)</p> <p>第9条 審議会は、次の各号に掲げる合議制の機関が処理すべき事項を担当するものとし、審議会に、当該各号に掲げる合議制の機関として、それぞれ専門分科会を置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条第1項</u>に規定する合議制の機関</p> <p>[子どもを守る条例関係] (策定等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市は、第1項の計画を策定し、又は見直しを行おうとするときは、子</p>	<p>第6条 [略]</p> <p>2 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 通所支援事業に係るもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第3項第2号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>3・4 [略]</p> <p>[枚方市社会福祉審議会条例関係] (専門分科会)</p> <p>第9条 審議会は、次の各号に掲げる合議制の機関が処理すべき事項を担当するものとし、審議会に、当該各号に掲げる合議制の機関として、それぞれ専門分科会を置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条第1項</u>に規定する合議制の機関</p> <p>[子どもを守る条例関係] (策定等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市は、第1項の計画を策定し、又は見直しを行おうとするときは、子</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条第1項</u>に規定する合議制の機関に意見を聴くほか、広く意見を聴くための措置を講ずるものとする。</p> <p>[枚方市臨時保育室条例関係] （入室資格）</p> <p>第5条 臨時保育室に入室することができる者は、次のいずれにも該当する待機児童とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法<u>第19条第2号</u>の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であること。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条第1項</u>に規定する合議制の機関に意見を聴くほか、広く意見を聴くための措置を講ずるものとする。</p> <p>[枚方市臨時保育室条例関係] （入室資格）</p> <p>第5条 臨時保育室に入室することができる者は、次のいずれにも該当する待機児童とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法<u>第19条第1項第2号</u>の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であること。</p> <p>(3) [略]</p>

議案第 117 号

枚方市保健所事務手数料条例の一部改正について

次のとおり枚方市保健所事務手数料条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 3 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例

枚方市保健所事務手数料条例（平成25年枚方市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第11の1の項中「登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされた場合に係るものを除く。）」を加える。

別表第17中「（昭和48年法律第105号）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年6月1日からこの条例の施行の日の前日までに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の5第1項の登録を受けている場合については、改正後の別表第11の1の項に規定する同法第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされた場合とみなす。

新（改正後）			旧（現 行）		
別表第11（第2条関係） 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）関係事務			別表第11（第2条関係） 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）関係事務		
項	事務の区分	金額	項	事務の区分	金額
1	狂犬病予防法第4条第2項の規定による登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされた場合に係るものを除く。）	[略]	1	狂犬病予防法第4条第2項の規定による登録	[略]
2	[略]	[略]	2	[略]	[略]
3	[略]	[略]	3	[略]	[略]
4	[略]	[略]	4	[略]	[略]
別表第17（第2条関係） 動物の愛護及び管理に関する法律関係事務 表 [略]			別表第17（第2条関係） 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）関係事務 表 [略]		

議案第 118 号

枚方市旅館業法施行条例の一部改正について

次のとおり枚方市旅館業法施行条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 3 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 博物館法の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

枚方市旅館業法施行条例（平成25年枚方市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第29条の規定により指定された博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

第9条中第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（法第 3 条第 3 項第 3 号の条例で定める施設）</p> <p>第 3 条 法第 3 条第 3 項第 3 号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第31条第 2 項に規定する指定施設</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（下宿営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第 9 条 令第 1 条第 3 項第 5 号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>（法第 3 条第 3 項第 3 号の条例で定める施設）</p> <p>第 3 条 法第 3 条第 3 項第 3 号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（下宿営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第 9 条 令第 1 条第 3 項第 5 号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(3) [略]</p>

議案第 119 号

枚方市児童福祉施設等条例の一部改正について

次のとおり枚方市児童福祉施設等条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 3 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市立阪保育所及び枚方市立おおがいと小規模保育施設を廃止するため。

枚方市児童福祉施設等条例の一部を改正する条例

枚方市児童福祉施設等条例（昭和44年枚方市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表保育所の部枚方市立阪保育所の項及び同表小規模保育事業を行う施設の部枚方市立おおがいと小規模保育施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新（改正後）			旧（現 行）		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種 類	名 称	位 置	種 類	名 称	位 置
助産施設	[略]	[略]	助産施設	[略]	[略]
保 育 所	枚方市立山田保育所	[略]	保 育 所	枚方市立山田保育所	[略]
				枚方市立阪保育所	枚方市牧野本町1丁目10番6号
小規模保育事業を行う施設	枚方市立楠葉なみき小規模保育施設	[略]	小規模保育事業を行う施設	枚方市立おおがいと小規模保育施設	枚方市大垣内町2丁目9番33号
				枚方市立楠葉なみき小規模保育施設	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]

議案第 120 号

枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

次のとおり枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 3 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 懲戒に関する規定を削除するため。
- 2 安全計画等の策定に関する基準を定めるため。
- 3 自動車を運行する場合の所在の確認に関する基準を定めるため。

枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第2条 枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第22条」に、「第21条―第24条」を「第23条―第26条」に、「第25条―第33条」を「第27条―第35条」に、「第34条―第40条」を「第36条―第42条」に、「第41条」を「第43条」に改める。

第41条を第43条とし、第4章中第40条を第42条とし、第36条から第39条までを2条ずつ繰り下げる。

第35条中「第15条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第37条とする。

第34条を第36条とし、第3章中第33条を第35条とする。

第32条第1項中「第25条第4号」を「第27条第4号」に、「第36条第2項」を「第38条第2項」に改め、同条を第34条とする。

第31条を第33条とし、第30条を第32条とし、第29条を第31条とする。

第28条第2号中「第32条第2項及び第36条」を「第34条第2項及び第38条」に改め、同条を第30条とする。

第27条を第29条とし、第26条を第28条とし、第25条を第27条とし、第2章中第24条を第26条とし、第21条から第23条までを2条ずつ繰り下げ、第1章中第20条を第22条とし、第16条から第19条までを2条ずつ繰り下げる。

第15条第1項中「第10条」を「第12条」に改め、同条を第17条とする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、同条を第16条とする。

第13条を削り、第12条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第15条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓

練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第11条を第13条とする。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則第2項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る第36条第2項」を「第38条第2項」に改め、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支

援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3項から附則第6項までの規定中「第36条第2項」を「第38条第2項」に改める。

(枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第22条を第25条とし、第15条から第21条までを3条ずつ繰り下げる。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、同条を第17条とする。

第13条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第16条 放課後児童健全育成事業者は、放課後事業健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条を第14条とし、第8条から第11条までを2条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他

の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

附則第2条中「第10条第2項」を「第12条第2項」に改める。

附則第3条第2項中「第11条第4項」を「第13条第4項」に改める。

(枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第5条 枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第11条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第14条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第14条 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施し、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附則第7条中「前2条」を「前3条」に、「又は市長」を「、市長」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに市長」を「、市長」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同条を附則第8条とし、附則第6条の次に次の1条を加える。

第7条 職員については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第33条中「同条第1項第4号」を「同条第4号」に改める。

第7条 枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次条第1項」の次に「、第9条の2第2項」を加える。

第14条を削り、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削り、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第9条 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、地域型保育事業所ごとに、当該地域型保育事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた地域型保育事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他地域型保育事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域型保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 地域型保育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条の2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落と

しを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第16条第1項及び附則第2条第2項中「第11条」を「第12条」に改める。

（枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第33条」に、「第35条・第36条」を「第34条・第35条」に、「第37条」を「第36条」に、「第38条―第50条」を「第37条―第49条」に、「第51条・第52条」を「第50条・第51条」に、「第53条」を「第52条」に改める。

第26条を削り、第27条を第26条とし、第28条から第34条までを1条ずつ繰り上げ、第2章第3節中第35条を第34条とし、第36条を第35条とする。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第41条第3項第1号」に改め、第3章第1節中同条を第36条とする。

第38条中「第46条」を「第45条」に、「第42条第1項」を「第41条第1項」に、「第43条」を「第42条」に改め、第3章第2節中同条を第37条とする。

第39条第4項中「第42条第1項」を「第41条第1項」に改め、同条を第38条とする。

第40条を第39条とし、第41条を第40条とする。

第42条第1項第3号及び第7項中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を第41条とする。

第43条を第42条とし、第44条から第49条までを1条ずつ繰り上げる。

第50条中「第33条」を「第32条」に、「第50条」を「第49条」に、「第46条」を「第45条」に改め、同条を第49条とする。

第51条第2項中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第3項中「第40条第2項」を「第39条第2項」に、「第33条」を「第32条」に、「第39条第2項」を「第38条第2項」に、「第52条第1項」を「第51条第1項」に、「第43条第1項」を「第42条第1項」に改め、第3章第3節中同条を第50条とする。

第52条第2項中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第3項中「第43条第1項」を「第42条第1項」に改め、同条を第51条とし、第4章中第53条を第52条とする。

附則第4条中「第42条第1項本文」を「第41条第1項本文」に改める。

（枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第9条 枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年枚方市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第25条を第27条とし、第24条を第26条とし、第23条を第25条とし、第22条を第23条とし、同条

の次に次の1条を加える。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第24条 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の当該認定こども園の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。

第21条を第22条とし、第16条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第16条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附則第3項中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

附則第6項の表前項の項中「前項」を「附則第5項」に改め、同表に次のように加える。

前項	第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
----	--	------

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和元年枚方市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第63条中「、第47条」を削る。

第77条中「第48条まで」を「第46条まで、第48条」に改める。

第11条 枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第38条中「第44条第1項」を「第45条第1項」に改める。

第47条を削り、第46条を第47条とし、第42条から第45条までを1条ずつ繰り下げる。

第41条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第42条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第77条中「第42条まで、第44条」を「第43条まで、第45条」に、「第46条まで、第48条」を「第48条まで」に改める。

第84条、第85条及び第89条中「第46条まで、第48条から」を削る。

第97条中「から第46条まで、第48条」を「、第42条の2第1項、第43条から第48条まで」に改める。

第102条中「第44条から第46条まで、第48条」を「第42条の2第1項、第43条、第45条から第48条まで」に改める。

(枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及

び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年枚方市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第42条第2項」を「第43条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）第8条（保育所に係るものを除く。）、第3条の規定による改正後の枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条及び第11条の規定による改正後の枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定障害児通所支援基準条例」という。）第42条（新指定障害児通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

3 新児童福祉施設基準条例第9条第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

4 第7条の規定による改正後の枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条の2第2項の規定の適用については、地域型保育事業者において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する地域型保育事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

- 5 第9条の規定による改正後の枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第24条第2項の規定の適用については、認定こども園において同項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第1項の規定による子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。
- 6 新指定障害児通所支援基準条例第42条の2第2項（新指定障害児通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条及び第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[第1条関係]</p> <p>第13条 削除</p> <p>[第2条関係]</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第22条）</p> <p>第2章 助産施設（第23条—第26条）</p> <p>第3章 母子生活支援施設（第27条—第35条）</p> <p>第4章 保育所（第36条—第42条）</p> <p>第5章 雑則（第43条）</p> <p>附則</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p>第8条 <u>児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉</u></p>	<p>[第1条関係]</p> <p><u>（懲戒に係る権限の濫用の禁止）</u></p> <p>第13条 <u>児童福祉施設の長は、入所している児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>[第2条関係]</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第20条）</p> <p>第2章 助産施設（第21条—第24条）</p> <p>第3章 母子生活支援施設（第25条—第33条）</p> <p>第4章 保育所（第34条—第40条）</p> <p>第5章 雑則（第41条）</p> <p>附則</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p><u>第9条 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p>	

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第10条 [略] 第11条 [略]</p> <p>（他の社会福祉施設を併せて設置する場合の設備及び職員の基準）</p> <p>第12条 児童福祉施設と他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）とを併せて設置する場合は、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる。</p> <p>2 前項の規定は、<u>入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>第13条 [略] 第14条 [略]</p> <p>（業務継続計画の策定等）</p> <p>第15条 <u>児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するととも</u></p>	<p>第8条 [略] 第9条 [略]</p> <p>（他の社会福祉施設を併せて設置する場合の設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 児童福祉施設と他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）とを併せて設置する場合は、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる。<u>ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>第11条 [略] 第12条 [略] 第13条 削除</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>に、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>（食事）</p> <p>第17条 児童福祉施設（助産施設を除く。）は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（<u>第12条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。</u>）により行わなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第18条 [略]</p> <p>第19条 [略]</p> <p>第20条 [略]</p> <p>第21条 [略]</p> <p>第22条 [略]</p> <p>第23条 [略]</p> <p>第24条 [略]</p>	<p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>（食事）</p> <p>第15条 児童福祉施設（助産施設を除く。）は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（<u>第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。</u>）により行わなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第16条 [略]</p> <p>第17条 [略]</p> <p>第18条 [略]</p> <p>第19条 [略]</p> <p>第20条 [略]</p> <p>第21条 [略]</p> <p>第22条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第25条 [略]</p>	<p>第23条 [略]</p>
<p>第26条 [略]</p>	<p>第24条 [略]</p>
<p>第27条 [略]</p>	<p>第25条 [略]</p>
<p>第28条 [略]</p>	<p>第26条 [略]</p>
<p>第29条 [略]</p>	<p>第27条 [略]</p>
<p>（母子支援員の資格）</p>	<p>（母子支援員の資格）</p>
<p>第30条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
<p>(1) [略]</p>	<p>(1) [略]</p>
<p>(2) 保育士又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（<u>第34条第2項及び第38条</u>において「保育士」と総称する。）の資格を有する者</p>	<p>(2) 保育士又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（<u>第32条第2項及び第36条</u>において「保育士」と総称する。）の資格を有する者</p>
<p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(3)～(5) [略]</p>
<p>第31条 [略]</p>	<p>第29条 [略]</p>
<p>第32条 [略]</p>	<p>第30条 [略]</p>
<p>第33条 [略]</p>	<p>第31条 [略]</p>
<p>（保育所に準ずる設備）</p>	<p>（保育所に準ずる設備）</p>
<p>第34条 <u>第27条第4号</u>の規定により母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、次章（<u>第38条第2項</u>を除く。）の規定を準用する。</p>	<p>第32条 <u>第25条第4号</u>の規定により母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、次章（<u>第36条第2項</u>を除く。）の規定を準用する。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>第35条 [略]</p>	<p>第33条 [略]</p>
<p>第36条 [略]</p>	<p>第34条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（保育所の設備の基準の特例）</p> <p><u>第37条</u> 次に掲げる要件を満たす保育所は、<u>第17条第1項</u>の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>第38条</u> [略]</p> <p><u>第39条</u> [略]</p> <p><u>第40条</u> [略]</p> <p><u>第41条</u> [略]</p> <p><u>第42条</u> [略]</p> <p><u>第43条</u> [略]</p> <p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 <u>第38条第2項</u>の保育士の数については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「<u>看護師等</u>」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、<u>子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって</u></p>	<p>（保育所の設備の基準の特例）</p> <p><u>第35条</u> 次に掲げる要件を満たす保育所は、<u>第15条第1項</u>の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>第36条</u> [略]</p> <p><u>第37条</u> [略]</p> <p><u>第38条</u> [略]</p> <p><u>第39条</u> [略]</p> <p><u>第40条</u> [略]</p> <p><u>第41条</u> [略]</p> <p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 <u>乳児4人以上を入所させる保育所に係る第36条第2項</u>の保育士の数については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>（保育所の職員配置に係る特例）</p> <p>3 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は地域型保育事業（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）が不足していることに鑑み、当分の間、<u>第38条第2項</u>の規定の適用については、同項中「とし、1の保育所につき2人を下回らないものとする」とあるのは、「とする。この場合において、保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない」とする。</p> <p>4 前項の事情に鑑み、<u>第38条第2項</u>の保育士の数については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>5 附則第3項の事情に鑑み、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、<u>第38条第2項</u>の保育士の数については、当分の間、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。</p>	<p>（保育所の職員配置に係る特例）</p> <p>3 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は地域型保育事業（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）が不足していることに鑑み、当分の間、<u>第36条第2項</u>の規定の適用については、同項中「とし、1の保育所につき2人を下回らないものとする」とあるのは、「とする。この場合において、保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない」とする。</p> <p>4 前項の事情に鑑み、<u>第36条第2項</u>の保育士の数については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>5 附則第3項の事情に鑑み、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、<u>第36条第2項</u>の保育士の数については、当分の間、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>6 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の<u>第38条第2項</u>の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p>[第3条関係] <u>（安全計画の策定等）</u></p> <p><u>第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>6 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の<u>第36条第2項</u>の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p>[第3条関係]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p><u>第9条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>第10条 [略]</p> <p>第11条 [略]</p> <p>第12条 [略]</p> <p>第13条 [略]</p> <p>第14条 [略]</p> <p>第15条 [略]</p> <p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p><u>第16条 放課後児童健全育成事業者は、放課後事業健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>第8条 [略]</p> <p>第9条 [略]</p> <p>第10条 [略]</p> <p>第11条 [略]</p> <p>第12条 [略]</p> <p>第13条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(衛生管理等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第18条 [略]</p> <p>第19条 [略]</p> <p>第20条 [略]</p> <p>第21条 [略]</p> <p>第22条 [略]</p> <p>第23条 [略]</p> <p>第24条 [略]</p> <p>第25条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(設備の基準の経過措置)</p> <p>第2条 当分の間、この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業を行っている者（市以外の者にあつては、社会福祉法第69条第1項の規定による届出を行った者に限る。）の現に存する放課後児童健全育成事業所に</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第15条 [略]</p> <p>第16条 [略]</p> <p>第17条 [略]</p> <p>第18条 [略]</p> <p>第19条 [略]</p> <p>第20条 [略]</p> <p>第21条 [略]</p> <p>第22条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(設備の基準の経過措置)</p> <p>第2条 当分の間、この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業を行っている者（市以外の者にあつては、社会福祉法第69条第1項の規定による届出を行った者に限る。）の現に存する放課後児童健全育成事業所に</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>対する第12条第2項の規定の適用については、同項中「でなければ」とあるのは、「となるよう努めなければ」とする。</p> <p>（職員の経過措置）</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2 当分の間、前条の放課後児童健全育成事業所に対する第13条第4項の規定の適用については、同項中「するものとする」とあるのは、「するよう努めなければならない」とする。</p> <p>〔第4条関係〕</p> <p>第14条 削除</p> <p>〔第5条関係〕</p> <p>（他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる場合の職員の基準）</p> <p>第10条 幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部は、他の学校（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する学校をいう。以下同じ。）又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）の職員を兼ねることができる。</p>	<p>対する第10条第2項の規定の適用については、同項中「でなければ」とあるのは、「となるよう努めなければ」とする。</p> <p>（職員の経過措置）</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2 当分の間、前条の放課後児童健全育成事業所に対する第11条第4項の規定の適用については、同項中「するものとする」とあるのは、「するよう努めなければならない」とする。</p> <p>〔第4条関係〕</p> <p>（懲戒に係る権限の濫用の禁止）</p> <p>第14条 <u>幼保連携型認定こども園の園長は、園児に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>〔第5条関係〕</p> <p>（他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる場合の職員の基準）</p> <p>第10条 幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部は、他の学校（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する学校をいう。以下同じ。）又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）の職員を兼ねることができる。<u>ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>（他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる場合の設備の基準）</p> <p>第11条 幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部は、他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねることができる。</p> <p><u>2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>（業務継続計画の策定等）</p> <p>第14条 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、<u>園児の教育及び保育を継続的に実施し、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>（他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる場合の設備の基準）</p> <p>第11条 幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部は、他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねることができる。<u>ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、この限りでない。</u></p> <p>第14条 削除</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>附 則</p> <p><u>第7条 職員については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</u></p> <p><u>第8条 前3条の規定により職員を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、第20条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p> <p>[第6条関係]</p> <p><u>第14条 削除</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>第7条 前2条の規定により職員を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、第20条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p> <p>[第6条関係]</p> <p><u>（懲戒に係る権限の濫用の禁止）</u></p> <p><u>第14条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るとき</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(準用)</p> <p>第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（B型）という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第29条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模保育事業B型」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、<u>同条第4号</u>中「次号」とあるのは「第33条において準用する次号」とする。</p> <p>[第7条関係]</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第9条の2第2項</u>、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に</p>	<p><u>は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（B型）という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第29条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模保育事業B型」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、<u>同条第1項第4号</u>中「次号」とあるのは「第33条において準用する次号」とする。</p> <p>[第7条関係]</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p><u>第9条 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、地域型保育事業所ごとに、当該地域型保育事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた地域型保育事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他地域型保育事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 地域型保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 地域型保育事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じ</u></p>	<p>次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>て安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（自動車を実行する場合の所在の確認）</u></p> <p><u>第9条の2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>第10条 [略]</p> <p>第11条 [略]</p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p><u>第12条 地域型保育事業所と他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等とを併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該地域型保育事業所の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員を兼ねることができる。</u></p>	<p>第9条 [略]</p> <p>第10条 [略]</p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p><u>第11条 地域型保育事業所と他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等とを併せて設置するときは、必要に応じ、当該地域型保育事業所の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員を兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第13条 [略]</p> <p>第14条 [略]</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 地域型保育事業者は、当該地域型保育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>（食事）</p> <p>第16条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該地域型保育事業所内で調理する方法（<u>第12条</u>の規定により、当該地域型保育事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>附 則</p> <p>（食事の提供の経過措置）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第</p>	<p>第12条 [略]</p> <p>第13条 [略]</p> <p>第14条 削除</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 地域型保育事業者は、当該地域型保育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>（食事）</p> <p>第16条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該地域型保育事業所内で調理する方法（<u>第11条</u>の規定により、当該地域型保育事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>附 則</p> <p>（食事の提供の経過措置）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を地域型保育事業所内で調理する方法（<u>第12条</u>の規定により、当該地域型保育事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>[第8条関係]</p> <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 運営に関する基準（第5条—<u>第33条</u>）</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準（<u>第34条</u>・<u>第35条</u>）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（<u>第36条</u>）</p> <p>第2節 運営に関する基準（<u>第37条</u>—<u>第49条</u>）</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（<u>第50条</u>・<u>第51条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第52条</u>）</p> <p>附則</p>	<p>16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を地域型保育事業所内で調理する方法（<u>第11条</u>の規定により、当該地域型保育事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>[第8条関係]</p> <p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 運営に関する基準（第5条—<u>第34条</u>）</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準（<u>第35条</u>・<u>第36条</u>）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（<u>第37条</u>）</p> <p>第2節 運営に関する基準（<u>第38条</u>—<u>第50条</u>）</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（<u>第51条</u>・<u>第52条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第53条</u>）</p> <p>附則</p> <p><u>（懲戒に係る権限の濫用の禁止）</u></p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第26条 [略]</p> <p>第27条 [略]</p> <p>第28条 [略]</p> <p>第29条 [略]</p> <p>第30条 [略]</p> <p>第31条 [略]</p> <p>第32条 [略]</p> <p>第33条 [略]</p> <p>第34条 [略]</p> <p>第35条 [略]</p> <p>第36条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下と、小規模保育事業A型（枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号。以下「地域型保育事業基準条例」という。）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第41条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（地域型保育事業基準条例</p>	<p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第27条 [略]</p> <p>第28条 [略]</p> <p>第29条 [略]</p> <p>第30条 [略]</p> <p>第31条 [略]</p> <p>第32条 [略]</p> <p>第33条 [略]</p> <p>第34条 [略]</p> <p>第35条 [略]</p> <p>第36条 [略]</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下と、小規模保育事業A型（枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号。以下「地域型保育事業基準条例」という。）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（地域型保育事業基準条例</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあつては6人以上19人以下と、小規模保育事業C型（地域型保育事業基準条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下と、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p><u>第37条</u> 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程（<u>第45条</u>に規定する規程をいう。）の概要、<u>第41条第1項</u>に規定する連携施設の種類の種類、名称及び連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>第42条</u>の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p><u>第38条</u> [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>第41条第1項</u>に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p><u>第39条</u> [略]</p>	<p>第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあつては6人以上19人以下と、小規模保育事業C型（地域型保育事業基準条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下と、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p><u>第38条</u> 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程（<u>第46条</u>に規定する規程をいう。）の概要、<u>第42条第1項</u>に規定する連携施設の種類の種類、名称及び連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>第43条</u>の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p><u>第39条</u> [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>第42条第1項</u>に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p><u>第40条</u> [略]</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>第40条 [略]</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、<u>第36条第2項</u>に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 事業所内保育事業（<u>第36条第2項</u>の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求め</p>	<p>第41条 [略]</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、<u>第37条第2項</u>に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 事業所内保育事業（<u>第37条第2項</u>の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求め</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>ることを要しない。</p> <p>8・9 [略]</p> <p>第42条 [略]</p> <p>第43条 [略]</p> <p>第44条 [略]</p> <p>第45条 [略]</p> <p>第46条 [略]</p> <p>第47条 [略]</p> <p>第48条 [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第49条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第49条において準用する次項において同じ。）に」と、「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第49条において準用する</p>	<p>ることを要しない。</p> <p>8・9 [略]</p> <p>第43条 [略]</p> <p>第44条 [略]</p> <p>第45条 [略]</p> <p>第46条 [略]</p> <p>第47条 [略]</p> <p>第48条 [略]</p> <p>第49条 [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項において同じ。）に」と、「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「第20条」とあるのは「<u>第45条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p><u>第50条</u> 〔略〕</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、<u>第36条第2項</u>の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（<u>第39条第2項</u>を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から<u>第32条</u>までの規定を含む。次条第3項において同じ。）の規定を適</p>	<p>第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「第20条」とあるのは「<u>第46条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p><u>第51条</u> 〔略〕</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、<u>第37条第2項</u>の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（<u>第40条第2項</u>を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から<u>第33条</u>までの規定を含む。次条第3項において同じ。）の規定を適</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>用する。この場合において、<u>第38条第2項</u>中「<u>第19条第1項第3号</u>」とあるのは「<u>第19条第1項第1号</u>」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ）」とあるのは「<u>同号又は同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（<u>第51条第1項</u>の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む）」と、「<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、<u>第42条第1項</u>中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>第29条第3項第1号</u>に掲げる」とあるのは「<u>第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、同条第5項中「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p><u>第51条</u> [略]</p>	<p>用する。この場合において、<u>第39条第2項</u>中「<u>第19条第1項第3号</u>」とあるのは「<u>第19条第1項第1号</u>」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ）」とあるのは「<u>同号又は同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（<u>第52条第1項</u>の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む）」と、「<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、<u>第43条第1項</u>中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>第29条第3項第1号</u>に掲げる」とあるのは「<u>第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、同条第5項中「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p><u>第52条</u> [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、<u>第36条第2項</u>の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、<u>第42条第1項</u>中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とする。</p> <p><u>第52条</u> [略]</p> <p>附 則</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の数の総数が、<u>第37条第2項</u>の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、<u>第43条第1項</u>中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」とする。</p> <p><u>第53条</u> [略]</p> <p>附 則</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、<u>第41条第1項本文の規定にかかわらず</u>、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p> <p>[第9条関係]</p> <p><u>（虐待等の禁止）</u></p> <p>第16条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第17条 [略]</p> <p>第18条 [略]</p> <p>第19条 [略]</p> <p>第20条 [略]</p> <p>第21条 [略]</p> <p>第22条 [略]</p> <p>第23条 [略]</p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p>第24条 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動<u>その他の当該認定こども園の子どもの移動のために自動車を運行すると</u></p>	<p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、<u>第42条第1項本文の規定にかかわらず</u>、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p> <p>[第9条関係]</p> <p>第16条 [略]</p> <p>第17条 [略]</p> <p>第18条 [略]</p> <p>第19条 [略]</p> <p>第20条 [略]</p> <p>第21条 [略]</p> <p>第22条 [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>きは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>第25条 [略] 第26条 [略] 第27条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>3 第6条第1項及び第5項（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。</p>	<p>第23条 [略] 第24条 [略] 第25条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>3 第6条第1項及び第5項（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。）をもって代えることができる。</p>

新（改正後）			旧（現 行）		
<p>6 第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>					
<p>7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第4条本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>			<p>6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第4条本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>		
附則第3項	第6条第1項及び第5項（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者	附則第3項	第6条第1項及び第5項（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教諭免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	[略]	[略]	附則第4項	[略]	[略]
附則第5項	[略]	[略]	前項	[略]	[略]
前項	第6条第1項の規定により認定こども園に置かなけれ	看護師等			

新 (改正後)	旧 (現 行)
<div data-bbox="174 288 1070 400" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>ばならない保育士の資格を 有する者</u></p> </div> <p>[第10条関係]</p> <p>第47条 削除</p> <p>(準用)</p> <p>第63条 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条及び第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第77条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第46条まで、<u>第48条</u>、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。</p>	<p>[第10条関係]</p> <p style="text-align: center;"><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第47条 <u>指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第63条 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、<u>第47条</u>及び第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第77条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から<u>第48条</u>まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[第11条関係] （運営規程）</p> <p>第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程（<u>第45条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p>第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>[第11条関係] （運営規程）</p> <p>第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程（<u>第44条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p><u>第42条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>第43条 [略]</p> <p>第44条 [略]</p> <p>第45条 [略]</p> <p>第46条 [略]</p> <p>第47条 [略]</p> <p>（準用）</p> <p>第77条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から<u>第43条まで、第45条から第48</u></p>	<p>第42条 [略]</p> <p>第43条 [略]</p> <p>第44条 [略]</p> <p>第45条 [略]</p> <p>第46条 [略]</p> <p>第47条 削除</p> <p>（準用）</p> <p>第77条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から<u>第42条まで、第44条から第46</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。</p> <p>（準用）</p> <p>第84条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。</p> <p>第85条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第58条まで、第78条及び第83条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。</p> <p>（準用）</p> <p>第89条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第64条から第66条まで、第78条及び第83条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。</p> <p>（準用）</p>	<p>条まで、第48条、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。</p> <p>（準用）</p> <p>第84条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。</p> <p>第85条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第58条まで、第78条及び第83条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。</p> <p>（準用）</p> <p>第89条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第64条から第66条まで、第78条及び第83条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。</p> <p>（準用）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、<u>第42条の2第1項</u>、<u>第43条から第48条まで</u>、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。</p>	<p>第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。</p>
<p>第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、<u>第42条の2第1項</u>、<u>第43条</u>、<u>第45条から第48条まで</u>、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。</p>	<p>第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、<u>第44条から第46条まで</u>、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。</p>
<p>[第12条関係] 附 則</p> <p>（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置）</p> <p>4 令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第35条第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の4、第49条、第123条、第177条の12及び第177条の20において準用する場合を含む。）、第73条第2項及び第92条第2項（新指定障害福祉サービス基準条例第95</p>	<p>[第12条関係] 附 則</p> <p>（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置）</p> <p>4 令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第35条第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の4、第49条、第123条、第177条の12及び第177条の20において準用する場合を含む。）、第73条第2項及び第92条第2項（新指定障害福祉サービス基準条例第95</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>条の5、第110条、第110条の4、第131条、第131条の4、第142条、第142条の4、第155条、第168条、第173条、第177条、第194条、第194条の11及び第205条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第16条第2項、新福祉ホーム基準条例第14条第2項、新指定障害者支援施設基準条例第49条第2項、新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第46条第2項（新障害福祉サービス基準条例第53条、第58条、第67条、第78条及び第81条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第38条第2項並びに新指定障害児通所支援基準条例第43条第2項（新指定障害児通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p>	<p>条の5、第110条、第110条の4、第131条、第131条の4、第142条、第142条の4、第155条、第168条、第173条、第177条、第194条、第194条の11及び第205条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第16条第2項、新福祉ホーム基準条例第14条第2項、新指定障害者支援施設基準条例第49条第2項、新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第46条第2項（新障害福祉サービス基準条例第53条、第58条、第67条、第78条及び第81条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第38条第2項並びに新指定障害児通所支援基準条例第42条第2項（新指定障害児通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p>

議案第 121 号

枚方市基金条例の一部改正について

次のとおり枚方市基金条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 3 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市スマートライフ推進基金の名称及び設置目的を変更するため。

枚方市条例第 号

枚方市基金条例の一部を改正する条例

枚方市基金条例（昭和59年枚方市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表1の表枚方市スマートライフ推進基金の項を次のように改める。

枚方市環境基金	豊かな環境の保全及び創造に関する施策並びにごみの減量及び適正な処理を推進する事業費に充てるため。
---------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新 (改正後)		旧 (現 行)	
別表 (第 1 条関係) 1 特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金		別表 (第 1 条関係) 1 特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金	
名 称	設 置 の 目 的	名 称	設 置 の 目 的
枚方市環境基金	豊かな環境の保全及び創造に関する施策並び にごみの減量及び適正な処理を推進する事業 費に充てるため。	枚方市スマートライ フ推進基金	ごみの減量及び適正な収集等の処理を推進す る事業費に充てるため。
枚方市ひらかた万博 推進基金	[略]	枚方市ひらかた万博 推進基金	[略]

議案第 122 号

枚方市建築行政事務手数料条例及び枚方市建築基準法関係事務条例の一部改正について

次のとおり枚方市建築行政事務手数料条例及び枚方市建築基準法関係事務条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 3 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 低炭素建築物新築等計画の認定の審査等についての手数料の額を定めるため。

枚方市建築行政事務手数料条例及び枚方市建築基準法関係事務条例の一部を改正する条例

(枚方市建築行政事務手数料条例の一部改正)

第1条 枚方市建築行政事務手数料条例（平成29年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第5の1の項の表2の項中

「

その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円	を
	200平方メートル以上のもの	46,000円	

」

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	22,400円	に改め、同表3の項中
		200平方メートル以上のもの	23,900円	
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円	
		200平方メートル以上のもの	46,000円	

」

「

その他のもの	300平方メートル未満のもの	81,000円	を
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	225,600円	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	322,400円	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	632,400円	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,116,900円	
	50,000平方メートル以上のもの	2,050,900円	

」

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	39,900円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,300円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,900円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	554,600円
		50,000平方メートル以上のもの	971,100円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	81,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	225,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	322,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	632,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,116,900円
		50,000平方メートル以上のもの	2,050,900円

に改め、同表備考1中

「評価手法をいい」の次に「、「誘導仕様基準」とは建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年 経済産業省 令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいい」を加え、別表第5の5の項の表2の項中

その他のもの	200平方メートル未満のもの	21,300円
	200平方メートル以上のもの	23,600円

を

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,800円
		200平方メートル以上のもの	12,600円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	21,300円
		200平方メートル以上のもの	23,600円

に改め、同表3の項中

その他のもの	300平方メートル未満のもの	41,100円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,400円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	113,500円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	161,900円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	317,000円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	559,600円
	50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円

を

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	20,600円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	34,300円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	278,400円
		50,000平方メートル以上のもの	487,100円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	41,100円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,400円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	113,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	161,900円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	317,000円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	559,600円
		50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円

に改める。

別表第6の1の項の表備考1中「(平成28年^{経済産業省}国土交通省^{令第1号})」を削り、別表第6の4の項の表2の項中

その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
	200平方メートル以上のもの	43,700円

を

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,100円
		200平方メートル以上のもの	21,600円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
		200平方メートル以上のもの	43,700円

に改め、同表3の項中

その他のもの	300平方メートル未満のもの	78,700円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
	50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円

を

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	37,600円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	326,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	552,300円
		50,000平方メートル以上のもの	968,800円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	78,700円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
		50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円

に改め、同表備考1中

「住宅をいい」の次に「、「誘導仕様基準」とは同令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいい」を加え、別表第6の5の項第1号の表2の項中

その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
	200平方メートル以上のもの	43,700円

を

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,100円
		200平方メートル以上のもの	21,600円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
		200平方メートル以上のもの	43,700円

に改め、同表3の項中

「

その他のもの	300平方メートル未満のもの	78,700円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
	50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円

を

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	37,600円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,800円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	326,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	552,300円
		50,000平方メートル以上のもの	968,800円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	78,700円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
		50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円

に改め、別表第6の5

の項第2号の表2の項中

その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円
	200平方メートル以上のもの	22,500円

を

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	10,700円
		200平方メートル以上のもの	11,400円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円
		200平方メートル以上のもの	22,500円

に改め、同表3の項中

その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	112,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	160,800円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	315,800円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	558,400円
	50,000平方メートル以上のもの	1,025,900円

を

その他 のもの	誘導仕様基 準によるも の	300平方メートル未満のもの	19,400円
		300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	33,100円
		2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	59,400円
		5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	89,600円
		10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	164,000円
		25,000平方メートル以上50,000平 方メートル未満のもの	277,300円
		50,000平方メートル以上のもの	486,000円
	その他のも の	300平方メートル未満のもの	40,000円
		300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	66,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	112,300円
		5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	160,800円
		10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	315,800円
		25,000平方メートル以上50,000平 方メートル未満のもの	558,400円
		50,000平方メートル以上のもの	1,025,900円

に改め、別表第6の9

の項の表2の項中

その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円
	200平方メートル以上のもの	22,500円

を

その他 のもの	誘導仕様基 準によるも の	200平方メートル未満のもの	10,700円
		200平方メートル以上のもの	11,400円
	その他のも の	200平方メートル未満のもの	20,200円
		200平方メートル以上のもの	22,500円

に改め、同表3の項中

その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	112,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	160,800円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	315,800円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	558,400円
	50,000平方メートル以上のもの	1,025,900円

を

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,400円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,100円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	59,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	89,600円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	277,300円
		50,000平方メートル以上のもの	486,000円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		66,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		112,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		160,800円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		315,800円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		558,400円
		50,000平方メートル以上のもの	1,025,900円

に改める。

(枚方市建築基準法関係事務条例の一部改正)

第2条 枚方市建築基準法関係事務条例（平成12年枚方市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中56の項を59の項とし、23の項から55の項までを3項ずつ繰り下げ、22の項を24の項とし、同項の次に次のように加える。

25	法第58条第2項の規定に基づく許可の申請に対する審査	160,000円
----	----------------------------	----------

別表21の項を同表23の項とし、同表20の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同項を同表22の項とし、同表19の項を同表20の項とし、同項の次に次のように加える。

21	法第55条第3項の規定に基づく許可の申請に対する審査	160,000円
----	----------------------------	----------

別表中18の項を19の項とし、14の項から17の項までを1項ずつ繰り下げ、13の項の次に次のように加える。

14	法第52条第6項第3号の規定に基づく認定の申請に対する審査	27,000円
----	-------------------------------	---------

別表備考中「35の項」を「38の項」に、「42の項」を「45の項」に改め、同備考ただし書中「39の項」を「42の項」に、「41の項」を「44の項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

新（改正後）					旧（現 行）				
[枚方市建築行政事務手数料条例関係] 別表第5（第2条関係） 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。） 関係事務 1 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものに限る。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出（法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をいう。次項から5の項までにおいて同じ。）を伴わない場合に限る。）申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額					[枚方市建築行政事務手数料条例関係] 別表第5（第2条関係） 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。） 関係事務 1 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定の申請（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものに限る。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出（法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をいう。次項から5の項までにおいて同じ。）を伴わない場合に限る。）申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額				
項	区 分			金 額	項	区 分			金 額
	建築物等の区分	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分			建築物等の区分	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分	
2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅の用途	[略]		[略]	2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅の用途	[略]		[略]
		その誘導仕様基準	200平方メートル未満のもの	22,400円					
		他のものによるもの	200平方メートル以上のもの	23,900円					

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）					
	に供する部分		その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円		に供する部分	その他のもの	200平方メートル未満のもの	41,400円
				200平方メートル以上のもの	46,000円				200平方メートル以上のもの	46,000円
3	共同住宅等 又は複合建築物の一戸建て以外の住宅の用途に供する部分	[略]	[略]	[略]	[略]	3	共同住宅等 又は複合建築物の一戸建て以外の住宅の用途に供する部分	[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]				[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]				[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]				[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]				[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]				[略]	[略]
		その誘導仕 他の様基準 ものによるもの	300平方メートル未満のもの	39,900円						
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	67,300円						
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	119,900円						
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル	180,100円						

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)			旧 (現 行)		
	未満のもの				
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,800円			
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	554,600円			
	50,000平方メートル以上のもの	971,100円			
その他のもの	300平方メートル未満のもの	81,000円	その他のもの	300平方メートル未満のもの	81,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	225,600円		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	225,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	322,400円		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	322,400円
	10,000平方メートル以上	632,400円		10,000平方メートル以上	632,400円

新（改正後）				旧（現 行）																															
			<table border="1"> <tr> <td>上25,000平方メートル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未満のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートル以</td> <td>1,116,900円</td> </tr> <tr> <td>上50,000平方メートル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未満のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートル以</td> <td>2,050,900円</td> </tr> <tr> <td>上のもの</td> <td></td> </tr> </table>	上25,000平方メートル		未満のもの		25,000平方メートル以	1,116,900円	上50,000平方メートル		未満のもの		50,000平方メートル以	2,050,900円	上のもの					<table border="1"> <tr> <td>上25,000平方メートル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未満のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートル以</td> <td>1,116,900円</td> </tr> <tr> <td>上50,000平方メートル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未満のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートル以</td> <td>2,050,900円</td> </tr> <tr> <td>上のもの</td> <td></td> </tr> </table>	上25,000平方メートル		未満のもの		25,000平方メートル以	1,116,900円	上50,000平方メートル		未満のもの		50,000平方メートル以	2,050,900円	上のもの	
上25,000平方メートル																																			
未満のもの																																			
25,000平方メートル以	1,116,900円																																		
上50,000平方メートル																																			
未満のもの																																			
50,000平方メートル以	2,050,900円																																		
上のもの																																			
上25,000平方メートル																																			
未満のもの																																			
25,000平方メートル以	1,116,900円																																		
上50,000平方メートル																																			
未満のもの																																			
50,000平方メートル以	2,050,900円																																		
上のもの																																			
備考				備考																															
<p>1 この表において、「床面積」とは建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、「非住宅建築物」とは建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の</p> <p style="text-align: right;">経済産業省</p> <p>低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年 国土交通省</p> <p style="text-align: right;">環 境 省</p> <p>告示第119号。以下備考1において「告示」という。）に規定する非住宅建築物をいい、「複合建築物」とは告示に規定する複合建築物をいい、「技術的基準」とは法第54条第1項各号に掲げる基準をいい、「モデル建物法」とは告示に規定する特別な調査又は研究の結果に基づく評価手法をいい、「誘導仕様基準」とは建築</p> <p style="text-align: right;">経済産業省</p> <p>物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年 国土交通省</p> <p style="text-align: right;">令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいい、「共</p>				<p>1 この表において、「床面積」とは建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、「非住宅建築物」とは建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の</p> <p style="text-align: right;">経済産業省</p> <p>低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年 国土交通省</p> <p style="text-align: right;">環 境 省</p> <p>告示第119号。以下備考1において「告示」という。）に規定する非住宅建築物をいい、「複合建築物」とは告示に規定する複合建築物をいい、「技術的基準」とは法第54条第1項各号に掲げる基準をいい、「モデル建物法」とは告示に規定する特別な調査又は研究の結果に基づく評価手法をいい、「共同住宅等」とは告示に規定する共同住宅等をいう。</p>																															

新（改正後）					旧（現 行）				
<p>同住宅等」とは告示に規定する共同住宅等をいう。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 法第55条第1項の変更の認定の申請（1の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものを除く。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出を伴わない場合に限る。） 申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>					<p>2～4 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 法第55条第1項の変更の認定の申請（1の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものを除く。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出を伴わない場合に限る。） 申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>				
項	区 分			金 額	項	区 分			金 額
	建築物等の区分	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分			建築物等の区分	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分	
2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅の用途に供する部分	[略]		[略]	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅の用途に供する部分	[略]		[略]	[略]
		その誘導仕様基準	200平方メートル未満のもの	11,800円		その他のもの	200平方メートル未満のもの	21,300円	
		他のもの	200平方メートル以上のもの	12,600円			200平方メートル以上のもの	23,600円	
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	21,300円					
			200平方メートル以上のもの	23,600円					

新（改正後）				旧（現 行）				
3	共同住宅等 又は複合建 築物の一戸 建て以外の 住宅の用途 に供する部分	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
	その	誘導仕	300平方メートル未満	20,600円				
	他の	様基準	のもの					
	もの	によるも	300平方メートル以上	34,300円				
		の	2,000平方メートル未 満のもの					
			2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	60,600円				
			5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの	90,800円				
		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	165,100円					
3	共同住宅等 又は複合建 築物の一戸 建て以外の 住宅の用途 に供する部分	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)			旧 (現 行)		
	25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	278,400円			
	50,000平方メートル以 上のもの	487,100円			
その他 のもの	300平方メートル未満 のもの	41,100円	その他のもの	300平方メートル未満 のもの	41,100円
	300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	67,400円		300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	67,400円
	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	113,500円		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	113,500円
	5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの	161,900円		5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの	161,900円
	10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	317,000円		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	317,000円
	25,000平方メートル以 上50,000平方メートル	559,600円		25,000平方メートル以 上50,000平方メートル	559,600円

新（改正後）				旧（現 行）			
			未満のもの				未満のもの
			50,000平方メートル以	1,027,100円			50,000平方メートル以
			上のもの				上のもの
備考 [略]				備考 [略]			
6～8 [略]				6～8 [略]			
別表第6（第2条関係）				別表第6（第2条関係）			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）関係事務				建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）関係事務			
1 法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。この項及び次項において「判定」という。）又は法第12条第2項若しくは第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更についての判定の申請等（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うもの（評価手法が他の建築物の評価手法（申請等に係る建築物の部分が法第35条第1項の規定による認定（法第36条第1項の規定により変更の認定を受けなければならないときは、当該変更の認定）を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている法第34条第3項に規定する他の建築物の部分である場合における同条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請において用いた直近の評価手法（当該他の建築物に係る評価手法に限る。）と同一のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）であるも				1 法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。この項及び次項において「判定」という。）又は法第12条第2項若しくは第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更についての判定の申請等（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うもの（評価手法が他の建築物の評価手法（申請等に係る建築物の部分が法第35条第1項の規定による認定（法第36条第1項の規定により変更の認定を受けなければならないときは、当該変更の認定）を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されている法第34条第3項に規定する他の建築物の部分である場合における同条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請において用いた直近の評価手法（当該他の建築物に係る評価手法に限る。）と同一のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）であるも			

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>のを除く。)に限る。)に対する審査 申請等 1 件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 この表において、「建築物の用途」とは消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいい、「工場等」とは工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「床面積」とは建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。）又は改築（以下備考1において「増築等」という。）の判定であって、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書の規定により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）をいい、「モデル建物法」とは同令第1条第1項第1号ロに規定する評価手法をいう。</p> <p>2 [略]</p>	<p>のを除く。)に限る。)に対する審査 申請等 1 件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>表 [略]</p> <p>備考</p> <p>1 この表において、「建築物の用途」とは消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいい、「工場等」とは工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「床面積」とは建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。）又は改築（以下備考1において「増築等」という。）の判定であって、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 <u>（平成28年</u> <u>経済産業省</u> <u>令第1号）</u> <u>国土交通省</u> 第1条第1項第1号ただし書の規定により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）をいい、「モデル建物法」とは同令第1条第1項第1号ロに規定する評価手法をいう。</p> <p>2 [略]</p>

新 (改正後)					旧 (現 行)					
2・3 [略]					2・3 [略]					
4 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものに限る。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出（法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をいう。次項から9の項までにおいて同じ。）を伴わない場合で、かつ、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合に限る。） 申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額					4 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請（次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものに限る。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出（法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をいう。次項から9の項までにおいて同じ。）を伴わない場合で、かつ、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合に限る。） 申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額					
項	区 分			金 額	項	区 分			金 額	
	建築物等の区分	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分			建築物等の区分	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分		
2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分	[略]		[略]	2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分	[略]		[略]	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの			20,100円	その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
			の	200平方メートル以上			21,600円			
			その他	200平方メートル未満のもの			39,100円			

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）					
				200平方メートル以上 のもの	43,700円				200平方メートル以上 のもの	43,700円
3	共同住宅等 又は複合建 築物の一戸 建て以外の 住宅部分	[略]	[略]	[略]	[略]	3	共同住宅等 又は複合建 築物の一戸 建て以外の 住宅部分	[略]	[略]	[略]
		その 他の もの	誘導仕 様基準 によるも の	300平方メートル未満 のもの	37,600円					
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	65,000円					
				2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	117,600円					
				5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの	177,800円					
				10,000平方メートル以	326,500円					

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
		上25,000平方メートル 未満のもの					
		25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	552,300円				
		50,000平方メートル以 上のもの	968,800円				
	その 他 のもの	300平方メートル未満 のもの	78,700円	その他のもの	300平方メートル未満 のもの	78,700円	
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	131,200円		300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	131,200円	
		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	223,400円		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	223,400円	
		5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの	320,100円		5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの	320,100円	
		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	630,100円		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	630,100円	

新（改正後）				旧（現 行）				
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
			50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円			50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円
備考				備考				
<p>1 この表において、「床面積」とは建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、「非住宅建築物」とは建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、「複合建築物」とは同号に規定する複合建築物をいい、「性能向上基準」とは法第35条第1項各号に掲げる基準をいい、「モデル建物法」とは同令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する評価手法をいい、「住宅」とは同令第1条第1項第2号に規定する住宅をいい、「誘導仕様基準」とは同令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいい、「共同住宅等」とは共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>5 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出を伴わない場合で、かつ、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合に限る。）申請1件につき、次の各号に掲げる申請建築物等（法第34条第3項に規定する申請建築物又は同項に規定する他の建築物をいう。以下こ</p>				<p>1 この表において、「床面積」とは建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、「非住宅建築物」とは建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、「複合建築物」とは同号に規定する複合建築物をいい、「性能向上基準」とは法第35条第1項各号に掲げる基準をいい、「モデル建物法」とは同令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する評価手法をいい、「住宅」とは同令第1条第1項第2号に規定する住宅をいい、「共同住宅等」とは共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>5 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出を伴わない場合で、かつ、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合に限る。）申請1件につき、次の各号に掲げる申請建築物等（法第34条第3項に規定する申請建築物又は同項に規定する他の建築物をいう。以下こ</p>				

新（改正後）					旧（現行）				
<p>の項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額 (1) 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請に係る申請建築物等（当該変更の認定の申請にあつては、次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更に係るもの若しくは床面積の増加をしたもの（次号において「評価手法変更等建築物」という。）又は建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載されたものに限る。以下この号において同じ。） 1の申請建築物等ごとに、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>					<p>の項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額 (1) 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請に係る申請建築物等（当該変更の認定の申請にあつては、次の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更に係るもの若しくは床面積の増加をしたもの（次号において「評価手法変更等建築物」という。）又は建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載されたものに限る。以下この号において同じ。） 1の申請建築物等ごとに、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>				
項	区 分			金 額	項	区 分			金 額
	申請建築物等の区分	評価手法の区分	申請建築物等の床面積の合計の区分			申請建築物等の区分	評価手法の区分	申請建築物等の床面積の合計の区分	
2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分	[略]		[略]	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分	[略]		[略]	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの		20,100円	その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
			の	200平方メートル以上のもの		21,600円			
		その他のもの	の	200平方メートル未満のもの		39,100円	その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
				200平方メートル以上		43,700円			

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)					旧 (現 行)						
3	共同住宅等 又は複合建 築物の一戸 建て以外の 住宅部分	[略]	のもの		[略]	[略]	[略]	のもの		[略]	[略]
			[略]		[略]	[略]		[略]		[略]	[略]
			[略]		[略]	[略]		[略]		[略]	[略]
			[略]		[略]	[略]		[略]		[略]	[略]
			[略]		[略]	[略]		[略]		[略]	[略]
			[略]		[略]	[略]		[略]		[略]	[略]
			[略]		[略]	[略]		[略]		[略]	[略]
		その 他の もの	誘導仕 様基準 によるも の	300平方メートル未満 のもの		37,600円		[略]			[略]
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの		65,000円		[略]			[略]
				2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの		117,600円		[略]			[略]
				5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの		177,800円		[略]			[略]
				10,000平方メートル以 上25,000平方メートル		326,500円		[略]			[略]
								[略]			[略]

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)				旧 (現 行)			
		未満のもの					
		25,000平方メートル以 上50,000平方メートル	552,300円				
		未満のもの					
		50,000平方メートル以 上のもの	968,800円				
	その他 のもの	300平方メートル未満 のもの	78,700円	その他のもの	300平方メートル未満 のもの		78,700円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	131,200円		300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの		131,200円
		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	223,400円		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの		223,400円
		5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの	320,100円		5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの		320,100円
		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	630,100円		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの		630,100円
		25,000平方メートル以	1,114,700円		25,000平方メートル以		1,114,700円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）					
			上50,000平方メートル未満のもの				上50,000平方メートル未満のもの		
			50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円			50,000平方メートル以上のもの		
備考 [略]				備考 [略]					
(2) 法第36条第1項の変更の認定の申請に係る申請建築物等（建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載されたものでないものであって、現に変更（同項の軽微な変更を除く。）があるもの（評価手法変更等建築物を除く。）に限る。以下この号において同じ。） 1の申請建築物等ごとに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額				(2) 法第36条第1項の変更の認定の申請に係る申請建築物等（建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載されたものでないものであって、現に変更（同項の軽微な変更を除く。）があるもの（評価手法変更等建築物を除く。）に限る。以下この号において同じ。） 1の申請建築物等ごとに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額					
項	区 分			金 額	項	区 分			金 額
	申請建築物等の区分	評価手法の区分	申請建築物等の床面積の合計の区分			申請建築物等の区分	評価手法の区分	申請建築物等の床面積の合計の区分	
2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分	[略]		[略]	2	一戸建ての住宅又は複合建築物の一戸建ての住宅部分	[略]		[略]
		その誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	10,700円					
		その他のもの	200平方メートル以上のもの	11,400円					
		その他	200平方メートル未満のもの	20,200円			その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,200円

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
			のもの	のもの				のもの	
				200平方メートル以上	22,500円			200平方メートル以上	22,500円
				のもの				のもの	
3	共同住宅等	[略]	[略]	[略]	[略]	3	共同住宅等	[略]	[略]
	又は複合建		[略]	[略]	[略]		又は複合建	[略]	[略]
	築物の一戸		[略]	[略]	[略]		築物の一戸	[略]	[略]
	建て以外の		[略]	[略]	[略]		建て以外の	[略]	[略]
	住宅部分		[略]	[略]	[略]		住宅部分	[略]	[略]
		その	誘導仕	300平方メートル未満	19,400円				
		他の	様基準	のもの					
		もの	によるも	300平方メートル以上	33,100円				
			の	2,000平方メートル未					
				満のもの					
				2,000平方メートル以	59,400円				
				上5,000平方メートル					
				未満のもの					
				5,000平方メートル以	89,600円				
				上10,000平方メートル					
				未満のもの					

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)			旧 (現 行)		
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	164,000円			
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	277,300円			
	50,000平方メートル以上 のもの	486,000円			
その他 のもの	300平方メートル未満 のもの	40,000円	その他のもの	300平方メートル未満 のもの	40,000円
	300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	66,200円		300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	66,200円
	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	112,300円		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	112,300円
	5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの	160,800円		5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの	160,800円
	10,000平方メートル以 上25,000平方メートル	315,800円		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル	315,800円

新（改正後）					旧（現 行）				
				未満のもの				未満のもの	
				25,000平方メートル以 上50,000平方メートル	558,400円			25,000平方メートル以 上50,000平方メートル	558,400円
				未満のもの				未満のもの	
				50,000平方メートル以 上のもの	1,025,900円			50,000平方メートル以 上のもの	1,025,900円
備考 [略]					備考 [略]				
6～8 [略]					6～8 [略]				
9 法第36条第1項の変更の認定の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものを除く。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出を伴わない場合で、かつ、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合に限る。）申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額					9 法第36条第1項の変更の認定の申請（4の項の表の評価手法の区分欄に掲げる区分の変更を同時に行うもの又は床面積の増加を伴うものを除く。）に対する審査（建築基準関係規定適合審査の申出を伴わない場合で、かつ、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合に限る。）申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額				
項	区 分			金 額	項	区 分			金 額
	建築物等の 区分	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分			建築物等の 区分	評価手法の区分	申請に係る部分の床面積の合計の区分	
2	一戸建ての住宅又は複合建築物の	[略]		[略]	2	一戸建ての住宅又は複合建築物の	[略]		[略]
	その 他の	誘導仕様基準	200平方メートル未満のもの	10,700円					

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)					旧 (現 行)				
	一戸建ての住宅部分	もの	によるもの	200平方メートル以上 のもの	11,400円				
			その他 のもの	200平方メートル未満 のもの	20,200円	その他のもの	200平方メートル未満 のもの	20,200円	
				200平方メートル以上 のもの	22,500円		200平方メートル以上 のもの	22,500円	
3	共同住宅等 又は複合建築物の一戸 建て以外の住宅部分	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
		その 他の もの	誘導仕 様基準 によるもの	300平方メートル未満 のもの	19,400円				
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	33,100円				
				2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	59,400円				
3	共同住宅等 又は複合建築物の一戸 建て以外の住宅部分	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]		[略]	[略]	[略]

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	89,600円				
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	164,000円				
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	277,300円				
		50,000平方メートル以上のもの	486,000円				
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,000円	その他のもの	300平方メートル未満のもの		40,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		66,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	112,300円		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		112,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル	160,800円		5,000平方メートル以上10,000平方メートル		160,800円

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)				旧 (現 行)					
			未満のもの				未満のもの		
			10,000平方メートル以 上25,000平方メートル	315,800円			10,000平方メートル以 上25,000平方メートル		
			未満のもの				未満のもの		
			25,000平方メートル以 上50,000平方メートル	558,400円			25,000平方メートル以 上50,000平方メートル		
			未満のもの				未満のもの		
			50,000平方メートル以 上のもの	1,025,900円			50,000平方メートル以 上のもの		
備考 [略]				備考 [略]					
10～13 [略]				10～13 [略]					
[枚方市建築基準法関係事務条例関係]				[枚方市建築基準法関係事務条例関係]					
別表 (第7条、第8条関係)				別表 (第7条、第8条関係)					
項	事 務 の 区 分		金 額		項	事 務 の 区 分		金 額	
13	[略]		[略]		13	[略]		[略]	
14	法第52条第6項第3号の規定に基づく 認定の申請に対する審査		27,000円						
15	[略]		[略]		14	[略]		[略]	
16	[略]		[略]		15	[略]		[略]	
17	[略]		[略]		16	[略]		[略]	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現 行）		
18	[略]	[略]	17	[略]	[略]
19	[略]	[略]	18	[略]	[略]
20	[略]	[略]	19	[略]	[略]
21	法第55条第3項の規定に基づく許可の申請に対する審査	160,000円	20	法第55条第3項各号の規定に基づく許可の申請に対する審査	[略]
22	法第55条第4項各号の規定に基づく許可の申請に対する審査	[略]	21	[略]	[略]
23	[略]	[略]	22	[略]	[略]
24	[略]	[略]	23	[略]	[略]
25	法第58条第2項の規定に基づく許可の申請に対する審査	160,000円	24	[略]	[略]
26	[略]	[略]	25	[略]	[略]
27	[略]	[略]	26	[略]	[略]
28	[略]	[略]	27	[略]	[略]
29	[略]	[略]	28	[略]	[略]
30	[略]	[略]	29	[略]	[略]
31	[略]	[略]	30	[略]	[略]
32	[略]	[略]	31	[略]	[略]
33	[略]	[略]	32	[略]	[略]
34	[略]	[略]	33	[略]	[略]
35	[略]	[略]			
36	[略]	[略]			

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現 行）		
<u>37</u>	[略]	[略]	<u>34</u>	[略]	[略]
<u>38</u>	[略]	[略]	<u>35</u>	[略]	[略]
<u>39</u>	[略]	[略]	<u>36</u>	[略]	[略]
<u>40</u>	[略]	[略]	<u>37</u>	[略]	[略]
<u>41</u>	[略]	[略]	<u>38</u>	[略]	[略]
<u>42</u>	[略]	[略]	<u>39</u>	[略]	[略]
<u>43</u>	[略]	[略]	<u>40</u>	[略]	[略]
<u>44</u>	[略]	[略]	<u>41</u>	[略]	[略]
<u>45</u>	[略]	[略]	<u>42</u>	[略]	[略]
<u>46</u>	[略]	[略]	<u>43</u>	[略]	[略]
<u>47</u>	[略]	[略]	<u>44</u>	[略]	[略]
<u>48</u>	[略]	[略]	<u>45</u>	[略]	[略]
<u>49</u>	[略]	[略]	<u>46</u>	[略]	[略]
<u>50</u>	[略]	[略]	<u>47</u>	[略]	[略]
<u>51</u>	[略]	[略]	<u>48</u>	[略]	[略]
<u>52</u>	[略]	[略]	<u>49</u>	[略]	[略]
<u>53</u>	[略]	[略]	<u>50</u>	[略]	[略]
<u>54</u>	[略]	[略]	<u>51</u>	[略]	[略]
<u>55</u>	[略]	[略]	<u>52</u>	[略]	[略]
<u>56</u>	[略]	[略]	<u>53</u>	[略]	[略]
<u>57</u>	[略]	[略]	<u>54</u>	[略]	[略]
<u>58</u>	[略]	[略]	<u>55</u>	[略]	[略]

新（改正後）		旧（現 行）	
59	[略]	[略]	
<p>備考 38の項から45の項までに規定する建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物について算定する。ただし、42の項から44の項までにおいて、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合における建築物の数は、1とみなす。</p> <p>付表1～付表10 [略]</p>		<p>備考 35の項から42の項までに規定する建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物について算定する。ただし、39の項から41の項までにおいて、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合における建築物の数は、1とみなす。</p> <p>付表1～付表10 [略]</p>	

議案第 123 号

枚方市職員給与条例等の一部改正について

次のとおり枚方市職員給与条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 3 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 教育職に係る給料月額を改定するため。

枚方市条例第 号

枚方市職員給与条例等の一部を改正する条例

(枚方市職員給与条例の一部改正)

第1条 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。

附則第6項、附則別表第1及び附則別表第2を削る。

別表第5を次のように改める。

別表第5 (第5条関係)

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	163,100 円	178,800 円	290,900 円
	2	164,600	180,800	294,200
	3	166,100	182,900	297,500
	4	167,600	185,000	300,800
	5	169,300	186,800	303,500
	6	171,200	189,000	306,600
	7	173,000	191,100	309,700
	8	174,800	193,300	312,900
	9	176,500	195,400	315,700
	10	178,500	198,200	318,800
	11	180,500	200,800	321,900
	12	182,400	203,300	325,000
	13	184,200	206,200	328,000
	14	186,400	207,800	330,300
	15	188,500	209,200	332,700
	16	190,700	210,800	335,100
	17	192,800	212,500	337,400
	18	195,400	213,300	339,800
	19	197,800	214,100	342,300
	20	200,100	214,900	344,600
	21	202,600	215,900	346,900
	22	204,200	217,100	349,300
	23	205,700	219,200	351,700
	24	207,300	221,200	354,100
	25	208,700	222,900	356,500
	26	209,400	225,200	358,500
	27	210,100	227,400	360,500
	28	210,800	229,700	362,500
	29	211,600	230,900	364,400
	30	212,700	233,800	366,300
	31	214,600	236,800	368,100
	32	216,400	239,700	370,000
	33	217,800	242,700	372,000
	34	219,800	245,600	373,900
	35	221,800	248,400	375,700
	36	223,800	251,200	377,500
	37	224,700	253,100	379,400
	38	226,600	255,700	381,200
	39	228,500	258,700	382,900
	40	230,300	261,600	384,600
	41	232,200	264,400	386,300
	42	233,900	266,700	388,100
	43	235,600	269,100	389,900
	44	237,300	271,400	391,600
	45	238,200	273,800	393,200
	46	240,000	276,100	395,000
	47	241,800	278,600	396,800
	48	243,600	281,000	398,700
	49	245,200	282,900	400,400
	50	246,700	285,500	402,100
	51	248,200	288,100	403,800
	52	249,400	290,700	405,400
	53	250,400	292,800	406,800
	54	251,900	295,400	408,100
	55	253,400	298,000	409,300
	56	254,800	300,400	410,500
	57	255,900	302,500	412,100
	58	257,200	305,200	413,300
	59	258,400	307,900	414,600
	60	259,600	310,500	415,900
	61	260,900	312,900	416,900

62	262,300	315,400	418,300
63	263,600	318,000	419,600
64	264,900	320,400	421,000
65	265,900	322,600	422,000
66	267,400	325,000	423,100
67	268,900	327,400	424,300
68	270,400	329,700	425,500
69	271,800	332,000	426,300
70	273,200	334,300	427,500
71	274,600	336,500	428,700
72	276,000	338,700	429,900
73	276,900	341,000	430,800
74	278,200	343,300	431,400
75	279,500	345,600	432,000
76	280,800	347,900	432,600
77	282,100	349,900	433,300
78	283,300	351,700	433,900
79	284,400	353,500	434,500
80	285,500	355,400	435,100
81	286,600	357,200	435,500
82	287,800	359,000	436,000
83	289,000	360,600	436,500
84	290,200	362,400	437,000
85	291,100	363,900	437,300
86	292,100	365,600	437,600
87	293,100	367,200	437,900
88	294,100	368,900	438,200
89	294,900	370,600	438,600
90	295,800	372,000	438,900
91	296,700	373,300	439,200
92	297,600	374,700	439,500
93	298,000	376,300	439,700
94	298,800	377,600	440,000
95	299,600	378,900	440,300
96	300,400	380,200	440,600
97	301,300	381,300	440,900
98	302,100	382,100	441,200
99	302,900	383,000	441,500
100	303,700	383,900	441,800
101	304,500	385,000	442,100
102	305,000	386,000	442,300
103	305,500	387,000	442,500
104	305,900	388,000	442,700
105	306,100	388,900	442,900
106	306,300	389,900	443,100
107	306,600	390,800	443,300
108	306,800	391,800	443,500
109	307,000	392,600	443,700
110	307,300	393,600	443,900
111	307,500	394,600	444,100
112	307,800	395,600	444,300
113	308,000	396,200	444,500
114	308,300	397,100	
115	308,600	398,000	
116	308,900	398,900	
117	309,100	399,800	
118	309,400	400,600	
119	309,700	401,400	
120	309,900	402,200	
121	310,100	403,000	
122	310,300	403,800	
123	310,500	404,500	
124	310,700	405,300	
125	310,900	405,600	
126	311,100	406,000	
127	311,300	406,600	

128	311,500	406,900	
129	311,700	407,400	
130	311,900	407,800	
131	312,100	408,400	
132	312,300	408,800	
133	312,500	409,100	
134	312,700	409,500	
135	312,900	409,900	
136	313,100	410,300	
137	313,300	410,700	
138	313,500	411,100	
139	313,700	411,500	
140	313,900	411,900	
141	314,100	412,300	
142	314,300	412,600	
143	314,500	412,900	
144	314,700	413,200	
145	314,900	413,400	
146	315,100	413,700	
147	315,300	414,000	
148	315,500	414,300	
149	315,700	414,600	
150	315,900	414,800	
151	316,100	415,000	
152	316,300	415,200	
153	316,500	415,400	
154	316,700	415,600	
155	316,900	415,800	
156	317,100	416,000	
157	317,300	416,200	
158		416,400	
159		416,600	
160		416,800	
161		417,000	
再任用 職員	181,760	221,440	265,280

備考

- 1 この表は、教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円(再任用短時間勤務職員にあつては、6,000円)をそれぞれ加算した額とする。

(枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第6項及び第7項を削り、附則第8項を附則第6項とし、附則第9項を附則第7項とする。

附則別表第1及び附則別表第2を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第4条関係）

教育職給料表

職務 の級 号給	1級	
	給料月額	
1		163,100 円
2		164,600
3		166,100
4		167,600
5		169,300
6		171,200
7		173,000
8		174,800
9		176,500
10		178,500
11		180,500
12		182,400
13		184,200
14		186,400
15		188,500
16		190,700
17		192,800
18		195,400
19		197,800
20		200,100
21		202,600
22		204,200
23		205,700
24		207,300
25		208,700
26		209,400
27		210,100
28		210,800
29		211,600
30		212,700
31		214,600
32		216,400
33		217,800
34		219,800
35		221,800
36		223,800
37		224,700
38		226,600
39		228,500
40		230,300
41		232,200
42		233,900
43		235,600
44		237,300
45		238,200
46		240,000
47		241,800
48		243,600
49		245,200
50		246,700
51		248,200
52		249,400
53		250,400
54		251,900
55		253,400
56		254,800
57		255,900
58		257,200
59		258,400
60		259,600
61		260,900

62	262,300
63	263,600
64	264,900
65	265,900
66	267,400
67	268,900
68	270,400
69	271,800
70	273,200
71	274,600
72	276,000
73	276,900
74	278,200
75	279,500
76	280,800
77	282,100
78	283,300
79	284,400
80	285,500
81	286,600
82	287,800
83	289,000
84	290,200
85	291,100
86	292,100
87	293,100
88	294,100
89	294,900
90	295,800
91	296,700
92	297,600
93	298,000
94	298,800
95	299,600
96	300,400
97	301,300
98	302,100
99	302,900
100	303,700
101	304,500
102	305,000
103	305,500
104	305,900
105	306,100
106	306,300
107	306,600
108	306,800
109	307,000
110	307,300
111	307,500
112	307,800
113	308,000
114	308,300
115	308,600
116	308,900
117	309,100
118	309,400
119	309,700
120	309,900
121	310,100
122	310,300
123	310,500
124	310,700
125	310,900
126	311,100
127	311,300

128	311,500
129	311,700
130	311,900
131	312,100
132	312,300
133	312,500
134	312,700
135	312,900
136	313,100
137	313,300
138	313,500
139	313,700
140	313,900
141	314,100
142	314,300
143	314,500
144	314,700
145	314,900
146	315,100
147	315,300
148	315,500
149	315,700
150	315,900
151	316,100
152	316,300
153	316,500
154	316,700
155	316,900
156	317,100
157	317,300

備考 この表は、教育職員に適用する。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第3条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年枚方市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち枚方市職員給与条例附則に7項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の7項を加える。

- 6 当分の間、60歳に達した日後最初の4月1日(附則第8項において「特定日」という。)以後における職員の給料月額、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定による当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。)とする。
- 7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 医療職給料表の適用を受ける職員
 - (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職にある職員
 - (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 8 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第10項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日の給料月額(以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。
- 9 前項の規定による給料の額及び特定日給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。
- 10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第8項に規定する職員を除く。)であつて、前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。
- 11 附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第6項の規定の適用を

受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。

12 前6項に定めるもののほか、附則第6項又は附則第8項の規定が適用される職員との均衡上特に必要があると認められる職員についての附則第6項の規定による給料月額又は附則第8項の規定による給料その他前6項の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条のうち枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）附則に6項を加える改正規定中「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。この場合において、同条の規定による改正前の枚方市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、この条例の施行の日以後最初の給料の支給の日に支給する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[枚方市職員給与条例関係] 附 則</p> <p>[枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係] 附 則</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> [略]</p>	<p>[枚方市職員給与条例関係] 附 則</p> <p><u>6</u> <u>別表第5の規定にかかわらず、同表の適用を受ける職員であつて、その職務の級及び号給が附則別表第1又は附則別表第2に掲げられているものの給料月額は、当分の間、附則別表第1又は附則別表第2に定めるところによるものとする。</u></p> <p>[枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係] 附 則</p> <p><u>6</u> <u>別表第4の規定にかかわらず、同表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員であつて、その職務の級及び号給が附則別表第1又は附則別表第2に掲げられているものの給料月額は、当分の間、附則別表第1又は附則別表第2に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>7</u> <u>教育職員であるパートタイム会計年度任用職員についての第11条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「第5条」とあるのは、「第5条並びに附則第6項」とする。</u></p> <p><u>8</u> [略]</p> <p><u>9</u> [略]</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>[職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例関係]</p> <p>第2条 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>附則に次の7項を加える。</u></p> <p>6 <u>当分の間、60歳に達した日後最初の4月1日（附則第8項において「特定日」という。）以後における職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定による当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。）とする。</u></p> <p>7 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>医療職給料表の適用を受ける職員</u></p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職にある職員</u></p> <p>(4) <u>職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前</u></p>	<p>[職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例関係]</p> <p>第2条 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>附則に次の7項を加える。</u></p> <p>7 <u>当分の間、60歳に達した日後最初の4月1日（附則第9項において「特定日」という。）以後における職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定による当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。）とする。</u></p> <p>8 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>医療職給料表の適用を受ける職員</u></p> <p>(3) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職にある職員</u></p> <p>(4) <u>職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p>8 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第10項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日の給料月額（以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>9 <u>前項の規定による給料の額及び特定日給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p>10 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項に規定する職員を除く。）であつて、前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>11 <u>附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則</u></p>	<p><u>項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p>9 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日の給料月額（以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>10 <u>前項の規定による給料の額及び特定日給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p>11 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項に規定する職員を除く。）であつて、前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>12 <u>附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>第6項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>12 <u>前6項に定めるもののほか、附則第6項又は附則第8項の規定が適用される職員との均衡上特に必要があると認められる職員についての附則第6項の規定による給料月額又は附則第8項の規定による給料その他前6項の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第5条 枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則に次の6項を加える。</p> <p>23～25 [略]</p> <p>26 枚方市職員給与条例<u>附則第6項</u>の規定による職員の給料月額の改定をする条例に準ずる給与の支給の基準は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p> <p>27・28 [略]</p>	<p><u>第7条の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p>13 <u>前6項に定めるもののほか、附則第7項又は附則第9項の規定が適用される職員との均衡上特に必要があると認められる職員についての附則第7項の規定による給料月額又は附則第9項の規定による給料その他前6項の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第5条 枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則に次の6項を加える。</p> <p>23～25 [略]</p> <p>26 枚方市職員給与条例<u>附則第7項</u>の規定による職員の給料月額の改定をする条例に準ずる給与の支給の基準は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p> <p>27・28 [略]</p>

議案第 124 号

枚方市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 3 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 職員の定数を見直すため。

枚方市条例第 号

枚方市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

枚方市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年枚方市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「505人以内」を「553人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 124 号参考資料

枚方市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(職員の定数)</p> <p>第6条 病院事業に係る病院に常時勤務する職員の定数は、<u>553人以内</u>とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第6条 病院事業に係る病院に常時勤務する職員の定数は、<u>505人以内</u>とする。</p> <p>2・3 [略]</p>

議案第 125 号

市立ひらかた病院の使用料及び手数料条例の一部改正について

次のとおり市立ひらかた病院の使用料及び手数料条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）3 月 3 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 室料差額の額を見直すため。

市立ひらかた病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立ひらかた病院の使用料及び手数料条例（平成9年枚方市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 室料差額の項中

「

特 別 室	1	日	15,000円 (20,000円)
個 室 A	1	日	10,000円 (13,000円)
個 室 B	1	日	7,500円 (10,000円)
緩和ケア特別室	1	日	15,000円 (20,000円)
緩和ケア個室A	1	日	10,000円 (13,000円)
緩和ケア個室B	1	日	7,500円 (10,000円)

を

「

特 別 室	1	日	10,000円 (13,000円)
個 室 A	1	日	8,500円 (11,000円)
個 室 B	1	日	7,500円 (10,000円)
緩和ケア特別室	1	日	12,000円 (15,000円)
緩和ケア個室A	1	日	8,500円 (11,000円)

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の入院に係る使用料について適用し、同日前の入院に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日から引き続いて同一の病室に入院をしている場合において、当該病室に係る改正後の別表第1に規定する室料差額の額が当該病室に係る改正前の別表第1に規定する室料差額の額（以下「旧金額」という。）を超えるときは当該入院

に係る使用料（当該病室に係る使用料に限る。）の額は、旧金額を用いて算定するものとする。

新 (改正後)				旧 (現 行)			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
区	分	単 位	金 額	区	分	単 位	金 額
室 料 差 額	特 別 室	1 日	<u>10,000円</u> (13,000円)	室 料 差 額	特 別 室	1 日	<u>15,000円</u> (20,000円)
	個 室 A	1 日	<u>8,500円</u> (11,000円)		個 室 A	1 日	<u>10,000円</u> (13,000円)
	個 室 B	1 日	<u>7,500円</u> (10,000円)		個 室 B	1 日	<u>7,500円</u> (10,000円)
	緩和ケア特別室	1 日	<u>12,000円</u> (15,000円)		緩和ケア特別室	1 日	<u>15,000円</u> (20,000円)
	緩和ケア個室A	1 日	<u>8,500円</u> (11,000円)		緩和ケア個室A	1 日	<u>10,000円</u> (13,000円)
				緩和ケア個室B	1 日	<u>7,500円</u> (10,000円)	
4 床室特別家具使用料		[略]	[略]	4 床室特別家具使用料		[略]	[略]
備考 [略]				備考 [略]			

令和5年度包括外部監査契約の締結について

次のとおり令和5年度包括外部監査契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）3月3日提出

枚方市長 伏見 隆

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 契約の相手方 | 住所 大阪市鶴見区横堤1丁目12番13-207号
氏名 横田 慎一
資格 公認会計士 |
| 2. 件名 | 令和5年度包括外部監査契約の締結 |
| 3. 目的 | 包括外部監査人の監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告の提出を受ける。 |
| 4. 契約期間の始期 | 令和5年4月1日 |
| 5. 契約金額 | 予算額を上限とする額 |
| 6. 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告提出後に一括払い |

<議案第126号参考資料>

包括外部監査人候補者選定結果

1 選定された令和5年度包括外部監査人候補者

- (1) 住 所 大阪市鶴見区横堤1丁目12番13-207号
- (2) 氏 名 横田 慎一 (よこた しんいち)
- (3) 資 格 公認会計士

2 枚方市包括外部監査人選定審査会への諮問

- (1) 諮問日 令和4年5月20日
- (2) 答申日 令和4年11月25日
- (3) 選定に至るまでの経過

令和4年5月20日 第1回枚方市包括外部監査人選定審査会開催
・ 募集要項、審査（評価）項目等についての協議

令和4年8月24日 第2回枚方市包括外部監査人選定審査会開催
・ 応募状況の報告
・ 1次選考（書類審査）の実施
・ 再公募実施の決定

令和4年10月28日 第3回枚方市包括外部監査人選定審査会開催
・ 応募状況の報告
・ 1次選考（書類審査）の実施

令和4年11月25日 第4回枚方市包括外部監査人選定審査会開催
・ 2次選考（面接審査）の実施
・ 候補者の選定に係る協議
・ 候補者の選定〔別添（選考評価結果）参照〕

(4) 選定理由

横田氏は、公認会計士として一貫して公共部門の監査、コンサルティング業務に携わっており、公共団体監査の豊富な経験と地方行財政に係る優れた専門的見識を有するものと認められた。補助者の支援体制についても、地方公共団体の監査経験を有する者で構成されており、それぞれの専門的知見を活かしたテーマに基づく質の高い監査が実施できる監査体制であると考えられた。

また、同氏は、包括外部監査が行政運営に有用なものであることを重視し、行政課題解決をサポートする課題解決提案型の監査実施を強く意識しており、このような同氏の監査方針は高く評価された。

さらに、公共部門監査の専門家として、本市の行政運営の改善に貢献したいという意欲、熱意を有していることも強く感じられた。

以上により、選定審査会において、横田慎一氏が包括外部監査人として十分な能力を有するとの結論に達したことから、同氏を令和5年度包括外部監査人の候補者として選定することが適当であると判断したものである。

(5) 審査会の委員構成（委員名は五十音順）

会 長	加藤 正浩	龍谷大学経営学部教授
副 会 長	三成 美保	追手門学院大学教授
委 員	佐井 英子	摂南大学経営学部教授
委 員	田中 潤子	一般財団法人大阪労働協会元理事長
委 員	谷本 和子	関西外国語大学短期大学部学長・教授

3 包括外部監査人候補者の決定

選定審査会の選定結果の答申に基づいて、令和4年12月28日に横田慎一氏を令和5年度包括外部監査人候補者として決定した。

令和5年2月2日に監査委員の意見聴取を行い、意見なしとの回答を得た。

包括外部監査人選考評価結果

○ 1次選考（書類審査）及び2次選考（面接審査）

区分	評価項目	配点 ウェイト	応募者 (横田慎一氏)
書類 審査	1 包括外部監査についての考え方	10点	7.40
	2 監査の実施方針	10点	9.40
	3 監査テーマの選定	5点	4.20
	4 監査のスケジュール	5点	4.80
	5 監査結果報告書の作成	5点	4.40
	6 監査の実施体制	5点	4.80
	7 監査費用の設定	5点	4.40
	8 職務上知り得た情報の取扱い	5点	4.60
	9 人物、実績	10点	9.40
	合計	60点	53.40
	合計×5/6	50点	44.50
面接 審査	1 包括外部監査人としての熱意・意欲	15点	15.00
	2 監査の実施体制に対する認識	5点	4.60
	3 本市の現状や行政課題に対する理解度	20点	19.20
	合計	40点	38.80
	合計×5/4	50点	48.50
総合	書類審査合計(50点満点)小数点第1位四捨五入		45
	面接審査合計(50点満点)小数点第1位四捨五入		49
	総 計 (100点満点)		94

[参考となる履歴、実績]

- ・公認会計士資格取得：平成26年8月22日
- ・包括外部監査に係る経験
 - 兵庫県包括外部監査人補助者（平成24年度～平成25年度）
 - 大阪市包括外部監査人補助者（平成24年度～平成26年度）
 - 枚方市包括外部監査人補助者（令和元年度）
 - 高槻市包括外部監査人補助者（令和2年度）
 - 東大阪市包括外部監査人補助者（令和2年度～令和3年度）
 - 山形県包括外部監査人補助者（令和4年度）
 - 寝屋川市包括外部監査人補助者（令和4年度）
 - 泉南市包括外部監査人補助者（令和4年度）
- ・所属：一般社団法人行政経営支援機構・横田慎一公認会計士事務所

樟葉西小学校給食調理場改修工事請負契約締結について

次のとおり樟葉西小学校給食調理場改修工事請負契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年（2023年）3月3日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆
2. 受注者 枚方市片鉾本町15番7号
株式会社昌栄工務店
代表取締役 赤松 昌一朗
3. 契約金額 金 242,880,000円
4. 契約保証金 契約金額の10%相当額
5. 工事名 樟葉西小学校給食調理場改修工事
6. 施工場所 枚方市楠葉並木1丁目11番1号
7. 工期 本契約締結日から令和6年5月31日まで
8. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

制限付き一般競争入札（低入札価格調査制度対象型） 執行調書

名称	樟葉西小学校給食調理場改修工事				
落札者名	(株) 昌栄工務店				
業務区分	工事				
契約金額 (内消費税額)	金 242,880,000 円		(金 22,080,000 円)		
工期または期間	自	本契約締結日		至	令和 6年 5月31日
公告日	令和 4年11月24日		入札日	令和 4年12月14日 10時40分	
※予定価格 (単位：円)	227,850,000		※調査基準価格 (単位：円)	209,622,000	
入 札 状 況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	第2回目 入札書記載金額	第3回目 入札書記載金額	備 考
	(株) 昌栄工務店	220,800,000			落札
	(株) ウェルテック	229,900,000			

※「予定価格」及び「調査基準価格」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。
 ①「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。
 ②「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

制限付き一般競争入札（業務希望型） 執行調書

1/2

名称	樟葉西調理場ドライ化改修工事設計委託				
落札者名	(株) 小笠原設計				
業務区分	コンサルタント				
契約金額 (内消費税額)	金 6,600,000 円		(金 600,000 円)		
工期または期間	自	令和 3年 5月28日	至	令和 4年 1月31日	
公告日	令和 3年 4月15日		入札日	令和 3年 5月11日 9時40分	
※予定価格 (単位：円)	8,886,000		※最低制限価格 (単位：円)	5,953,620	
入 札 状 況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	第2回目 入札書記載金額	第3回目 入札書記載金額	備 考
	(株) 小笠原設計	6,000,000			くじ引きにより落札決定
	(株) 上坂設計	6,000,000			
	(株) アーバンパイオニア設計	6,000,000			
	(株) 楓建築工房	6,330,000			
	(株) 栄和設計事務所	6,400,000			
	(株) TAU設計事務所	6,400,000			
	(株) 創建社ディーアンドアール設計	6,700,000			
	(株) 板垣建築事務所	6,880,000			
	(株) 金沢設計事務所	7,700,000			
	(株) 器設計	8,200,000			
	(株) 杉原設計事務所 大阪事務所	8,200,000			
	新建築設計事業協同組合	8,668,000			
	(株) SDIイドタセイイチアトリエ	8,717,000			
	(株) 阿波設計事務所	8,950,000			
(株) 匠設計	9,540,000				

※「予定価格」及び「最低制限価格」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

①「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。

②「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

制限付き一般競争入札（業務希望型） 執行調書

2/2

名称	樟葉西調理場ドライ化改修工事設計委託				
落札者名	(株) 小笠原設計				
業務区分	コンサルタント				
契約金額 (内消費税額)	金 6,600,000 円		(金 600,000 円)		
工期または期間	自	令和 3年 5月28日	至	令和 4年 1月31日	
公告日	令和 3年 4月15日		入札日	令和 3年 5月11日 9時40分	
※予定価格 (単位：円)	8,886,000		※最低制限価格 (単位：円)	5,953,620	
入 札 状 況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	第2回目 入札書記載金額	第3回目 入札書記載金額	備 考
	(株) アルト舎	9,860,000			
	(株) 土屋総合設計	9,900,000			
	(株) 池下設計 大阪事務所	12,900,000			
	(株) 内藤設計	3,609,000			失格
	(株) 建綜研	4,500,000			失格
	中本建築事務所	4,580,000			失格
	(株) 空間デザイン	5,513,000			失格
	(株) ピーピーアイ計画・設計研究所	5,670,000			失格
	(株) 泉谷設計	4,500,000			失格
	(株) can-archi design system	4,875,000			失格
	円坐設計	5,167,000			失格

※「予定価格」及び「最低制限価格」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

①「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。

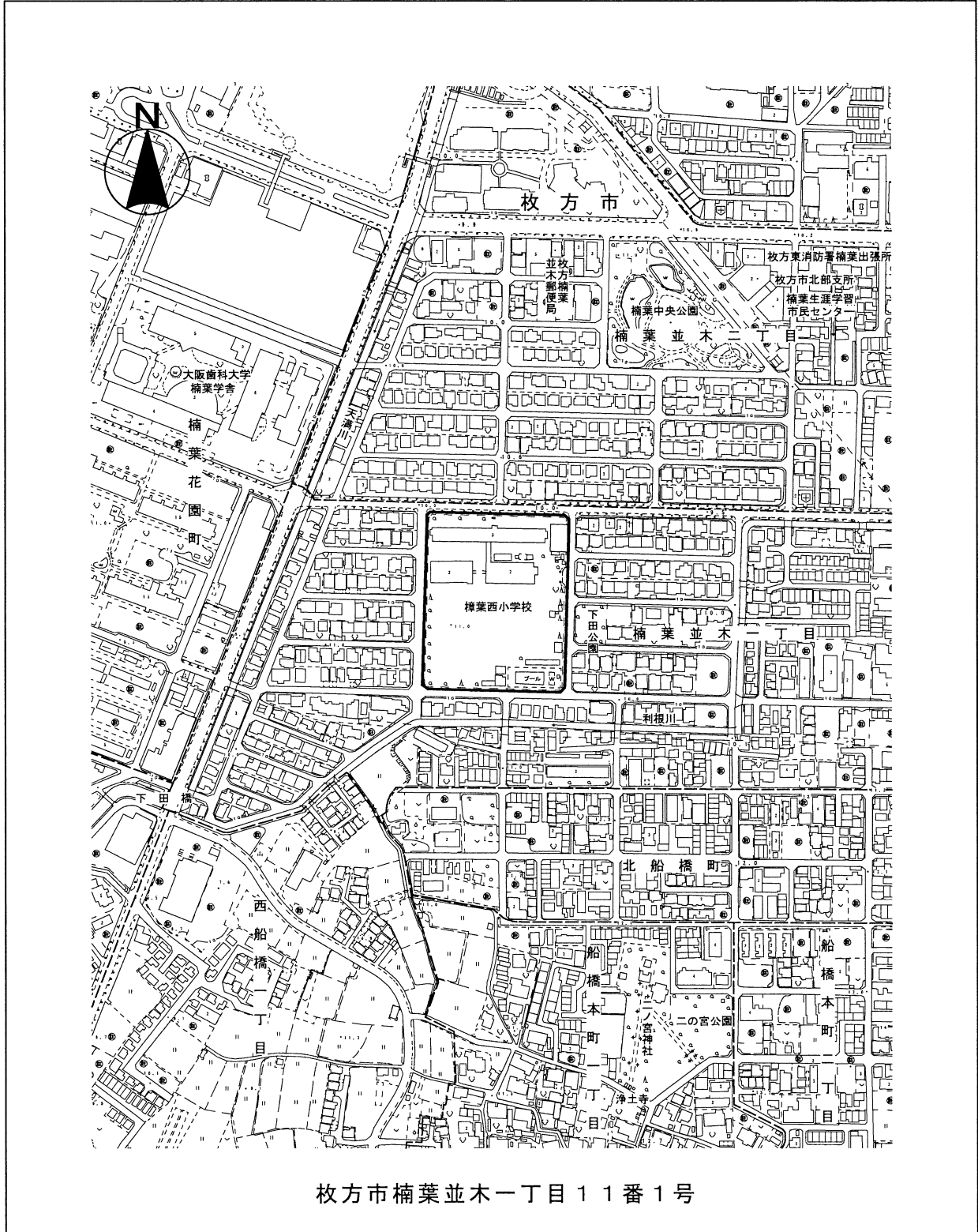
②「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

工 事 概 要 書

1. 工 事 名 樟葉西小学校給食調理場改修工事
2. 施工場所 枚方市楠葉並木1丁目11番1号
3. 工 期 本契約締結日から令和6年5月31日まで
4. 工事概要
 - ・ 給食調理場ドライ化改修工事
 - ・ 仮配膳室改修工事
 - ・ 上記に伴う電気設備工事一式、機械設備工事一式
5. 施工理由 樟葉西小学校給食調理場は、施設・設備の経年劣化が激しく、建物にも歪みが生じており、給食の提供に支障が生じるおそれがあることから、全部改修工事として、ドライ方式を導入した長寿命化改修を実施するものです。

工事場所位置図

工事件名 樟葉西小学校給食調理場改修工事



教育委員会委員の任命の同意について

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年（2023年）3月3日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生